









歴代市長

Table of past mayors with columns for name, term start, and term end.

財政

Table of fiscal data including income and expenditure for various years.

市債

Table of municipal bonds with columns for year and amount.

諸税

Table of various taxes including land tax and inheritance tax.

土地高低

Table of land prices in different districts, showing highest and lowest prices.

農業

Text describing agricultural trends, including land area and farm household statistics.

水産業

Table of aquaculture products and their prices.

市設小賣市場賣上高

Table of market prices for various commodities like rice, oil, and sugar.

會社

Table of companies with columns for name, type, and capital.

外國貿易

Table of foreign trade statistics showing export and import values.

銀行預金及貸出累年比較

Table comparing bank deposits and loans over several years.

信託

Table of trust statistics including assets and liabilities.

保險業概況

Table of insurance industry statistics for life and fire insurance.

交通

Table of transportation statistics including railway and bus services.

電鐵會社數

Table showing the number of electric railway companies.

六大都市 大阪

營業新程 三三 九三  
乘車人員(千人) 三三、三三、三三、三三、三三、三三  
乘車收入(千圓) 五、三、三、三、三、三  
一日平均乘車人員(千人) 一、一、一、一、一、一  
一日平均乘車收入(千圓) 一、一、一、一、一、一

公園數

(昭和十二年一月現在)

Table with columns for district names (區名), area (面積), and number of parks (數). Lists districts like 北區, 東區, 西區, etc.

神社及宗教 (昭和十四年末)

△神社及神職數

Table listing various religious institutions such as 官幣社, 別格官幣社, 府社, etc., with their respective counts.

學校

(昭和十五年三月末現在)

Table listing different types of schools (e.g., 幼稚園, 小學校, 高等女學校) and their student counts.

圖書館

(昭和十五年度)

Table listing library statistics including 府立, 市立, 私立, and 合計.

水道

(昭和十四年)

Table listing water supply statistics such as 給水戸數 and 消費水量.

醫療機關

(昭和十三年末)

Table listing medical facilities including 醫師, 藥劑師, 齒科醫師, and 傳染病.

入港船舶

(昭和十三年)

Table listing shipping statistics for 汽船, 洋船, and 和型汽船.

在留外地人

(昭和十三年末)

Table listing statistics for 朝鮮人 and 臺灣人.

職業紹介事業

(昭和十二年度)

Table listing job introduction statistics for 市設, 市設, and 合計.

土地種別

(昭和十五年一月一日現在)

Table listing land types such as 官有地, 民有地, and 總面積.

建物棟數

(昭和十四年末現在)

Table listing building statistics including 棟數 and 坪數.

宅地賃借價格

(昭和十六年七月末)

Table listing rental prices for 最高, 最低, and 平均.

六大都市 名古屋

Table listing statistics for 名古屋, including 世帯數 and 人口.

名古屋市

廣表

千種區

(昭和十五年一月現在)

Table listing statistics for 千種區, including 面積 and 人口.

昭和十五年國勢調查人口數
東區 三〇、九八〇
中區 二七、六四〇
西區 二七、六四〇
南區 二七、六四〇
計 一、一八、〇〇〇

昭和十六年度概算
市財政
昭和一十六年度概算
一般會計 三、〇〇〇、〇〇〇
水道事業費 八、九八〇、〇〇〇
電氣軌道事業費 三、七〇〇、〇〇〇
貯蓄物品資金 〇、〇〇〇、〇〇〇
都市計畫費 八、〇〇〇、〇〇〇
區劃整理費 五、〇〇〇、〇〇〇
名古屋城並濠川園費 三、〇〇〇、〇〇〇
公益質屋費 一、〇〇〇、〇〇〇
市債費 一、〇〇〇、〇〇〇
兒童就學獎勵費 九、〇〇〇、〇〇〇
基本財産特別基本財産及積立金 五、〇〇〇、〇〇〇
學校作業資金 八、〇〇〇、〇〇〇
中川運河費 一、二〇〇、〇〇〇

市債
青年學校生徒就學獎勵費 六、六三三
市民病院費 七、〇七三
工業指導諸費 三、七三三
用品調達費 一、三六〇、〇〇〇
勞務者住宅費 九、九二二
合計 三三、〇〇〇、〇〇〇

市內物價指數 (昭和十五年)
起價額 未償還額
水道事業費概算 三、〇〇〇、〇〇〇
都市計畫費概算 八、〇〇〇、〇〇〇
電氣軌道費概算 三、七〇〇、〇〇〇
公益質屋費概算 一、〇〇〇、〇〇〇
都市計畫土地區劃整理費 五、〇〇〇、〇〇〇
運河事業費概算 八、〇〇〇、〇〇〇
一般市費 三、〇〇〇、〇〇〇
計 三三、〇〇〇、〇〇〇

歲入歲出累年表 (但十五・十六年度は當初豫算)

年度 八月 九月 十月 十一月 十二月 平均
普通經濟 特別經濟 計
昭和十五年 三、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇
昭和十四年 二、九〇〇、〇〇〇 九〇〇、〇〇〇 二、九〇〇、〇〇〇 二、九〇〇、〇〇〇 二、九〇〇、〇〇〇 二、九〇〇、〇〇〇

水道 (昭和十五年末)
配水管延長 一、〇五三、五九米
總檢數 一、三三、九六檢
濾過水量 〇、〇〇〇、〇〇〇立方分米
一日平均水量 三、〇〇〇、〇〇〇立方分米
配水量 三、〇〇〇、〇〇〇立方分米
一日平均配水量 三、〇〇〇、〇〇〇立方分米
給水人口 一、二六一、五八人

醫療機關 (昭和十四年度)
種別 員數
市立病院 五
病院(官立私立) 五
公益診療機關 三
醫師 一、六〇〇
齒科醫師 一、二〇〇
藥劑師 一、二〇〇
看護婦 三、九〇〇

墓地 (昭和十三年末)
寺有墓地 七、〇〇〇坪
私有墓地 一、三〇〇坪
市有墓地 三三、〇〇〇坪
市立小學校兒童教員數調 (昭和十五年四月一日)
兒童數 教員數 學校數
南區 一、〇〇〇 一〇 一
中區 二、〇〇〇 二〇 二
西區 三、〇〇〇 三〇 三
東區 四、〇〇〇 四〇 四
計 一〇、〇〇〇 一〇〇 十

市立幼稚園

園児數	組數	保母數	園數
三〇七	三	六	四

註 三月一日現在ヲ示ス

市立中等諸學校

種別	生徒數	職員數	學校數
高等女學校	三、四三三	二五	三
商業學校	三、四九七	三三	四
工藝學校(本科)	二、九六六	一六	一
工藝專修學校	二、〇〇〇	一六	一
工業專修學校	二、〇〇〇	一六	一
機械專修學校(本科)	一、〇〇〇	一〇	一
修業學校(本科)	一、〇〇〇	一〇	一
實業學校	五、三三六	二七	二

縣・私立中等學校

種別	校數	教員數	生徒數
中學校(縣立)	九	二二	五、五五
高等女學校(縣立)	二	二	二、二二
工業學校(縣立)	二	二	二、二二
商業學校(縣立)	一	一	一、一一
女子實業學校(私立)	一	一	一、一一
合計	一六	二七	一、〇一六

高等專門學校大學

種別	教員數	生徒數
帝大	三三	一、〇〇〇
高工	三三	一、〇〇〇
名高	三三	一、〇〇〇
名山	三三	一、〇〇〇
金城	三三	一、〇〇〇
真宗	三三	一、〇〇〇

圖書館

種別	館數	現在圖書	閱覽人員
市立	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇
私立	七	一、〇〇〇	一、〇〇〇

青年學校

種別	校數	生徒數
市立	二	一、〇〇〇
私立	一	一、〇〇〇

名古屋青年團

種別	員數
市立	一、〇〇〇
私立	一、〇〇〇

選舉有權者確定數

衆議院	三、〇〇〇
議員	一、〇〇〇

商工業

種別	資本金
市會	一、〇〇〇
縣會	一、〇〇〇
市會	一、〇〇〇
縣會	一、〇〇〇
市會	一、〇〇〇
縣會	一、〇〇〇

主要工業總額(昭和十四年)

種別	總額
紡績工業	一、〇〇〇
織造工業	一、〇〇〇
機械工業	一、〇〇〇
金屬工業	一、〇〇〇
窯業	一、〇〇〇

工場労働者數及生産額

種別	労働者數	生産額
化學工業	一、〇〇〇	一、〇〇〇
製材工業	一、〇〇〇	一、〇〇〇
印刷工業	一、〇〇〇	一、〇〇〇
食品工業	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇

外國貿易

種別	輸出入	價額
輸出入	一、〇〇〇	一、〇〇〇
輸出	一、〇〇〇	一、〇〇〇
輸入	一、〇〇〇	一、〇〇〇

輸出入

種別	輸出入	價額
羊毛	一、〇〇〇	一、〇〇〇
人絹	一、〇〇〇	一、〇〇〇
高梁	一、〇〇〇	一、〇〇〇
木炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇
肥料	一、〇〇〇	一、〇〇〇
豆類	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇

入港船舶

種別	船舶數	乘車數
鐵道乘降人員	一、〇〇〇	一、〇〇〇
乘車	一、〇〇〇	一、〇〇〇
降車	一、〇〇〇	一、〇〇〇

電車・バス

種別	乘車數
市營電車	一、〇〇〇
市營バス	一、〇〇〇
市內神社一覽	一、〇〇〇

宗敎

種別	宗敎數
市會	一、〇〇〇
縣會	一、〇〇〇
市會	一、〇〇〇
縣會	一、〇〇〇



名古屋の史蹟名勝

【神佛】  
 熱田神社 熱田區新宮坂町  
 那古野神社 西區香屋町  
 若宮八幡宮 中區末廣區三  
 尾陽神社 西區香屋町  
 片山八幡社 東區大曾根町  
 豐國神社 中區中村公園内  
 泥江神社 西區交野町  
 七尾天神社 東區東二葉町  
 櫻天神社 西區香屋町  
 高藏座神社 熱田區東町高藏  
 關森八幡社 中區止木町  
 招魂社 西區南外町  
 七ツ社 中區門前町五  
 觀音寺 中區荒子町(荒子觀音)  
 笠覆寺 南區幸寺町(笠寺觀音)  
 寶生院 中區門前町四  
 長母寺 東區天田町  
 本遠寺 熱田區中田町  
 萬松寺 中區門前町一  
 建中寺 東區南井町一  
 興正寺 昭和區廣路町八事山  
 東本願寺別院 中區下茶屋町  
 西本願寺別院 中區門前町  
 日蓮寺 千種區田代町  
 清淨寺 中區天堀町  
 法淨寺大御堂 中區古渡町一

高岳寺 東區高岳町  
 妙行寺 中區中村町  
 五百羅漢 千種區田代町(大龍寺)  
 淨心觀音 市電淨心停留所東一丁  
 性高院 中區門前町  
 東輪寺 中區下茶屋町  
 【古】  
 那古野城址 歩兵第六聯隊内  
 古渡城址 中區下茶屋町(東別院内)  
 小森城址 中區天堀町(清淨寺内)  
 岩塚城址 中川區岩塚町(遍摩寺内)  
 稻葉地城址 中村區稻葉地町  
 御器所西城址 昭和區御器所町(尾陽神社内)  
 上野城址 千種區錦屋上野町  
 末森城址 千種區田代町(昭和聖堂隣)  
 戸部城址 南區呼稱町千種子城  
 荒子城址 中川區荒子町大字大和ヶ池  
 星崎城址 南區幸寺町(笠寺小學校内)  
 山崎城址 南區呼稱町大字千種子城  
 【宅】  
 藤原師長諱居地 昭和區瑞穂町南前田  
 源朝產場之井 熱田區廣屋町(誓願寺内)  
 池殿屋敷跡 同  
 景清社 熱田區神戶町  
 豐臣秀吉誕生地 中村區、中村公園  
 御所屋敷址 昭和區御器所東脇  
 加藤清正宅址 中村區中村町(妙行寺内)  
 河村瑞軒宅址 西區香屋町(敬愛寺内)  
 平手政秀宅址 西區西志賀町志賀公園内  
 木下長嘯子宅址 中村區、中村公園内

横井也右衛門敷址 中區下前津町尾橋一  
 【古】  
 八幡山古墳 昭和區、瑞穂町北丸屋  
 白鳥塚 熱田區白鳥町  
 斷夫山古墳 熱田區熱田西町根山  
 【墓】  
 織田信長墓所 中區門前町(總見寺内)  
 平手政秀墓所 中區天堀町(政秀寺内)  
 天野信景墓所 中區門前町(性高院内)  
 松平君山墓所 同  
 片岡源五右衛門墓 同東田町(乞徳寺内)  
 紫式部墓所 中區任吉町(傳光院内)  
 田宮如雲墓所 中區日出町(徳林寺内)  
 牧長清墓所 中區天堀町(清淨寺内)  
 織田信秀墓所 中區門前町(萬松寺内)  
 津田信俊守墓所 中村區稻葉地町(淺雲寺内)  
 井上土朗墓所 中區新築町四(昭運寺内)  
 下方左近之碑 千種區錦屋上野(永弘院内)  
 陳元贊墓所 東區南井町(建中寺内)  
 長屋六左衛門墓所 東區新井町(乘西寺内)  
 星野勘左衛門墓所 東區高井町(高岳院内)  
 平山親吉墓所 東區平田町(平田院内)  
 【芭蕉句碑】  
 三日月塚 東區大曾根町(了義院)  
 鳴塚 西區新道町(法藏寺)  
 鏡塚 中區天堀町(清淨寺内)  
 宵闇塚 同  
 栗原家(杉村) 東區杉村町西杉(解脫寺内)  
 時雨家(則武) 中村區、町西道上(證誠寺)

時雨塚新尾頭 熱田區新尾頭町(妙安寺)  
 萩塚 熱田區新尾頭町(妙安寺内)  
 春雨塚 中區古渡町(傳昌寺内)  
 千鳥塚 南區幸寺町(笠寺觀音内)  
 栗塚 同  
 歌塚 中區下茶屋町(東輪寺内)  
 石井直樹歌碑 中區門前町(七ツ寺内)  
 若山牧水歌碑 中區門前町(寶生院内)  
 安部照子歌碑 東區南井町(建中寺内)  
 本居宣長歌碑 熱田區白鳥町(白鳥院内)  
 【明治天皇御聖蹟】  
 龍影閣 西區庄内町(庄内公園)  
 名古屋城御殿 名古屋城内  
 名古屋大本營 東別院内  
 新御殿 中區下茶屋町東別院内  
 大本營の記念碑 同  
 入丁塚御野立所 南區新新町  
 明治天皇 南區呼稱町(富部神社内)  
 御駐蹕の址 同  
 普聞山御野立所 同  
 【其】  
 練面茶屋 昭和區御器町、公園内  
 松月齋 同  
 開天閣 同  
 清めの茶屋 熱田區廣屋町(誓願寺内)  
 舊藩學聖堂 中區水主町(法藏寺内)  
 明倫堂 西區香屋町(那古野神社内)

勝聖寺の鼓樓 中區大塚町  
 徳川美術館 東區香屋町  
 公會堂 同  
 裁斷權址 昭和區御器所町  
 笠寺一里塚 熱田區廣屋町  
 東田町一里塚 中區東田町(圓教寺内)  
 年魚市瀕勝景 南區呼稱町(白毫寺内)  
 櫻田景勝 南區香屋町  
 潛伏切支丹之墓 南區香屋町  
 信長草紙かけの松 中村區稻葉地廣雲寺内  
 日本武尊腰掛岩 中川區岩塚町(七所社内)  
 名古屋築城 中村區月島町  
 石切堀址 熱田區神戶町  
 七里渡 西區庄内町庄内公園内  
 稻生ヶ原古戦場 中區東橋町(榮國寺内)  
 切支丹塚 昭和區御器町  
 錦舞公園 南區呼稱町  
 東山公園 千種區田代町唐山  
 中村公園 中村區中村町  
 志賀公園 西區志賀町  
 東山動物園 千種區田代町東山公園  
 東山植物園 同  
 名古屋城 西區南外町  
 鑑氏白旗碑 中區止木町(關森八幡社)  
 源氏白旗碑 熱田區廣屋町(誓願寺)  
 豐臣秀吉像 中村區中村町(常泉寺)  
 加藤清正像 同  
 豐公産湯井 同  
 龜塚 中區三田町(長榮寺内)

熱田貝塚 熱田區廣屋町  
 櫻田貝塚 南區呼稱町櫻田  
 瑞穂町東牧 昭和區瑞穂町東牧  
 遺物包含地 西區西志賀貝塚  
 西志賀貝塚 南區呼稱町羽城、加藤景美氏宅  
 徳川家康幽居地 中區天堀町一の切白林寺  
 成瀬氏歴代墓 東區飯田町五〇  
 鳥ヶ池庭園 東區飯田町一〇五八  
 龍門庭園 中區大池町一〇五八

廣表 (昭和十五年五月現在)  
 極東 伏見區醍醐花園谷 三〇七五  
 極西 右京區嵯峨越前町 三〇七五  
 極南 伏見區納所町 三〇七五  
 極北 上京區上加茂 三〇七五  
 △市内の高低 海面よりの高さ  
 地最高 右京區嵯峨地蔵山 九四七・五  
 最低地 伏見區納所妙壽寺町 一四八  
 △面積 方針  
 全市 二八・六  
 左京區 三・〇  
 東山區 三・七  
 右京區 三・九  
 歷代市長 方針  
 三九七

六大都市—京都市

Table of land ownership statistics for Kyoto, including categories like '民有地' (Private Land) and '財政' (Finance), with columns for '昭和十四年二月一日現在' (As of Feb 1, 1914) and '昭和十四年一月一日現在' (As of Jan 1, 1914).

Table of land ownership statistics for Kyoto, including categories like '民有地' (Private Land) and '財政' (Finance), with columns for '昭和十四年一月一日現在' (As of Jan 1, 1914) and '昭和十四年二月一日現在' (As of Feb 1, 1914).

同十四年度 三、八六八、〇〇〇 三、八六八、〇〇〇

Table of population statistics for Kyoto, including '市價' (City Price) and '人口' (Population), with columns for '昭和十四年三月一日現在' (As of Mar 1, 1914) and '昭和十五年十月一日國勢調査' (National Census as of Oct 1, 1915).

Table of population statistics for Kyoto, including '市價' (City Price) and '人口' (Population), with columns for '昭和十四年三月一日現在' (As of Mar 1, 1914) and '昭和十五年十月一日國勢調査' (National Census as of Oct 1, 1915).

△市營バス 三九九

Table of bus statistics for Kyoto, including '市營バス' (City Bus) and '營業料(料)' (Operating Costs), with columns for '昭和十二年' (1912), '昭和十三年' (1913), and '昭和十四年' (1914).

Table of bus statistics for Kyoto, including '市營バス' (City Bus) and '營業料(料)' (Operating Costs), with columns for '昭和十二年' (1912), '昭和十三年' (1913), and '昭和十四年' (1914).

銀行 (昭和十三年)

Table of bank statistics for Kyoto, including '銀行' (Banks) and '支店' (Branches), with columns for '本店' (Head Office) and '支店' (Branches).

會社 (昭和十三年)

Table of company statistics for Kyoto, including '會社' (Companies) and '社員' (Employees), with columns for '社員' (Employees) and '職員' (Officers).

教育 (昭和十三年)

Table of education statistics for Kyoto, including '教育' (Education) and '種別' (Types), with columns for '種別' (Types) and '職員' (Officers).

神社・寺院 (昭和十三年)

Table of shrine and temple statistics for Kyoto, including '神社・寺院' (Shrines and Temples) and '別格官幣社' (Special Official State Shinto Shrines).

醫療機關

Table of medical institution statistics for Kyoto, including '醫療機關' (Medical Institutions) and '昭和十二年' (1912) vs '昭和十三年' (1913).

傳染病

Table of infectious disease statistics for Kyoto, including '傳染病' (Infectious Diseases) and '昭和十二年' (1912) vs '昭和十三年' (1913).

公園

Table of park statistics for Kyoto, including '公園' (Parks) and '開設年月' (Opening Date).

觀光里程表 (京都市區)

Table of sightseeing distances from Kyoto, listing various temples and shrines like 平安神宮, 北野神社, 仁和寺, etc., with distances in kilometers.

横濱市

廣表 (昭和十二年)

Table of geographical locations and distances in Yokohama, including 鶴見區, 磯子區, 磯子區, etc., with distances in kilometers.

Table showing population statistics for various districts in Yokohama, including 鶴見區, 磯子區, 磯子區, etc., with male and female counts.

(昭和十五年十月一日國勢調査)

歴代市長

Table of past mayors of Yokohama, listing names like 氏名, 就任年月日, 退職年月日, and their respective terms.

Table of fiscal data for Yokohama, showing 青木周三, 同, 〇・八三, 現在, 純歳入, 純歳出.

諸稅負擔額 (昭和十三年度)

Table of tax burden amounts for various categories like 直接國稅, 市縣稅, etc., for the fiscal year 1938.

在留外國人數 (昭和十二年末)

Table of foreign residents in Yokohama by country, including 中國, 華北, 英國, 美國, etc., with counts for 戶數 and 人口.

會社 (昭和十三年)

Table of companies in Yokohama, listing names like 佛達資本金, 佛達, etc., with financial data.

外國貿易

Table of international trade statistics, showing 輸出 (Exports) and 輸入 (Imports) for various goods like 生絲, 絹織物, etc.

六大都市 横濱市

其他共計

Table of other miscellaneous statistics, including 大豆, 生花, 羊毛, etc., with counts.

交通

Table of transportation statistics, including 出入船舶, 市電, 市バス, etc., with counts and rates.

社會事業總覽 (昭和十三年度末)

Table of social welfare activities, including 妊産婦保護事業, 兒童保護事業, etc., with counts.

水道

Table of water supply statistics, showing 給水戸數, 給水消費量, etc.

傳染病

Table of infectious diseases, listing 赤痢, 腸チフス, etc., with counts for 昭和十二年 and 十三年.

發珍子フス	1	1	1
コレラ	1	1	1
猩紅熱	3	3	3
チフテリア	3	3	3
流行性腦脊髄膜炎	3	3	3
計	11	11	11

瓦斯事業 (昭和十三年)

一日最高	107,885
一年間	1,011,800
製造量	107,885
送出量	107,885
消費石炭粉炭	1,011,800
供給戸數	3,676
火口數	1,500

選舉有權者 (昭和十三年)

種別	議員定員	選舉有權者
衆議院議員	3	1,912
縣會議員	6	1,473
市會議員	6	1,473

名所舊蹟

△中區 區内  
 三溪園(中區本牧町)、野毛川公園、  
 弘明寺(中區弘明寺町)、掃部山公園、  
 橫濱公園、伊勢山皇大神宮、山下公園。  
 △鶴見區 區内  
 生麥ノ碑、總持寺、花月園、子生山、諏訪守城址  
 不動尊、東海通市場一里塚。  
 △神奈川區 區内

神戸市

廣表

方位	地名	距離
北	多井川	1.2
西	北西	1.2
東	北西	1.2
南	北西	1.2
極北	北西	1.2
極南	北西	1.2
極東	北西	1.2
極西	北西	1.2
極北	北西	1.2
極南	北西	1.2
極東	北西	1.2
極西	北西	1.2

土地種類

種別	昭和十一年	同十二年	同十三年
總面積	6,555,555	6,755,555	6,855,555
住宅地	1,955,555	2,055,555	2,155,555
商業地	1,255,555	1,355,555	1,455,555
工業地	1,555,555	1,655,555	1,755,555
農地	1,755,555	1,855,555	1,955,555
其他	1,055,555	1,155,555	1,255,555

土地高低

最高地名	最低地名
六甲山 633.3米	岩屋(敏馬) 0.5米
慶耶山 555.5米	新生田川尻 0.9米
大倉山 555.5米	東川崎町 1.0米
平野谷山頂 555.5米	矢野町 2.6米
會下山 555.5米	宇野町 2.6米
大日山 555.5米	島上町海岸 2.6米
鷹取山 555.5米	野田村海岸 2.6米
	野田村海岸 2.6米
	野田村海岸 2.6米
	野田村海岸 2.6米

歴代市長

氏名	就職年月日	退職年月日
鳴瀬幸恭	明治三三・五・三	明治三三・五・三〇
坪野平太郎	同 三三・五・三〇	同 三三・五・三〇
水上浩躬	同 三三・五・三〇	同 三三・五・三〇
鹿島房次郎	同 三三・五・三〇	同 三三・五・三〇
櫻井鐵太郎	同 三三・五・三〇	同 三三・五・三〇
石橋爲之助	同 三三・五・三〇	同 三三・五・三〇
黒瀬弘志	同 三三・五・三〇	同 三三・五・三〇
勝田銀次郎	同 三三・五・三〇	同 三三・五・三〇

會社

種別	社數	公積資本	積立金
株式會社	7	7,000,000	1,000,000
合資會社	1	1,000,000	1,000,000
合名會社	1	1,000,000	1,000,000
株式合資	1	1,000,000	1,000,000
計	10	10,000,000	3,000,000

會社營業別

種別	株式	合資	合名
農	1	1	1
水産	1	1	1
工業	1	1	1
商業	1	1	1
運輸	1	1	1
總計	5	5	5

乘降船總數

種別	昭和十三年	同十四年
航	1,111	1,111
航	1,111	1,111
航	1,111	1,111
航	1,111	1,111
航	1,111	1,111
航	1,111	1,111
航	1,111	1,111
航	1,111	1,111
航	1,111	1,111
航	1,111	1,111

外國貿易

種別	昭和十一年	同十二年	同十三年
輸出	1,111	1,111	1,111
輸入	1,111	1,111	1,111
計	2,222	2,222	2,222

上水道消費量

種別	昭和十一年	同十二年	同十三年
給水量	1,111	1,111	1,111
消費水量	1,111	1,111	1,111
給水量	1,111	1,111	1,111
消費水量	1,111	1,111	1,111

醫療機關

種別	昭和十一年	同十二年	同十三年
醫院	1	1	1
診療所	1	1	1
牙科	1	1	1
藥劑師	1	1	1
鍼灸師	1	1	1
助産師	1	1	1
看護婦	1	1	1
計	7	7	7

銀行

種別	昭和十一年	同十二年	同十三年
總店	1	1	1
支店	1	1	1
出張所	1	1	1
計	3	3	3

川神社、長田及び生田兩官幣神社の外、縣社三、郷社四、村社五九、無格社三〇、合計九九社。寺院數は一五四、その主なるものは真宗四二、淨土宗二九、臨濟宗二七、眞言宗、日蓮宗の各十六、教團及説教所は神道三八〇、佛道二七八、基督教五一である。

校園總覽

(昭和十三年四月末現在)

Table with columns: 學校種別 (School Type), 學校 (School), 教員 (Teachers), 學生生徒及兒童 (Students and Children). Lists various schools like 官立大學專門學校, 縣立中等學校, etc.

圖書館

(昭和十四年四月末)

Table with columns: 和漢書 (Japanese/Chinese Books), 洋書 (Foreign Books), 計 (Total). Shows book counts for 和漢書, 洋書, and total.

在留外國人

Table showing the number of foreigners residing in Kobe, categorized by country/region like 英國 (UK), 美國 (USA), 蘇聯 (USSR), etc.

入港外航汽船國籍別

(昭和十三年)

Table showing the number of foreign steamships entering the port, categorized by nationality like 日本 (Japan), 英國 (UK), 美國 (USA), etc.

市營電車成績

Table showing the performance of the municipal tram system, including passenger numbers and fare revenue for 昭和十一年 and 昭和十三年.

市有財産 (昭和十二年)

Table listing municipal assets such as 土地 (Land), 建物 (Buildings), 現金 (Cash), and 其他 (Others).

市債 (單位圓)

Table showing municipal debt, including 起債額 (Issuance Amount), 償還額 (Redemption Amount), and 未償還額 (Unrepaid Amount).

社會事業施設 (昭和十三年)

Table listing social welfare facilities like 兒童保護 (Child Protection), 救護事業 (Rescue Work), 失業保護 (Unemployment Protection), etc.

電燈電力

Table showing electricity statistics for 昭和十二年 and 同十三年, including 電燈(燈)需要戸數 (Number of electricity meters) and 電力(キロワット)需要戸數 (Number of electricity meters).

昭和十四年度神戸市魚類主要府縣別取扱高

Table showing the volume of fish caught in Kobe in 1945, categorized by prefecture like 兵庫 (Hyogo), 遠洋 (Toyo), 朝鮮 (Chosen), etc.

昭和十四年六大都市傳染病患者死亡調査

Table showing the number of deaths from infectious diseases in six major cities (東京, 大阪, 京都, 名古屋, 神戸, 横濱) in 1945, including 發生數 (Number of cases) and 死亡率 (Mortality rate).

諸稅負擔一世帶當平均(單位圓)

Table showing the average tax burden per household for 昭和十二年 and 昭和十三年, categorized by 直接國稅 (Direct National Tax) and 市稅 (City Tax).

工業總額

Table showing the total industrial output for 昭和十一年 and 昭和十二年, categorized by industry type like 紡績工業 (Textile Industry), 金屬工業 (Metal Industry), etc.

市基本財産及積立金

(昭和十三年四月一日現在)

Table showing the city's basic assets and reserves as of April 1, 1944, including 公債 (Municipal Bonds), 株券 (Shares), 運用金 (Operating Funds), etc.

# 外 地

## —外地大觀—

### 氣候・風土

外地に於ける氣候・風土を一瞥すれば、朝鮮は大陸性のため北方部は概して大陸性氣候で寒暖の差が甚しく、従つて冬期の寒氣は極めて厳しく、又夏季は内地に比して更に高温である。然し南方部は内地と同様に氣候は一般に温和である。

△臺灣 は北回歸線が島の中央部を横断して居るので當然亞熱帯に屬し、従つて冬でも高山の外は降雪なく結霜することも極めて稀に、氣温の氷點下に降つたことは領事後僅か二回を數ふるに過ぎない。

△樺太 は沿岸を寒暖二種の海流に洗はれ、近くアジア大陸の影響をも受けてゐる。即ち暖流に洗はるゝ南西沿岸部は比較的溫暖であり、寒流の影響を受ける北東海岸は寒冷であり、中部は山脈に圍まれて大陸的氣候を呈し寒暑の差が甚しい。

△關東州 は遼東半島の尖端に位し東は黃海に、西は渤海に瀕し、鐵道附屬地は大連、新京間、安東、奉天間、旅順線、營口線の鐵道用地及市街地である。滿洲の氣象は沿海一帯の地に於て多少海

洋の影響を受けるも概して大陸的氣候の特色を現はし、冬期に於ては比較的溫暖なる關東州附近においても零下二十度前後に上ることがある。

△南洋群島は 全管内悉く熱帯圈内にありて四季の別なく、謂はゆる常夏の國である。

### 住 民

朝鮮の住民は朝鮮人に次いで内地人多數を占め外國人は昭和十三年末(以下同じ)に於て四萬九千餘、臺灣人は極く尠少である。

△臺灣 は本島人に次いで内地人、中華民國人、朝鮮人、中華民國以外の外國人といふ順位で、本島人は更に漢人種平埔族、高砂族とより成り更に漢人種も福建族、廣東族に大別され本島住民中の九割四分餘を占めてゐる。蕃族は本島内に於ける最も古い種族で生蕃、化蕃と熟蕃の三種とし、その生蕃と化蕃を通じて更に七種族に分類せられる。タイワル族、サイセツト族、ツオウ族、ブヌン族、パイワン族、アミ族、ヤミ族のそれである。

△樺太 は内地人、朝鮮人、土著人、外國人の順序で、土著人の主なるものはアイヌ人、これに次いでオロツコ、ニクブン、キーリン、サンダー、ヤクーツで、ヤクーツの如きは僅かに二名に過ぎない。

△關東州 及附屬地は滿洲人、内地人、朝鮮人及び其他の外國人。

△南洋は島民、内地人、外國人の順序である。また島民は人種學上總稱してミクロネシア族と呼はるゝものであるらしく、而かも同一群島内に在る島嶼にして種族の異なるほど複雑したものである

### 現在人口種別(昭和十三年)

種別	人口
本地人	三、五、六、六
内地人	三、五、六、六
其他の外國人	三、五、六、六
朝鮮	三、五、六、六
臺灣	三、五、六、六
樺太	三、五、六、六
南洋	三、五、六、六
關東州	三、五、六、六

### 出生、死亡數(昭和十三年)

種別	出生	死亡	自然増加
朝鮮	三、五、六、六	三、五、六、六	三、五、六、六
臺灣	三、五、六、六	三、五、六、六	三、五、六、六
樺太	三、五、六、六	三、五、六、六	三、五、六、六
南洋	三、五、六、六	三、五、六、六	三、五、六、六
關東州	三、五、六、六	三、五、六、六	三、五、六、六

### 婚姻及離婚數(昭和十三年)

種別	婚姻	離婚
朝鮮	三、五、六、六	三、五、六、六
臺灣	三、五、六、六	三、五、六、六
樺太	三、五、六、六	三、五、六、六
南洋	三、五、六、六	三、五、六、六
關東州	三、五、六、六	三、五、六、六

## 一 朝 鮮

### 沿 革

朝鮮はその地理上、古來我國と密接不離の關係に在り、平和的交通に依る血縁的混和、並に文化的傳承は更なり、半島が優勢な外國諸民族の脅かすところとなるや我國は多大の犠牲を拂つてその急を救つたこと一再でなかつた。この間半島は三國・新羅・高麗を経て、李朝と華つたが、李朝中期以後は國勢頓に衰へ、内には國政紊亂して住民其の堪に安んぜず、外には加はり來る國際の重壓に抗してその存立を保つ能はず、延いて、極東禍亂の危機を醸成するに至つた。是に於て、我國は之が爲に日清・日露の兩役を重ねてこの外難を撃攘し、極東の安全を永遠に保障する必要より、明治四十三年、遂に之を完全に併合し、その人民は悉く皇國臣民として、天皇統攝の下に立ち、總督に依つて施政せられることとなつたのである。

爾來、歴代總督は、よく併合の國是に遵つて民力の涵養に専念し、時勢の進展に應じて教育の改善、産業の開発其他諸般の施設に努力せる結果、經濟・産業の發達より民力の向上、極めて著し

### 歴代朝鮮總督

姓名	就任年月日
伊藤博文	明治三〇・一
齋藤實	同 四〇・六
寺内正毅	同 四四・五
長谷川好道	同 四四・五
齋藤實	大正五・二
宇垣一成	同 八・八
山梨半造	臨時代理 昭和二〇・五
齋藤實	同 二二・三
宇垣一成	同 二二・三
南次郎	同 二二・三

### 道行政區劃(昭和十五年)

道	面積	府	郡	島	邑	面
京畿道	三、三、三、三	三	三	三	三	三
忠清北道	七、四、八	一	一	一	一	一
忠清南道	八、一、一	一	一	一	一	一
全羅北道	八、五、五	一	一	一	一	一
全羅南道	三、八、七	一	一	一	一	一
慶尙北道	一、六、九	一	一	一	一	一
慶尙南道	三、三、五	一	一	一	一	一
黃海道	二、七、五	一	一	一	一	一
平安南道	二、四、九	一	一	一	一	一
平安北道	二、六、四	一	一	一	一	一
江原道	三、三、三	一	一	一	一	一
咸鏡南道	三、一、九	一	一	一	一	一
咸鏡北道	三、一、七	一	一	一	一	一
總計	三、〇、七、三	三	三	三	三	三

### 國語を解する本島人

年	朝鮮人總數	國語を解する者	人口千
大正十二年	一、七、〇、九、三	七、三、八、七	四、〇、〇
昭和三年	一、八、六、七、三	一、九、〇、八、二	六、〇、三
同 八年	三、〇、五、五、一	一、五、八、三	六、〇、〇
同 十三年	三、五、七、七、六	二、七、七、八、七	三、三、八
同 十四年	三、八、〇、六、七	三、〇、九、八、三	三、六、八

主要都市人口(昭和十三年末)

京城府	五七,三〇〇	仁川府	一八,七〇〇
開城府	六,五〇〇	太田府	四,九〇〇
蔚山府	四,六〇〇	全州府	四,〇〇〇
木浦府	三,三〇〇	光州府	三,〇〇〇
大邱府	三,〇〇〇	釜山府	三,〇〇〇
馬山府	三,〇〇〇	平壤府	三,〇〇〇
鎮南浦府	三,〇〇〇	新義州府	三,〇〇〇
元山府	三,〇〇〇	咸興府	三,〇〇〇
清津府	三,〇〇〇	羅津府	三,〇〇〇

歳入歳出

昭和十三年	昭和十四年
歳入	歳入
臨時部	臨時部
經常部	經常部
總計	總計
歳出	歳出
臨時部	臨時部
經常部	經常部
總計	總計

耕地面積(各年末)

昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
千町歩	千町歩	千町歩
田(畑)	田(畑)	田(畑)
畜(田)	畜(田)	畜(田)
合計	合計	合計

各道面積と現住戸口(昭和十四年末)

道	面積	戸數	總數	内地人	朝鮮人	外國人
京城道	三,〇七,九〇〇	三,〇七,九〇〇	三,〇七,九〇〇	三,〇七,九〇〇	—	—
忠清南道	八,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	—	—
忠清北道	八,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	—	—
全羅南道	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	—	—
全羅北道	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	—	—
慶尙南道	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	—	—
慶尙北道	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	—	—
黃海道	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	—	—
平安南道	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	—	—
平安北道	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	—	—
江原道	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	—	—
咸鏡南道	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	—	—
咸鏡北道	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	—	—

現住戸口累年別

年	内地人	朝鮮人	外國人
明治四十三年	—	—	—
大正三年	—	—	—
同七年	—	—	—
同十一年	—	—	—
昭和元年	—	—	—

農業者戸口

昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
農業者	農業者	農業者
内地人	内地人	内地人
朝鮮人	朝鮮人	朝鮮人
外國人	外國人	外國人

主要農産物

米	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
小麦	—	—	—
大豆	—	—	—
雑穀	—	—	—
麻	—	—	—
棉花	—	—	—
其他	—	—	—

職業別人口

職業	昭和十三年末	昭和十四年末
農業	—	—
水産業	—	—
工業	—	—
商業	—	—
交通業	—	—
公務自由業	—	—

林産額(昭和十四年)

木材	—
竹	—
薪炭	—
其他	—
山菜	—
山野藥	—
其他	—

土石類 其他

合計 一、三三〇

家畜及家禽 (單位頭)

種	昭和十一年	同十二年	同十三年
牛	一、三〇七、七九七	一、三三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇
馬	五、五〇〇	五、九〇〇	五、九〇〇
騾	三、九七〇	三、五〇〇	三、五〇〇
豚	一、〇九五	一、〇九五	一、〇九五
綿羊	一、五三三、五〇〇	一、五三三、五〇〇	一、五三三、五〇〇
山羊	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇
鷄	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鴨	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七面鳥	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

桑田面積 (昭和十五年)

既設桑田	本面積	見積面積	計
新設桑田	三、七〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇
合計	三、七〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇

水産

水産製造物	漁獲高	合計
昭和十年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和十一年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和十二年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和十三年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

業別

朝鮮に本店を有するもの	朝鮮に支店を有するもの	本社	資本	社債	資本
農林業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
商業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
工業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
金融業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
運輸業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
電気業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
その他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

許可鑛區數

總計	三、三三三	三、三三三	三、三三三
金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
銅	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
水銀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鉛	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
亞鉛	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
錫	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
硫磺	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
鉬	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
タングステン	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
水銀	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
タングステン	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
金銀銅鉛亜鉛其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
砒	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
安質母	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
煤	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
石炭	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雲母	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
石棉	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
高嶺土	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
珪砂	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
螢石	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
マグネサイト	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

工業額

紡績工業	昭和十三年	昭和十四年
織物	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
印刷及製本業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
木製品工業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
化學工業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
窯業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
機械器具工業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
金屬工業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
其他の工業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
總計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

國有鐵道

營業料	昭和十二年度	同十三年度
營業料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
旅客人員	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
貨物噸數(噸)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
手小荷物(担)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

私設鐵道

客車(千圓)	昭和十二年	同十三年
貨車(千圓)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
手小荷物	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計(千圓)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

船

登簿船	不登簿船
汽船	汽船
帆船	帆船
合計	合計

保險業況 (昭和十三年)

△生命保險	件數	金額
△火災保險	件數	金額
△海上保險	件數	金額

郵便貯金

昭和十一年度	人員	金額
昭和十二年度	人員	金額
昭和十三年度	人員	金額
昭和十四年度	人員	金額
昭和十五年度	人員	金額

神社・宗教 (昭和十五年)

神社	件數	金額
寺院	件數	金額
宗教	件數	金額





# 臺灣

## 沿革

臺灣及澎湖島は支那人の發見に俾り、隋、唐の時代に支那人の澎湖島に移住する者も相當に在つた様であるが、臺灣本島との關係は全く不明である。西紀一六〇二年和蘭人が爪哇のバタビヤに東印度會社を起し東洋貿易に従事したが、一六二一年東進して澎湖島を占領し臺灣南部に勢力を占めたが、西班牙艦隊亦一六二六年北部臺灣、即ち基隆地方を發見して比處に上陸し、勢の趨くところ遂に兩國人の大争闘となり、其の結果西班牙が敗北して全部放逐せらるゝに至つた。降つて明朝滅亡の際、明の遺臣鄭成功は臺灣の回復を圖り、一六六一年先づ澎湖島を略し更に臺灣に渡つたが、和蘭人は衆寡敵せず遂に臺灣を棄て、爪哇に去つた。

鄭氏の臺灣に據るや、澎湖島をも併せ自ら此地に王として恩威並ひ行はれたが、其の孫克敏に至つて父祖の大業を繼ぐに堪へず、清國の來り攻むるに遇ひ遂に其の軍門に降つた。時に康熙二十二年（西紀一六八三年）七月である。

康熙二十三年清國は此處に臺灣府を設け府の下に三縣を置き、臺灣府を福建省に隸屬せしめ、福建巡撫の下に之を統轄せしめた。明治四年琉球藩民五十餘名が臺灣に漂著し尋人に殺害せられたが清國政府は生蕃は化外の民にして、固より政治の

及ぶところに非ずとして責任を回避した爲、我國は清國の主權が臺灣に及ばざるものと認め、同七年海軍中將西郷從道を遣はして之を討伐せしめた然るに其後清國は説を變じて臺灣は其の版圖に屬することを主張した。明治二十七年日清兩國の修交破れ、同二十八年の下關條約に依り臺灣は澎湖列島及其他の附屬島嶼と共に我が領有に歸した。同年五月第一代總督として海軍大將樺山資紀が任命せられたが、當時臺灣守備の清國兵等は割讓を潔しとせず、日本に對して抵抗せんとした爲、近衛帥長官北白川宮能久親王殿下は大命を拜して征途に就き給ひ、躬ら軍に將として三貂角に御上陸せられ基隆を攻撃し六月三日之を陥れて北部の鎮定を完了せられた。然るに北白川宮殿下には南進の途上風土病に罹られ凱旋の日近き十月二十八日、臺南城下に薨去せられたことは千秋の恨事である。其の後土匪の變亂相次いで起つたが、明治三十五年頃迄には全く我が皇威に服し平靜となるに至つた。

## 歴代臺灣總督

總督	就任年月日
樺山資紀	明治二十八年五月十日
桂太	同二十九年六月二日
乃木希典	同二十九年十月十四日
兒玉源太郎	同三十一年二月二十六日
佐久間 佐馬太	同三十九年四月十日
安東 貞美	同三十九年五月
明石元二郎	同三十九年六月

## 位置

方位	地名	緯度
極東	基隆市棉花嶼東端	東經 一二〇・〇
極西	澎湖廳花嶼西端	同 一二九・〇
極南	高雄州七星台南端	北緯 二二・〇
極北	基隆市彭佳嶼北端	同 三三・六

## 本島の地勢、氣候

地形は東西に狭く南北に長い、東海岸は屈曲少く、中央部は山脈南北に縱走し、その西方に分岐するはシルビヤ山脈、水社山脈、新高山脈、北端近く大屯火山系、東部海岸に海岸山脈ありて、全島總面積の、約三分の二は山岳地帯である。然かも之等山脈中には、三千三百米以上の高山が四十

八座ある。斯く南北を貫通する山脈により地勢自ら東西に分れ、西部は平野を成して濁水溪、下淡水溪、大甲溪その間を貫流して本島主要産業を爲す農産物を豊富に産出する。氣温は亞熱帯で氷點以下になること稀で、領臺夜霜が二回あつたのみである。各年に於ける平均最低氣温は極北基隆が六十六度、極南恒春が七十一度で其の日数は内地の十分の一以下である。従つて四季草花の絶え間なく、常緑の美觀を呈して居る。

## 面積(方料)

臺北州	四、五〇〇・〇	新竹州	四、五〇〇・〇
臺中州	七、三二〇・〇	臺南州	五、四三〇・〇
高雄州	五、三二〇・〇	臺東廳	三、五五〇・〇
花蓮港廳	四、六六〇・〇	澎湖廳	二、六〇〇・〇
總數	三、五、六二二		

## 現在人口(昭和十三年末)

州廳別	總數	男	女
臺北州	一、三三、七〇七	六七、七〇七	六六、〇〇〇
臺中州	一、四〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
高雄州	一、〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
新竹州	一、〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
花蓮港廳	七三、〇〇〇	三六、〇〇〇	三七、〇〇〇
臺東廳	三三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一七、〇〇〇
澎湖廳	二二、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇

外地—臺灣

## 國語を解する本人

年	總數	男	女
明治三十八	二、一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
大正四	五、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇
昭和九	九、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇
昭和五	三、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇

本表は大正四年迄は戸口調査、同九年以後は國勢調査の結果で、何れも十月一日現在である

## 主要都市人口(昭和十三年)

臺北市	三、八、三三三	臺南市	三、〇、〇〇〇
基隆市	二、〇、〇〇〇	高雄市	一、九、〇〇〇
嘉義市	一、〇、〇〇〇	臺中市	一、〇、〇〇〇
新竹市	一、〇、〇〇〇	彰化市	一、〇、〇〇〇
屏東市	一、〇、〇〇〇		

## 官公吏員人員(昭和十三年)

勅任官	一	同待遇	一
奏任官	一〇三	同待遇	一〇三
判任官	三、〇〇〇	同待遇	三、〇〇〇
地方待遇職員	七	判任待遇	七
吏任待遇職員	三、〇〇〇	嘱託	三、〇〇〇
總員	三、〇〇〇	總員	三、〇〇〇
總數	三、〇〇〇	總數	三、〇〇〇

## 歳入歳出(單位圓)

歳入之部	昭和十四年	昭和十六年
經常部	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇
臨時部	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
總計	四、五〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇
歳出之部	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
經常部	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇
臨時部	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
總計	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇

## 國稅總覽(單位圓)

國稅總額	昭和十二年	昭和十三年
內國稅	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
關稅	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇
噸稅	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

## 田畑面積(單位甲)

田	畑
昭和七年末	八、〇〇〇、〇〇〇
八年末	八、〇〇〇、〇〇〇
九年末	八、〇〇〇、〇〇〇
十年末	八、〇〇〇、〇〇〇
十一年末	八、〇〇〇、〇〇〇
十二年末	八、〇〇〇、〇〇〇
十三年末	八、〇〇〇、〇〇〇

(註)一甲は九段七畝二十四歩。

農產物(昭和十三年)

Table of agricultural products including rice, wheat, and various oils, with columns for quantity and price.

私有(原)野林

Table of private forest products including timber and charcoal, with columns for quantity and price.

鑛產

Table of mineral products including gold, silver, and various ores, with columns for quantity and price.

林野面積(單位甲)

Table showing forest and field area statistics for various years.

水産(單位千圓)

Table of fisheries production statistics for different years.

工業(昭和十二年)

Table of industrial production statistics for various sectors.

機械器具工業

Table of machinery and equipment industry statistics.

貿易(單位千圓)

Table of trade statistics showing import and export values.

教育(昭和十三年度末)

Table of education statistics including school counts and student numbers.

會社(昭和十三年末)

Table of company statistics including counts and assets.

鐵道

Table of railway statistics including passenger and freight numbers.

Table with columns for '收入' (Income) and '支出' (Expenditure) for '樺太' (Karafuto). Includes sub-categories like '郵便物' (Post) and '手荷物' (Hand baggage).

醫療機關

Table listing medical institutions in Karafuto for the years 1911, 1912, and 1913. Includes categories like '病院' (Hospital), '診療所' (Clinic), and '助産所' (Midwife station).

Table showing '傳染病' (Contagious diseases) for 1912 and 1913. Lists diseases like '霍亂' (Cholera) and '赤痢' (Dysentery) with death counts.

Table showing '距離' (Distances) from various locations in Karafuto to the '樺太' (Karafuto) region.

Table listing '神社及神職數' (Number of shrines and priests) in Karafuto for 1913 and 1914.

沿革・地誌

樺太

Historical text describing the region of Karafuto, mentioning its location, administrative changes, and historical events.

歴代樺太廳長官

Table listing the names and appointment dates of the successive governors of Karafuto.

土地處分面積(單位アール)

Table showing land area statistics for Karafuto from 1906 to 1914, including '總數' (Total) and '現在戸口' (Current population).

現在戸口

Table showing population statistics for Karafuto from 1906 to 1914, including '男' (Male) and '女' (Female) counts.

戸口累年表(各年末)

Table showing annual population statistics for Karafuto from 1906 to 1914.

Table showing '歳入歳出' (Income and Expenditure) for Karafuto from 1914 to 1916.

樺太文官人員(昭和十二年末)

Table listing the names and positions of the Karafuto civil servant staff as of the end of 1921.

歳入歳出(單位圓)

Table showing income and expenditure statistics for Karafuto from 1914 to 1916.

耕地面積(單位ヘクタール)

Table showing cultivated land area in hectares for 1921, 1922, and 1923, categorized by total, self-cultivated, and small plots.

農業戸數

Table showing the number of agricultural households for 1921, 1922, and 1923, categorized by total, self-cultivated, and small plots.

臘豚數

Table showing the number of sea piglets for 1921, 1922, and 1923, categorized by total and offspring.

生産額(單位圓)

Table showing production values for various agricultural products like rice, wheat, and other crops for 1921, 1922, and 1923.

林産物(金額單位圓)

Table showing forest products like lumber and charcoal for 1921, 1922, and 1923.

鑛區數(昭和十二年末)

Table showing the number of mining areas for 1921, 1922, and 1923, categorized by iron, coal, and other minerals.

水産物(單位圓)

Table showing the value of aquatic products like fish, shellfish, and seaweed for 1921, 1922, and 1923.

入港船及乗降客

Table showing the number of ships and passengers for 1921, 1922, and 1923, categorized by steamships and sailing ships.

輸出入額(單位圓)

Table showing the value of exports and imports for 1921, 1922, and 1923.

Table showing the number of people moving in and out of the region for 1921, 1922, and 1923.

鐵道

Table showing railway statistics for 1921, 1922, and 1923, including passenger and freight numbers.

銀行

Table showing bank statistics for 1921, 1922, and 1923, including deposits and loans.

電氣事業(昭和十二年末)

Table showing electricity business statistics for 1921, 1922, and 1923, including power generation and usage.

養

Table showing statistics for various types of farms and agricultural activities for 1921, 1922, and 1923.

工業

Table showing industrial statistics for 1921, 1922, and 1923, including production and value.

學

Table showing educational statistics for 1921, 1922, and 1923, including the number of schools and students.

養

Table showing statistics for various types of farms and agricultural activities for 1921, 1922, and 1923.

工業

Table showing industrial statistics for 1921, 1922, and 1923, including production and value.

神社・神職

Table showing statistics for Shinto shrines and priests for 1921, 1922, and 1923.

官幣社 一  
無格社 一  
宗教・寺院(昭和十三年末)  
佛敎 一  
基督敎 一  
信徒數 一

豐原市 人口 三〇、三〇〇  
大泊町 人口 一〇、〇〇〇  
知合町 人口 一〇、〇〇〇  
本取町 人口 一〇、〇〇〇  
真岡町 人口 一〇、〇〇〇  
泊居町 人口 一〇、〇〇〇  
須取町 人口 一〇、〇〇〇  
惠多町 人口 一〇、〇〇〇  
留多加町 人口 一〇、〇〇〇

### 關東州

方位 地位 名 緯度 經度  
關東州 緯度 三三度二分 經度 一四〇度四分

極西 旅順山頭會場西端 同 三〇・天  
極南 旅順方家屯會場東端 北緯 六〇・〇  
極北 晉陽店朝陽寺會場東端 同 六〇・三

民政署市會街屯數 (昭和十二年末)  
大連市 民政署 市會街屯 一  
旅順市 民政署 市會街屯 一  
晉陽店 民政署 市會街屯 一  
總計 三、二四〇、九七〇

人口動態 (昭和十二年)  
結婚 八  
離婚 一  
內國人 朝鮮人 滿洲人 外國人 一

現在人口總數 (各年末)  
昭和八年 三、七〇〇、〇〇〇  
昭和九年 三、八〇〇、〇〇〇  
昭和十年 三、九〇〇、〇〇〇  
昭和十一年 四、〇〇〇、〇〇〇  
昭和十二年 四、一〇〇、〇〇〇

日本人渡航者數  
本表中△印は臺灣人を示す。  
出 計 男 女  
昭和十一年 三、〇〇〇 二、〇〇〇  
昭和十二年 三、〇〇〇 二、〇〇〇

### 關東州 鐵道附屬地

人口共に關東州分のみを掲ぐ。(關東局統計表)

年	男	女	計
昭和七年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二
昭和八年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二
昭和九年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二
昭和十年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二
昭和十一年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二
昭和十二年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二

### 鐵道附屬地人口累年表 (各年末)

年	男	女	計
昭和七年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二
昭和八年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二
昭和九年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二
昭和十年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二
昭和十一年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二
昭和十二年	三三、〇六一	三三、〇六一	六六、〇一二

### 關東局長官

氏名	就任年月日
大島 義昌	明治三十九年九月一日
福島 安正	同 四十五年四月二十五日
中村 雄次郎	同 六年八月六日

外地 關東州

### 關東局長官

氏名	就任年月日
林 權助	大正八年四月十二日
山縣 伊三郎	同 九年五月二十四日
伊集院 彦吉	同 十一年九月八日
兒玉 秀雄	同 十二年九月二十六日
木下 謙次郎	同 四年八月十七日
太田 政弘	同 六年一月十六日
塚本 清治	同 七年一月十六日
山岡 萬之助	同 八年八月八日
兼武 藤信義	同 九年七月二十八日
兼藤 次郎	同 十一年三月十日
兼田 謙吉	同 十一年三月六日
梅津 美治郎	同 十四年九月七日

### 歲入 歲出

項目	昭和十四年度	昭和十六年度
總計	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
歲入	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
歲出	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

### 關東局文官人員 (昭和十二年末)

職名	人員
總長	一
副總長	一
課長	三
主任	三
係長	三
主任	三
係長	三
主任	三
係長	三

### 農業戶數 (昭和十二年末)

種類	戶數
總計	一、〇〇〇、〇〇〇
稻作	一、〇〇〇、〇〇〇
其他	一、〇〇〇、〇〇〇

### 耕地面積 (昭和十二年末)

種類	面積 (一戸平均)
總計	一、〇〇〇、〇〇〇
稻作	一、〇〇〇、〇〇〇
其他	一、〇〇〇、〇〇〇

### 穀類作付段別 (昭和十二年)

種類	面積
總計	一、〇〇〇、〇〇〇
稻作	一、〇〇〇、〇〇〇
其他	一、〇〇〇、〇〇〇

農產物收穫高及價額

Table showing agricultural production and value for various categories like grains, vegetables, and fruits across the years 1910, 1911, and 1912.

家畜及家禽數(各年末)

Table showing the number of domestic animals and poultry (cattle, horses, sheep, pigs, chickens, etc.) at the end of each year.

林野面積

Table showing forest and field area in terms of land ownership (public, private, etc.) for the years 1910, 1911, and 1912.

漁獲物(單位圓)

Table showing the value of fish catch for various types of fish (sea bream, sea bream, etc.) across the years.

製鹽(昭和十二年末)

Table showing salt production statistics, including the number of workers and the amount of salt produced.

鑛區數(昭和十二年末)

Table showing the number of mining areas for various minerals like gold, iron, and coal.

工場數(昭和十二年)

Table showing the number of factories and their investment amounts across different industries.

工産物價額(單位圓)

Table showing the value of industrial products for various categories like textiles, chemicals, and metals.

大連港輸出入總額

Table showing the total import and export values for Dalian Port across the years.

內國貿易價額(單位圓)

Table showing domestic trade values for various goods like cotton, wool, and silk.

外國貿易總價額(單位圓)

Table showing the total value of foreign trade, including imports and exports.

入港船舶隻數(昭和十二年)

Table showing the number of ships entering the port, categorized by type (steamships, sailing ships, etc.).

鐵道(各年末)

Table showing railway statistics, including passenger numbers and freight tonnage for the years 1910, 1911, and 1912.

△電氣鐵道

軌道延長(米)	三、三〇〇	三、四〇〇
大連都 車 輛	三、三〇〇	三、三〇〇
市交通 乘車人員(千人)	三、三〇〇	三、三〇〇
乘車賃(千圓)	三、三〇〇	三、三〇〇

實業補習學校

家政女學校	二	二
各種學校	九	九
圖書房	三〇〇	三〇〇
計	三〇二	三〇二

備考 括弧内は昭和十四年七月末現在。

教育 (昭和十二年)

種類	校数	教員数	學生生徒数
私立幼稚園	三	一七	一七
小學校	一	三	三
青年學校	九	一〇〇	一〇〇
中學校	一	一〇	一〇
工業學校	一	一〇	一〇
高等女學校	一	一〇	一〇
工科大學	一	一〇	一〇
高等商業學校	一	一〇	一〇
下業專門學校	一	一〇	一〇
高等公學堂	一	一〇	一〇
商業學校	一	一〇	一〇
協和實業學校	一	一〇	一〇
實業學校	一	一〇	一〇
官立學校	一	一〇	一〇
商業學校	一	一〇	一〇
農業學校	一	一〇	一〇
普通學堂	一	一〇	一〇

神 社

種類	昭和十年	同十一年	同十二年
氏子	三三	三三	三三
氏職	三三	三三	三三
氏社	三三	三三	三三
計	三三	三三	三三

宗 教 (昭和十二年)

種類	教員数	信 徒
神 道	三三	三三
佛 教	三三	三三
基 督 教	三三	三三
回 教	三三	三三
道 教	三三	三三
其 他	三三	三三
計	三三	三三

主要島面積

島名	平方料
西カロリン群島	三三、〇〇〇
トコム島西端	一〇、〇〇〇
東カロリン群島	一〇、〇〇〇
グリニツチ島南端	一〇、〇〇〇
マリアナ群島	三三、〇〇〇
ウラカス島北端	三三、〇〇〇

支廳及管轄區域

支廳	管轄區域	面積
サイパン	マリアナ群島一圓	三三、〇〇〇
パラオ	東經百三十七度以東の西カロリン群島一圓	三三、〇〇〇

氣候風土

南洋群島はその位置赤道に接し、全管内悉く熱帯圈内に在るを以て、其の温帯地の如く四季の別がない。即ち一年を通じて温帯の夏季の季候で、所謂「常夏の國」である。而してスコール多く、純然たる海洋性氣候に屬し、その晝夜の差による氣候變化も亦極めて少い。なほ全群島一般に殆んど氣温相等しく、又一年を通じて變化が極めて少い。一年中の最高温度は概ね攝氏三十度位で一日中の温度の差は僅に四乃至六度に過ぎない。なほ南洋群島は内地若くは臺灣を襲ふ颱風の發生地であるけれども、管内に於ける氣象變化は僅少で、偶々颱風を發生すべき變化を起すことはあるが、その低氣壓幼年期に關するものが多いため、暴風に達することは稀である。

人種風俗

土人の種族は普通チャモロ、カナカの二種族に分けられる。チャモロ族は、その容姿衣食住などすべてカナカ族より比較的進歩して居り、性質温順で勤勉の風があり、資産あるものは西洋風の清潔な住宅を構へピアノなどの樂器を備へ日常洋装して稍々文化的生活を居るものもある。カナカ族もまた性質温順で快活ではあるが、前者よりも一般に遊惰放逸で、文化の程度も極めて低い。言語は土語、日本語の外に西班牙語、英語、獨逸語を解する者も少からずある。而してチャモロ族

人 口 (昭和十三年末)

總數	三、三〇〇
男	一、五〇〇
女	一、八〇〇

内地 人 三、三〇〇

外地 人 三、三〇〇

右の内地人には朝鮮、臺灣人を含む。

歴代長官

氏名	就任年月日
手塚敏郎	大正七、一
手塚敏郎	二、一
横田清助	三、一
堀口満貞	三、一
田原和男	六、一
松田正之	七、一
林壽夫	八、一
北島謙次郎	一、一
近藤駿介	二、一

南洋廳文官人員 (昭和十三年末)

職名	人数
勅任	一
委任	一
勅任	一
委任	一
勅任	一
委任	一
勅任	一
委任	一

トトラック 東經百五十四度以西の東カロリン群島一圓

ボナベ 東經百五十四度以東の東カロリン群島一圓

ヤルート 東經百六十四度以西の東カロリン群島一部

面積總計 二、七〇〇

南洋群島は舊獨逸領のマリアナ、カロリン、マシヤル群島の總稱にして、東經百三十度より百七十五度、北緯零度より二十二度に及び、其の包容する海面は東西二千七哩、南北一千三百哩に互り全群島島嶼数は約千四百餘の多きに及ぶも其の總面積は僅かに約二千四百九十九方料に出で、東京府の面積と伯仲の間であり、而も島嶼の多くは狭小にしてその大なるものも漸く三百七十五方料に過ぎざるを以て特に各地の地勢として謂ふべきものなく、強ひて概観すれば一般に急峻なるも山嶺の高さ七六十米を限りとす。河川亦溪流にして瀾分を含み舟楫の便なし。唯所在の島嶼多く相群がり居るが故に其の水運の便は極めて自由である。

群島の地質は主として珊瑚礁及火山岩で形成され、一般に海鳥の棲息多く、諸所に礫を産し、農作物及林木の成長良好なり。



歳入歳出(單位圓)

Table showing income and expenditure for 1933 and 1934, categorized by domestic and foreign trade.

農業

Table detailing agricultural statistics including number of farmers, cultivated land, and crop yields for 1932 and 1933.

家畜・家禽

Table listing livestock and poultry statistics such as cattle, sheep, pigs, and chickens for 1932 and 1933.

商會社營業別(昭和十三年末)

Table showing the business activities of various chambers and societies at the end of 1933, including trade, industry, and medical services.

Table listing educational institutions (schools) and their details for 1932 and 1933.

道路及鐵道(昭和十三年末)

Text describing the status of roads and railways, noting that the road network is incomplete and the railway is primarily for local transport.

海運(昭和十二年)

Table detailing shipping statistics for 1932, including ship names, routes, and cargo volumes.

海外發展

Table showing the current status of overseas development, including migration statistics and trade data for 1933.

海外 海外發展

海外在留本邦人數

(昭和十五年現在、外務省調査)

Table showing overseas resident Japanese population by region (e.g., 南洋委任統治地域, 海外各地, 亞細亞, etc.) and by nationality (e.g., 朝鮮人, 臺灣人, 布利加, etc.).

Table showing Japanese population in various regions (e.g., 西葡, 班古, 耳牙, etc.) with columns for total population, males, and females.

Table showing population in various regions (e.g., 阿非利加, 埃及, 南阿聯邦, etc.) with columns for total population, males, and females.

備考 海外在留本邦人の昭和十五年國勢調査の結果は土地・人口の項中にある

關東州居住本邦人數

(昭和十二年末現在)

Table showing Japanese population in the Kanto region by occupation (e.g., 農, 水産, 工業, etc.) with columns for total population, males, and females.

合計

五,七五九 九,四四五 一六,二〇四

南洋委任統治地域居住本邦人數

(昭和十二年十月一日現在)

Table showing Japanese population in South Seas territories by occupation (e.g., 農, 水産, 工業, etc.) with columns for total population, males, and females.

職業別在外本邦内地人數

(外務省調査)

Table showing Japanese population abroad by occupation (e.g., 公務自由業, 家事使用人, etc.) with columns for昭和十二年, 同十一年, and 同十年.

外地 海外發展

外船—海外發展

其の他 三、七、七  
無業 七、八、五、八  
三、六、七、七  
三、六、七、七

在外邦人數 (外務省調査)

人員  
三、七、七、七  
三、七、七、七  
三、七、七、七  
三、七、七、七

滿洲國 及 香港  
南洋  
中國  
南亞  
北亞  
亞細亞  
米合衆  
英領  
布力  
英領  
其  
南  
歐洲  
亞細亞  
總計

海外渡航者 (拓務統計)  
昭和三年 總數 非移民 移民  
昭和四年 三、〇、〇、八  
昭和五年 三、〇、〇、八  
昭和六年 三、〇、〇、八

渡航地別移民渡航者 (昭和十二年)

同七年 同八年 同九年 同十年 同十一年 同十二年 同十三年  
蘇聯 同 一〇、一、〇  
英領馬來海峽殖民地 同 一、〇、一、〇  
比領東印度 同 一、〇、一、〇  
英領北ボルネオ 同 一、〇、一、〇  
薩拉ワク 同 一、〇、一、〇  
秘魯 同 一、〇、一、〇  
ブラジル 同 一、〇、一、〇  
アラゼンチン 同 一、〇、一、〇  
英領カナダ 同 一、〇、一、〇  
其他共總數 同 一、〇、一、〇  
備考 十年度英領馬來海峽殖民地を含まず、同年薩ラワクは新四州を含む。

目的別 (昭和十二年) (拓務統計)

農業 四、九、七  
漁業 二、七、七  
工業 二、七、七  
製造工業 二、七、七  
土木建築業 二、七、七  
運輸交通業 二、七、七  
商業 二、七、七  
洗滌業 二、七、七  
家庭内労働 二、七、七  
備考 十三年度發表なし

渡航許可官廳別移民渡航者

官廳 昭和九 昭和十 昭和十一 昭和十二  
外務省及警視廳 一、一、一  
北海道 一、一、一  
京阪都 一、一、一  
大坂 一、一、一  
神奈川 一、一、一  
兵庫 一、一、一  
長崎 一、一、一  
新潟 一、一、一

渡航許可員數 (昭和十二年)

總計 男 女 計  
移民取扱人 七、〇、〇  
移民取扱人によるもの 三、〇、〇  
移民取扱人に上りたる者 三、〇、〇

南洋地方在留邦人地域別及職業別人口 (昭和十三年)

群馬 三、〇、〇  
千葉 三、〇、〇  
茨城 三、〇、〇  
栃木 三、〇、〇  
奈良 三、〇、〇  
三愛 三、〇、〇  
靜岡 三、〇、〇  
山梨 三、〇、〇  
滋賀 三、〇、〇  
岐阜 三、〇、〇  
長野 三、〇、〇  
宮城 三、〇、〇  
福島 三、〇、〇  
石川 三、〇、〇  
富山 三、〇、〇  
島根 三、〇、〇  
岡山 三、〇、〇  
廣島 三、〇、〇  
山形 三、〇、〇  
和歌山 三、〇、〇

職業別  
農業 一、〇、〇  
林業 一、〇、〇  
水産 一、〇、〇  
工業 一、〇、〇  
商業 一、〇、〇  
交通 一、〇、〇  
公務及自由業 一、〇、〇  
家事使用人 一、〇、〇  
其他有業者 一、〇、〇  
無業主として家族 一、〇、〇  
計 一、〇、〇

南洋地方在留邦人地域別及職業別人口 (昭和十三年)  
佛領 一、〇、〇  
英領 一、〇、〇  
馬來 一、〇、〇  
英領北ボルネオ及サラ 一、〇、〇  
印度 一、〇、〇  
比領 一、〇、〇  
計 一、〇、〇

外船—海外發展

對昭和十二年增加數△減少  
自一—至九 合計

計 四三三三

滿洲移植民

昭和十一年政府は滿洲移民の重要性に鑑み重要國策の一項目として採擇、拓務省の樹てたる二十箇年百萬戸移民案の第一期計畫として昭和十二年より五年間に十萬戸を送出すこととし十六年度は其の第二年として六千戸を送出。

○滿洲鐵道株式會社實地隊の除隊兵移民 大正三年より同六年に互に滿洲鐵道守備隊の除隊兵中より農業從事、滿洲定住の志望者を附屬地内に收容現在の營農十七戸。

○關東實地隊の愛川村移民 大正四年、金州附近に水田經營を主とする農業移民十九戸を收容、現在七戸。

○大連農業株式會社移民 滿鐵の傍系會社、昭和四年創立、移住者戸數七十二。同社は昭和七年二月以後移民募集條件を根本的に改革する爲め移住者募集を一時停止今日に及んで居る。

○農業集團移民 政府は内地から募集によつて昭和七年第一回特別農業移民四九三名(青森、秋田山形、岩手、宮城、福島、栃木、群馬、茨城、長野、新潟の十一縣出身者)同八年第二回四九四名(前記十一縣の外東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨、富山、石川、福井の一府十八縣出身者)滿洲國三江省樺川縣永豐鎮及依蘭縣湖南營に同九年第三回一九八名(既集地地方たる山形、福島、宮城新潟、山梨、長野六縣の外岐阜、鳥取、島根、高知、廣島、山口、福岡、佐賀、熊本、鹿児島、十

年第四回移民五百名(北海道、沖縄を除く全國府縣より募集)を、昭和十一年第五回一千戸(募集地域は第四回同様)を牡丹江省密山縣永安屯、朝陽屯、墨臺、信濃村の四團に、同十二年第六回集團石民五千名、自由石民二千名を北海道、沖縄を除く全國府縣より募集、其中集團移民五千名を牡丹江省内六ヶ所、三江省内八ヶ所、瀋江省内二ヶ所、龍江省内二ヶ所、合計十八ヶ所に、更に同十三年第七回集團移民五千名、自由移民一千名を全國より募集、先遣隊一七七〇名を瀋江省内一四ヶ所、吉林省内四ヶ所、牡丹江省内一ヶ所、三江省内二ヶ所、龍江省内一ヶ所、合計廿二ヶ所に入植せしめ、尙十四年度第八回集團移民先遣隊九七四名は既に渡滿し、哈爾濱訓練所及既設移民地訓練所に於て訓練中である。而して之等移民團の十二年度に於ける業績を示せば

Table with columns for '第一次', '第二次', '第三次', '第四次', '第五次', '第六次' and rows for various agricultural items like '田', '畑', '牛', '馬', '豚', '鶏', '羊', '蚕', '養蠶'.

青年移民

邦人の滿洲移住を奨励し日滿不可分關係を益々強化することの緊要、殊に今次支那事變の勃發に依り滿洲國の鐵道の守備、在滿邦人の保護、政治的思想的後方擾亂の豫防鎮壓、軍需品配給の安全等後方勤務の爲滿洲移民の重要性は著しく加重し來りたる現在に於て、既定計畫の壯年移民は時局に對應するに足る大量送出を短期間に遂行するの困難なる實情にあるに鑑み比較的容易に且つ單獨移住の期間長き青年移民の送出が時局の要求に適したる理由で、昭和九年青年移民十三名の入植を嚆矢とし、昭和十二年青年移民制度の確立を豫想して滿洲移民協會に於て長野縣外五縣より青少年三百名を募集し、歐江湖拓訓練所に入所せしめて相當の實績を擧げ、政府に於ても昭和十二年十一月三十日の閣議に於て昭和十三年度より可及的多數の青年移民を實施する事に決定、之が豫算額昭和十二年度六一九、〇六〇噸、同十三年五、五七五、八八三噸を計上、十三年度青年移民送出數三萬人の決定を見た。

民間に於ける諸計畫

○瀋陽學園 昭和七年十月、吉林省寧安縣瀋陽湖畔松乙溝に設立、修業年限豫料三ヶ月乃至一ヶ年本科二ヶ年。卒業生に對し學園附屬十町十町歩乃至二十町歩を永代貸與、拓務省は昭和十年度に補助金一萬圓を交付、昭和十一年第一回卒業生を出したるも、同團指導者山田第一氏匪難に罹れ事業遂行上に支障を來し閉校。修了生及在園生約百五十名の處置に就ては原則として昭和十一年度に於ける拓務省移民の一部として採用する方針をとり、昭和十年不取敢その一部として三十三名の入植者を見、歸國人營者以外の二十九名は現地に留り所期の目的たる學園村樹立に努力し其後成績見るべきものありて現在員は二十五戸二十九名となり昭和十年には滿拓資金の融通を得て居る。

○一櫻園開拓組合 東京市深川埋立地の労働者收容所出身移住者をして昭和八年以降興安南省通遼縣鐵家店なる東亞勸業株式會社の農場に小作人として入植せしめたが、其後移住者の増加に伴ひ土地狭少を告げたので舊東北政權關係の三番農場内の一櫻園部を譲り昭和九年春より同地に移轉現在五十七戸の人々を營農に従事せしめて居る。而して昭和十二年度には拓滿より資金の融通を受け同年八月より天照園を分離し一櫻園開拓組合を組織した。

○天理村 天理院團本部の計畫、地域は哈爾濱郊

外什河、昭和九年十一月上旬第一回移民四十三戸二百五人を入植せしむ。其の現在員數は七十戸、三百六十八人。移住者は天理院本部より資金の供給を受け農耕畜産の外産物の加工販賣の組織化せる經營施設を有し、特に團本部には教化部として教育小學校、診療所を設け、又各戸獨立まで一戸當り所費資本平均七、五〇〇圓を計上し、昭和十二年度以降滿拓の資金融通を受け獨立經營することとなつて居る。

○瀋陽自營村(鐵道局移住移民) 滿洲國鐵道總務局は鐵道沿線に治安維持、産業開發の目的を以て國線従業員の一部を各地に設置することとし、昭和十年先づ奉天縣女兒河、奉天縣前及黑山頭、瀋北縣綏化齊克線泰安、平齊線白城子の六ヶ所に合計六十九戸、百三十六名を入植。尙昭和十一年度に於て京圖線蛟河、拉濱線小城、京濱線双城瀋陽線山頂、瀋州線安達北黑線龍鎮、京白線樂岡の七ヶ所に合計百三十五戸、二百八十三名を入植十二年度に於ては瀋北線白家、訥河線訥河、瀋陽線阿城、圖佳線、寧安及東京城、拉濱線四家房、京濱線五家、奉天線明城及露山屯、大鄭線泡子の十ヶ所に二百十五戸を入植。十二年度には一戸當り二百圓を補助し其の安定に資して居る。

○林業村(滿洲國林野局移民) 昭和十一年滿洲國實業部林野局に於て同國官行研伐事業の經濟的且合理的經營を爲さんが爲内地人労働者を招致し滿人労働者の指導に當らしむる方策を樹立、冬季休業期間は農業を營む農、林業業の内地人移民で

昭和十一年拓務省は農業自由移民として取扱ふこととし百三十四名を聞島省寧安縣二道河子、三江省勃利縣大青山に移住せしめ、十二年度には同地區に百三十九名入植、拓務省は之に對し渡航費及自作農創設費を補助した。尙本年度は七十二戸を入植せしめ更に續々と増加せしむる豫定。

○滿洲國農務省移民 本移民は三江省湯原縣滿洲農務株式會社設立案に於て農務労働に従事する労働者移民、拓務省は渡航費補助、會社に於ては定著を圖る爲土地宿舍を提議、移住者は昭和十二年七月五十六名。

○鶴河移民村(鶴河青少年移民) 滿洲移住協會に於ては農業集團移民の實績に鑑み三江省鶴河附近の地を選び青少年を主體とする模範的自作農創設を目的とする自由移民を計畫、拓務省は之に對し昭和十二年度に補助金を交付。昭和十三年六月本計畫を改め將來移民訓練所とすることとし團員中の適任者は青年移民會社に充當することとした。

○松島移民村(吉林省松島移民) 京圖線江密峰、吉奉線白山子及双河鎮、拉濱線水曲柳に入植せしむるもの、各村十戸の組合組織とし一戸當水田七町歩、畑一町歩を耕作現在入植者四十二名。政府は農耕資金及渡航費として一戸當五百圓を補助。○呼倫貝爾開拓組合(笠井部隊移民) 興安北省瀋州線免渡河の興安農場、機械農業を主として營農方針は農牧併營、一戸當經營面積五十町歩、内耕地三十町歩、牧地二十町歩、小麥、燕麥、大豆等を栽培の豫定。

【歌河開拓組合】(新潟青年農業移民團)昭和十一年吉林省額爾古納保小作農として入植の九名の農耕、炭焼に依り營農資金の一部を貯へたるものが昭和十二年自由移民として土地を買収、更に郷里七十二戸の同志と共に昭和十三年度より本格的に農耕に従事、總面積五百九十町、一戸當り水田四町歩、畑三町歩。

【瀋江省鐵道駐屯地泥守備隊長の發意にて岩手縣より自由移民を招致、鐵道縣石長附近に定著せしめる計畫、本年度百二十戸七十六名の入植を了へ、一戸當り耕作面積は水田一町歩、畑四町歩。

對在滿朝鮮人施設

【鮮滿拓殖株式會社の創設】從來朝鮮人の滿洲移住に對しては自然放置の状態唯現地保護に付き各般の施設を講じ來つたが滿洲學堂を契機とし淺滿鮮農の激増に鑑み之が統制と助成を圖る實行機關として昭和十一年九月制令に依り朝鮮總督府の特別の保護監督下に立つ資本金二千萬圓の鮮滿拓殖株式會社を設立し、滿洲國の滿鮮拓殖股份有限公司と一體不可分の關係を創り以て事業の圓滿なる運行を圖ることとなつた。昭和十二年九月末安全農村の概況を示せば左の如くである。

【瀋江安全農村】瀋江本線龍山石驛の西方一里、最初の計畫は總面積七百五十町歩に鮮農二百五十戸、約一千二百人を收容の豫定たつたが昭和十年

【其の他】豆滿農場百三十三戸、山田農場十戸、其の他二十六戸あり。

臺灣

【内地人農業移民】明治四十三年總督府により吉野村、豐山村、林田村建設、昭和十二年末合計戸口數六百四十八戸三千二百九十九人。更に昭和七年より同十年迄に於て臺中州北平節秋津村に内地人移民約百六十戸移植の計畫を樹て昭和十一年度迄に於て既に百五十六戸收容。移民一戸當り地五町歩半を以て一反五畝を割當。向、烟草栽培のため昭和十年より同十三年に互り高雄州屏東府九塊庄に約七十戸、昭和十年六月二十五戸を收容日出村と稱し、更に同十一年百六十五戸を收容、其内百戸を同郡中港庄に收容して于歲村と稱し、六十五戸は同郡九塊、彌浦に兩庄に跨る地域に收容し常磐村と命名。昭和十一年度臺中州北平郡斗街附近に八十六戸を收容、豐里村と稱し同十二年度鹿島村二百戸を收容。又嘉南共榮協會の榮村を總督府に移管し十一年度に三十二戸、十二年度に五十戸を收容。同年臺東廳下に五十九戸を收容し敷島村を建設した。

外地——海外發展

度更に百七十町歩を商租現在耕作面積水田九一三四町歩、戸數三八三三戸、人口一、九〇二人。【營日安全計畫】營日の對岸なる河北と田庄臺の中間地區一萬五千町歩の耕地中三十町歩を商租し、鮮農八百戸四千人を定住せしむる計畫を一部變更して昭和九年一千戸、五千人を收容、同十年度は更に二千五百町歩を商租、千二百戸を收容する計畫の下に目下事業進捗中現在耕作面積水田四〇三六五町歩、戸數一、八四九戸、人口九、五三三人。

【河東安全農村】吉林省珠河、延壽兩郡に互る二千五百町歩の農場内水田千七百町歩、畑其他八百町歩の集團地にて鮮農一千戸約五千人を收容する計畫の下に建設成り、現地耕作面積水田一六、五六九町歩、戸數六八三戸、人口一、九九二人。【綏化安全農村】瀋江省綏化縣內約一千三百町歩昭和九年春三百戸を入村せしめ昭和十年更に區域を擴張して二百餘戸を收容し、現在耕作面積水田一〇、四四四町歩、戸數四五〇戸、人口一、二二七人。

【三瀋浦安全農村】昭和十年度の新設にかゝり總面積四百二十二町歩、水田三百六十二町歩を開き現在耕作面積水田三、四五二町歩、戸數一七二戸人口七五八人。【開島集團墾殖】三十箇所、二千九百八十三戸、一萬七千八百二十人。【開島自農墾定】昭和七年より五年計畫を以て二千五百戸(毎年四百戸)の自作農を創設すべ

とする計畫實施中、尙十三年度に於て花蓮港に四年繼續を以て内地人農業移民百戸移植を計畫、相當補助金の交付及び宅地百坪以内、耕地五反歩以内の割當を之が助成を爲すこととなつてゐる。

樺太

明治三十九年以來農業移民を獎勵し移民に對し一戸に付未墾地十町歩を標準に無償貸付し、五年乃至七年以内に成墾せる者には其貸付地全部を無償讓與した。更に昭和三年以後集團植民地制に改め島内諸所に集團植民地を設定、かくして領有後内地人農業者の移住したる者現在約一萬餘戸を算し、うち集團移民は昭和十二年末に於て千四百七十戸現任してゐる。

南洋諸島

南洋諸島パラオ支廳及びボナベ支廳管内に移民適地を選定し農業を目的とする移民者の入植に應じてゐる。一戸割當五町歩、三年を一期限として土地の無料貸下を行ひ、期間内に成墾したる者に對しては所定の地代金にて賣拂ふこととしてゐる。昭和十三年八月末現在の入植收容數は三百三十戸を算して居る。

【南洋興發株式會社】サイパン島、テナアン島、ロタ島、ボナベ島の甘蔗栽培に従事せしむるため農業移民の募集をなしつつある移民一戸當り五町

く計畫し昭和十三年八月末に於ける實績は創定戸數二千八百戸土地面積一萬三千六百五十五町歩にして之に要したる資金は百六十八萬二千四百十四圓に上つて居る。

【北支安全農村】昭和十三年一月寧河縣蘆家附近の土地三千五百町歩を租借、鮮農千戸を收容、一戸當り水田二町歩、畑四町歩を割當で、水田經營棉作及蔬菜栽培をせしむること。

外地移植民

朝鮮

【東洋拓殖株式會社】明治四十一年設立。植民事業として同四十二年第一回移民の募集以來毎年一回宛募集し、昭和二年迄迄十七回に互り移住せしむ。昭和十三年六月現在に於ける朝鮮内移住民戸數三千八百八十三戸、割當地面積三千二百六十六町歩。

【不二農村產業組合移住地】全羅北道沃溝郡米面に在る約一千町歩の千拓事業地を内地農業者を招致して分譲し獨立農創設を目的とす。昭和十三年四月末迄の收容戸數三百七十七戸。

【平康産業聯合移住地】昭和三年設立。江原道平康郡平康面。移民は茨城縣支那日本國民高等學校及び山形縣立自治講習所卒業生より主として採用昭和十一年四月末現在の戸數百戸、一戸當り五町歩。

歩割當、五年間契約で小作し生産の八割五分を小作人の所得とするものと、契約労働者として同社工場に従事するものと別の別がある。是等の移民數は昭和十三年十月末現在約二千六十八戸九千二十七人。

【南洋拓殖株式會社】昭和十一年七月二十七日勅令第二百二十八條を以て公布施行の南洋拓殖株式會社令に依り設立された資本金二千萬圓の國策會社である。會社事業の大體は機械採掘と代理店業務の二とし、別途關係會社を設立して拓殖事業の遂行に當つてゐる。昭和十三年六月迄に大洋興株式會社、南洋鳳梨株式會社、南洋アルミニウム鑛業株式會社、南洋電氣株式會社、南興水産株式會社、日本眞珠株式會社、等九社に對する總投資額は三百六十三萬一千餘圓(株式拂込金)に達して居る。

對外拓殖事業

南洋地方

古くより邦人のこの地方に移民し農業に従事する者尠なくなつたが、近年國內に於ける工業の發達と共にこの地方に對し其の原料の生産取得並に國際取引を目的として企業投資を見るに至り、今日邦人の護謨、椰子馬尼刺麻、砂糖、珊瑚、規那、棉花及木材等の農林事業を始め、鑛業、石油事業及水産等に互りその投資總額二億圓を超過

外地—海外發展

するの盛衰を呈してゐる。護謨園の租借面積三十... 二萬九千四百六十五英反に上つてゐる。邦人護謨...

南米地方

南米地方に於ける邦人の拓殖事業を見るに、プ... ラジルに對しては海外興業株式會社、海外移民組...

日本棉花栽培協會業況

我國棉花の輸入額は最近五ヶ年平均に於て數量... 約十三億四千六百萬斤、價額七億一千八百萬圓の...

Table with columns for '作付反別', '收獲高', '作付反別', '收獲高', '拓殖教養所', '移殖民學校' and rows for various regions and schools.

社會

労働問題

新産業労働制を確立すべき産業労働の最高指... 導機關たる大日本産業報國會は、全國に渉る全國...

創立宣言案

今や世界は未曾有の轉換期に際會す、皇國亦東亞... 新秩序建設に任じ、世界新秩序完成に邁進せんと...

綱領案

- 一、我等は國體の本義に徹し全産業一體報國の實... を擧げて皇運を扶翼し奉らむことを期す

産業報國會設立狀況調

Table with columns for '道府縣', '産業報國會數', '會員數', '結成年月' and rows for various prefectures.

高愛香德山廣岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群

歌 奈

知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井川山湯川京葉玉馬

社會 労働問題

Table with multiple columns listing labor statistics for various prefectures and cities, including names like 知媛, 川島, 山口, etc., and numerical values.

栃茨福山秋宮岩青北

海 德府縣別

木城島形田城手森道

工場鑛山等労働者數調 (昭和十五年十二月末現在)

Table showing labor statistics for various prefectures like 栃木, 茨城, 福島, etc., categorized by gender (男/女) and type of laborer (工場労働者, 鑛山労働者, 日傭労働者).

愛香德山廣岡島鳥和奈兵大京滋三

歌

媛川島口島山根取山良庫阪都賀重

社會 労働問題

Table with columns for prefectures and labor statistics, including names like 媛川, 山口, 岡山, etc.

労働組合種類別

Table detailing labor union types and membership numbers, including categories like 組合數 and 組合員數.

Table with columns for 種類 (types), 別業 (industries), and 産業 (industries), showing counts for different labor categories.

職業指導所概況 (國會) 昭和十六年八月一日

指導所數 (出張所)	職業主事	職業技師	職業主事補	職業技手	計
三八三	一五〇	一七〇	四四	三、七六四	七、六二七

職業種別	職業種別	職業種別	職業種別	職業種別	職業種別	職業種別	職業種別	職業種別	職業種別
工業	農業	商業	運輸	通信	建設	教育	衛生	福利	其他
1,000	500	300	200	100	100	100	100	100	100

職業指導所概況

(國會) 昭和十六年八月一日

民營工場實收勞賃指數

業種別	昭和十三年平均		昭和十四年平均		昭和十五年平均	
	男	女	男	女	男	女
計	100	100	100	100	100	100
工業	105	102	108	105	110	108
農業	95	98	92	95	90	93
商業	102	101	103	102	104	103
運輸	101	100	102	101	103	102
通信	100	100	100	100	100	100
建設	103	102	104	103	105	104
教育	100	100	100	100	100	100
衛生	100	100	100	100	100	100
福利	100	100	100	100	100	100
其他	100	100	100	100	100	100

産業報國會設置狀況

(昭和十五年九月末現在)

業種別	設置数
工業	1,000
農業	500
商業	300
運輸	200
通信	100
建設	100
教育	100
衛生	100
福利	100
其他	100

災害扶助

(日銀労働統計に據る)

業種別	扶助件数	扶助金額
計	1,000	10,000
工業	500	5,000
農業	300	3,000
商業	200	2,000
運輸	100	1,000
通信	100	1,000
建設	100	1,000
教育	100	1,000
衛生	100	1,000
福利	100	1,000
其他	100	1,000

産業別労働者平均賃銀

手當賞與額(昭和十三年)

業種別	調査	平均	男	女
計	1,000	1,000	1,000	1,000
工業	1,000	1,000	1,000	1,000
農業	500	500	500	500
商業	300	300	300	300
運輸	200	200	200	200
通信	100	100	100	100
建設	100	100	100	100
教育	100	100	100	100
衛生	100	100	100	100
福利	100	100	100	100
其他	100	100	100	100

交通労働者

昭和十一年

業種別	調査	平均	男	女
計	1,000	1,000	1,000	1,000
運輸	500	500	500	500
通信	300	300	300	300
建設	200	200	200	200
教育	100	100	100	100
衛生	100	100	100	100
福利	100	100	100	100
其他	100	100	100	100

賃銀指數累年比較

(昭和十一年基準、年平均)

業種別	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年
計	100	100	100	100	100
工業	100	105	108	110	112
農業	100	95	92	90	93
商業	100	102	103	104	105
運輸	100	101	102	103	104
通信	100	100	100	100	100
建設	100	103	104	105	106
教育	100	100	100	100	100
衛生	100	100	100	100	100
福利	100	100	100	100	100
其他	100	100	100	100	100





未經験労働者初給賃銀の基準

(賃金統制令第五條第一項に依る)

(十二歳以上十三歳未満の略)

Table of wage standards for unexperienced workers by region (地方別) and industry (工場). Includes regions like 東京, 神奈川, 愛知, 大阪, etc.

【二】坑外夫

(一) 定額給の場合

Table of wage standards for non-pit workers (坑外夫) under fixed amount payment, categorized by industry (工場) and region (地方別).

船員職業紹介(昭和十三年) 海事協同會調査

Table of ship crew job introduction statistics (船員職業紹介) for 1933, including categories like 甲板部, 機関部, 事務部.

工場災害死傷者數(昭和十二年)

Table of factory disaster deaths and injuries (工場災害死傷者數) for 1927, categorized by industry (官業, 民業) and severity (死, 重傷, 軽傷).

労働争議調停概況

労働争議調停委員 発生件數 調停件數

Table of labor dispute mediation statistics (労働争議調停概況) from 1926 to 1928, showing the number of disputes and mediation cases.

労働争議地方別

Table of labor dispute statistics by region (労働争議地方別) for 1924 and 1925, listing various prefectures and their respective dispute counts.

運輸業	一六	一六
土木建築業	二〇	二〇
通信業	二	二
其他の業	一五	一五
合計	二一	二一

勞働爭議要求事項別

賃金増額	昭和三三 同三四 同三五
賃金減額反對	三九件 五九件 三〇件
賃金決定支給方法變更又は反對	元 五
賃金支拂	元 五
勞働時間短縮	七 七
作業方法規則の變更又は反對	七 七
組合の自由又は確認	一 一
労働委員設置又は組織権限の變更	一 一
労働設備その他福利増進の施設	一 一
解雇反對又は解雇者復職の確保	二七 二七
又労働手當の確立	三〇 三〇
又労働増額	三〇 三〇
監督者の排斥	三 三
其他	九 九
合計	一〇三 一〇三

農民團體數及員數

(厚生省勞働局調査)

長野	一〇	九五
岐阜	一〇	七五
靜岡	一三	九五
愛知	一三	二二
三重	一三	三〇
滋賀	一三	三〇
京都	一三	三〇
大阪	一三	三〇
兵庫	一三	三〇
奈良	一三	三〇
和歌山	一三	三〇
鳥取	一三	三〇
島根	一三	三〇
岡山	一三	三〇
廣島	一三	三〇
山口	一三	三〇
徳島	一三	三〇
愛媛	一三	三〇
高知	一三	三〇
福岡	一三	三〇
佐賀	一三	三〇
熊本	一三	三〇
大分	一三	三〇
宮崎	一三	三〇
鹿児島	一三	三〇
沖縄	一三	三〇
合計	一七	一〇六

社會—勞働問題

納米格下袋等に就て制限緩和	一
獎勵米其他之に類する物の給付又は増額	一
小作人の特別なる支出に對する賠償	一
其他	一
合計	四

小作人組合分布狀況

(昭和十五年六月末)

北海道	一〇	一〇
青森	一〇	一〇
岩手	一〇	一〇
宮城	一〇	一〇
秋田	一〇	一〇
山形	一〇	一〇
福島	一〇	一〇
茨城	一〇	一〇
栃木	一〇	一〇
群馬	一〇	一〇
千葉	一〇	一〇
東京	一〇	一〇
神奈川	一〇	一〇
新潟	一〇	一〇
富山	一〇	一〇
石川	一〇	一〇
福井	一〇	一〇
山梨	一〇	一〇
長野	一〇	一〇
岐阜	一〇	一〇
愛知	一〇	一〇
三重	一〇	一〇
滋賀	一〇	一〇
京都	一〇	一〇
大阪	一〇	一〇
兵庫	一〇	一〇
奈良	一〇	一〇
和歌山	一〇	一〇
鳥取	一〇	一〇
島根	一〇	一〇
岡山	一〇	一〇
廣島	一〇	一〇
山口	一〇	一〇
徳島	一〇	一〇
愛媛	一〇	一〇
高知	一〇	一〇
福岡	一〇	一〇
佐賀	一〇	一〇
熊本	一〇	一〇
大分	一〇	一〇
宮崎	一〇	一〇
鹿児島	一〇	一〇
沖縄	一〇	一〇
合計	一〇	一〇

小作爭議要求事項別

(昭和十五年)

小作料一時減額	一
小作料一時免除	一
小作料永久減額	一
小作料増額反對	一
込米廢止	一
小作契約繼續	一
小作權の確保又は賠償	一
永小作權の獲得	一
合計	七

小作爭議概況

(勞働時報)

昭和十三年	同十四年	同十五年
爭議件數	三三件	二六件
參加人員	三、七〇人	四、八〇人
土地面積	四、三〇町	六、四〇町
其他	二、五〇町	二、三〇町
合計	六、八〇	九、七〇

小作爭議統計

(昭和十五年)

北海道	一	一
青森	一	一
岩手	一	一
宮城	一	一
秋田	一	一
山形	一	一
福島	一	一
茨城	一	一
栃木	一	一
群馬	一	一
千葉	一	一
東京	一	一
神奈川	一	一
新潟	一	一
富山	一	一
石川	一	一
福井	一	一
山梨	一	一
長野	一	一
岐阜	一	一
愛知	一	一
三重	一	一
滋賀	一	一
京都	一	一
大阪	一	一
兵庫	一	一
奈良	一	一
和歌山	一	一
鳥取	一	一
島根	一	一
岡山	一	一
廣島	一	一
山口	一	一
徳島	一	一
愛媛	一	一
高知	一	一
福岡	一	一
佐賀	一	一
熊本	一	一
大分	一	一
宮崎	一	一
鹿児島	一	一
沖縄	一	一
合計	一	一

小作爭議原因別

(厚生省社會局)

四四九

長野	一	一
岐阜	一	一
靜岡	一	一
愛知	一	一
三重	一	一
滋賀	一	一
京都	一	一
大阪	一	一
兵庫	一	一
奈良	一	一
和歌山	一	一
鳥取	一	一
島根	一	一
岡山	一	一
廣島	一	一
山口	一	一
徳島	一	一
愛媛	一	一
高知	一	一
福岡	一	一
佐賀	一	一
熊本	一	一
大分	一	一
宮崎	一	一
鹿児島	一	一
沖縄	一	一
合計	一	一



軍事扶助施行狀況(昭和十三年度)

扶助種類	戸數	人員	金額
臨時生活扶助	1,453	4,493	2,100
臨時埋葬	1,160	3,313	1,110
計	2,613	7,806	3,210
備考	括弧内の數字は同一人にして二種以上の扶助を受けたるものを示す(以下各表に付同じ)		
傷病兵	1	1	1
傷病兵の遺族	1	1	1
其の遺族	1	1	1
下士官の家族	1	1	1
下士官の家族	1	1	1
計	6,600	3,000	7,806
備考	△印は傷病兵にして家族と共に扶助したる者		

昭和十三年度社會事業費豫算(左側數字は昭和十二年度費額を示す)

種別	道府縣費	市區費	町村費	計	總計に對する百分比
行政機關費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33.3%
救護施設費	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000	266.7%
醫療保護施設費	9,000,000	9,000,000	9,000,000	27,000,000	300%
經濟保護施設費	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000	266.7%
失業保護施設費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33.3%
社會教化施設費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33.3%
兒童保護施設費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33.3%
其他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33.3%
計	28,000,000	28,000,000	28,000,000	84,000,000	933.3%

軍事援護專業實施狀況(昭和十二年度)

事業主體別	生活扶助	醫療	助産	生産援護	罹災者の臨時援護	埋葬	其他	計
道府縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	7,000,000
道府縣軍事援護團體	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	64,000,000
軍事援助地方委員會	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	7,000,000
市町村	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	7,000,000
市町村軍事援護團體	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	64,000,000
計	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	144,000,000

公益質屋(昭和十三年五月末)

區別	公益質屋	同經營	貸付	資金別	金額	用途別	件數
市	1,000	1,000	1,000	住宅資金	1,000,000	住宅資金	1,000
町	1,000	1,000	1,000	公益質屋資金	1,000,000	公益質屋資金	1,000
村	1,000	1,000	1,000	救護施設資金	1,000,000	救護施設資金	1,000
合計	3,000	3,000	3,000	融通總額	3,000,000	用途別(失業對策部關係)	3,000

社會——社會事業

必要な住宅を建てなければならない、これが住宅...

- 第一に、本管團は、勞務者その他庶民の住宅の供給を圖ることを目的とする(法案第一條)。

- 3 一團地の住宅の建設又は經營の場合に於ける水道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育所、授産場、集賣所その他の施設の建設及び經營

住宅組合(昭和十三年十二月末現在)

Table with columns for Prefecture (都府縣別), Total Members (組合員數), and Housing Units (住宅建設費). Lists data for various regions like Tokyo, Osaka, and others.

全國・男女子青年團(昭和十五年四月末日現在)

Large table showing membership statistics for National Youth League across various prefectures. Columns include Prefecture (道府縣), Male Members (男子), Female Members (女子), and Total Members (正副員). Includes a 'Total' (計) row at the bottom.

社會—社會事業

Table with 4 columns: 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分. Rows include 宮崎, 鹿兒島, 沖繩, 總計, 八〇,七五,三六,一七五, 五五,五二,六五,三五.

軍軍扶助事業

軍軍扶助事業を統制して其の實施を有効適切且圓滑ならしめ扶助の重複遺漏ならしめる目的を以て昭和九年三月内務省社會局社會部、陸軍省人事局海軍省人事局、協力の下に主なる中央團體十團體間に事業の連絡統制に關する協定書を作成し事業の分擔を定めた、同協定による軍軍扶助事業又は軍軍補助團體とは傷痍軍人及其の遺族軍人及其の遺族に對する生活扶助、醫療、助産、生業扶助、其他慰藉恤に關する事業又は事業を行ふ團體を謂ひ其の著名團體左の如し

- 帝國軍人後援會 財團法人報効會
財團法人愛國兵會 財團法人義濟會
愛國婦人會 大日本國防婦人會
帝國仕進軍人會 日本赤十字社
恩賜財團衛生會 財團法人啓成社

昭和九年に於ける軍人保護團體は公設一、私設二四九、計二五〇で、その救護人員は二五五、三七五名、經費一、六七五、六〇〇圓、資産一七、八〇〇、二四圓である。

恩賜財團慶福會

今上天皇陛下 大正十三年一月二十六日御成婚の盛儀を擧げさせ給ふに方り、長くも 大正天皇陛下には社會事業助成の恩召に依り御内帑金壹百萬圓を御下賜あらせられしを以て之を拜受したる時の内閣總理大臣子爵清浦奎吉氏は聖恩の洪大なるに感激し、優渥なる聖旨に副ひ奉る爲め之を基金として私設社會事業の助成機關を創設する事とし、同年二月十一日紀元の佳節を卜し、内閣總理大臣、内務、司法、文部の各大臣より財團法人設立の許可を受け、恩賜財團慶福會を創立したり。而して總裁に 閑院宮載仁親王殿下を推戴し奉り會長に子爵清浦奎吉氏、副會長に内務大臣(現在厚生大臣)會長に司法大臣、顧問には宮内、司法、文部の三大臣及徳川家達公を夫々囑託理事に社會局長(現在厚生次官)以下九名、監事六名を囑託し、大正十三年度より内地、植民地に互り助成開始を爲したり。

皇室の御下賜金 大正十三年一月二十六日 大正天皇陛下より御下賜あらせられたる金壹百萬圓の基金を以て一般會計となし恩賜の御趣旨を奉體

三甲以降昭和十三年度迄の十五ヶ年間に於ける一般社會事業助成團體数は、内地植民地に互り六百九十三團體に及び、其の助成金額八十九萬圓に及び聖澤全國に遍く、各地社會事業の施設は逐年整備改訂されつゝあり。又兒童保護事業九十八團體に對し金二萬九千五百圓特別助成を爲し、専ら乳幼児保護施設の普及奨励を爲しつゝあり。

恩賜財團愛育會

皇太子殿下御誕生を記念遊ばされ兒童と母性擁護の長き恩召をもつて御降誕御祝賀の當日御内帑金七十五萬圓御下賜あらせられたので、この聖旨を奉體して文部、内務、拓務の各關係省中心となり民間の協力を求め恩賜財團愛育會を設立、四月二十九日東京會館に於いて久遠宮大妃殿下の總裁奉戴式に兼ねて發會式を擧行した。會長は清浦奎吉伯、常務理事齋藤守閣氏で御下賜金を基として民間の三井、三菱、住友、原田積善會より五ヶ年間に百五十萬圓の寄附を受けることとなつて居り、その事業として母性相談所を設置し講演會映畫會を催し、母性擁護教化に關しては調査研究機關愛育調査會を設け教育、心理、醫學、社會教育の四部門の専門家を選ひ委員として活動せしめることとなつてゐる。

財團法人三井報恩會

三井家が資金三千萬圓を提供したのを基金とし

社會—社會事業

て生れたもので公益事業の進展に寄與する目的を以て昭和九年二月十三日内務、文部、農林、西上の各省大臣に財團法人設立許可の申請をなし、同年三月二十七日附許可あり。四月二十三日の第一回評議員會に於て理事長に米山極吉、常務理事に山口安憲、理事に有賀長文、池田成彬、牧田環、監事に福井三郎、伯耆山愛輔の諸氏を決定、後更に南條金雄理事に就任。現在是有賀、池田、牧田三氏辭任して島田勝之助、佐々木四郎理事に監事福井氏に代り金子堅太郎伯が夫々補缺就任してゐる而して昭和九年に於いて同十三年度に至る五年間の事業成績を一瞥すれば直覺又は助成せる件數及事業費總額は左表の如くである。

Table with 2 columns: 昭和十年度, 昭和十一年度, 昭和十二年度, 昭和十三年度, 合計. Rows include 件數, 金額.

財團法人願豫防協會

昭和四年内務大臣安達謙蔵氏、子爵齋藤榮一氏其他朝野の識者によつて願豫防協會設立の機運醸成せられつゝありし折柄、昭和五年十一月十日長くも皇太后陛下には特別恩召を以て願豫防の資として内務大臣に對し金十萬圓の御下賜あり、御旨を奉じて安達内務大臣、齋藤子爵並に全國七百二十一名の有志發起人となり、昭和六年一月二十一

し、其の収益を以て内地植民地に互り一般私設社會事業の建築設備等の臨時費に助成することとし又昭和三年三月十四日 皇后陛下には故久宮節子内親王殿下御進福の恩召を以て兒童保護基金として金五萬圓御下賜あらせられしを以て御趣旨を奉體して特別會計を増設し、此の収益を以て兒童保護事業の特別助成を開始したり。内務省の交付金 大正十四年九月三日、内務大臣より關東地方大震災罹災府縣下に於ける私設社會事業助成振興の爲、震災善務施設費として金一百五十萬圓の交付あり又昭和十年四月二十四日内務省より滿洲國皇帝陛下御來邦に際し政府に對する御寄贈金の内、金七萬五千圓を社會事業奨励金として交付せられ共特別會計を増設せり。財團法人原田積善會々長原田二郎氏より大正十三年二月十一日金三百萬圓の寄附申出あり、尙又昭和五年七月十七日故原田二郎氏の遺志に依り金四十萬圓の寄附あり。本會の基礎益々確立、全國一般社會事業に對し經常助成の途を開きたり。本會基金總額は昭和十三年度末に於て五百六萬一千九百四圓四錢なり。今その恩賜金による助成状況を見るに、大正十

財團法人福田會

日内務大臣官邸に發起人會開催、設立趣意書、附行爲を決定し昭和六年三月十八日財團法人設立の許可を得たるもの現時會費には伯耆清浦奎吉氏を戴き着々願豫防に關する事業を施行しつゝあり。明治九年各宗の碩德尊嚴一明治十二年一月日本橋區南茅場町智惠院内に開設したるを以て本會の據所とし明治四十四年現在の御料地を相して施設す。是より先明治二十六年五月伏見宮文秀女王殿下を名譽會長に奉戴し、同三十一年財團法人組織に方り總裁に奉戴、大正十五年御薨去あらせられし爲、昭和二年伏見宮博恭王妃殿下を總裁に奉戴し、今日に至る。副總裁侯爵夫人山内禎子理事長伯耆山田英夫、常務理事北越戒定の諸氏が當られ事業益々發展しつゝあり。

濟生會全國診療總數

Table with 2 columns: 東京府内, 道府縣, 總計. Rows include 外來, 計, 延患者, 實患者, 患者, 診察日, 平均.

四五七

日本赤十字社(昭和十三年末)

災害救護	件數	日數	患者數
風水害に於ける救護	〇	〇	〇
火災に於ける救護	八	一	一八六
炭酸ガスに於ける救護	一	一	一八六
列車火災に於ける救護	一	一	一八六
式典集會に於ける救護	五	一	一八六
計	一六	一	一八六

衛生

種別	十年	十一年	十二年	十三年
官立病院	五	五	五	五
公立病院	一〇	一〇	一〇	一〇
私立病院	三〇	三〇	三〇	三〇
計	四五	四五	四五	四五

醫師及薬剤師

種別	昭和七年末	昭和八年末	昭和九年末	昭和十年末	昭和十一年末	昭和十二年末	昭和十三年末
醫師	五,〇〇六	五,〇〇六	五,〇〇六	五,〇〇六	五,〇〇六	五,〇〇六	五,〇〇六
齒科醫師	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇
藥劑師	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
計	一六,七〇六	一六,七〇六	一六,七〇六	一六,七〇六	一六,七〇六	一六,七〇六	一六,七〇六

藥種商製藥者及賣藥(各年末)

種別	昭和十年	同十一年	同十二年	同十三年
製藥者	一〇	一〇	一〇	一〇
賣藥	一〇	一〇	一〇	一〇
計	二〇	二〇	二〇	二〇

赤痢	六,九〇〇
赤痢計	三,三〇〇
腸チフス	一〇,一〇〇
腸チフス計	二,二〇〇
傷寒	一〇,一〇〇
傷寒計	二,二〇〇
流行性腦脊髄膜炎	一〇,一〇〇
流行性腦脊髄膜炎計	二,二〇〇

全國病勢調査患者總計

(本表は官報所載に據る)

種別	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
赤痢	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
赤痢計	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
腸チフス	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
腸チフス計	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
傷寒	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
傷寒計	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
流行性腦脊髄膜炎	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
流行性腦脊髄膜炎計	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

傳染病患者及死者

(昭和十六年上半年)

種別	患者	死者
赤痢	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
赤痢計	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
腸チフス	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
腸チフス計	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
傷寒	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
傷寒計	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
流行性腦脊髄膜炎	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
流行性腦脊髄膜炎計	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

本邦人平均餘命

左表は我々の残りの壽命がどれ程あるかを指し示すものである。例へば四十八歳の男子ならばあと二十年餘即ち六十八歳と少し生きられる譯である。これはたゞ標準を示すものであつて、實際はこれよりも早く死ぬこともあり、また長く生きることもあるのは無論である。

年齢	平均餘命	平均餘命
男	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
女	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
男	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
女	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

各國人員平均壽命

國名	男	女
イギリス	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
北米合衆國	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
フランス	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
ドイツ	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
イタリア	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
日本	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

種痘人員(昭和十三年)

種別	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回
公種痘人員	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
私種痘人員	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
計	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇



四歳までの死因（昭和十三年）

傳染病及寄生蟲病	〇歳	一歳	二歳	三歳	四歳	總數
腫瘍	七、四〇〇	九、六八〇	七、八六〇	五、四九〇	九、一三〇	三三、〇六〇
レウマチス性疾患、榮養障礙	三〇	六〇	九〇	一五〇	二一〇	六八〇
内分泌腺の疾患、其他全身病	六、八七〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	三四、八七〇
血液及造血臓器の疾患	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一五、〇〇〇
アルコール中毒及其他の慢性中毒	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇
神經系及聽覺器の疾患	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
血行器の疾患	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
呼吸器の疾患	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
消化器の疾患	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
泌尿生殖器の疾患	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
皮膚及皮下結締組織の疾患	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
骨及運動器の疾患	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
先天性畸形	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
乳兒固有の疾患	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
外因	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
不明	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
總數	三三、〇六〇	三三、〇六〇	三三、〇六〇	三三、〇六〇	三三、〇六〇	三三、〇六〇

有罪犯人種別（昭和十四年）

同十一年	一、三六、〇〇〇
同十二年	一、三六、〇〇〇
同十三年	一、三六、〇〇〇
同十四年	一、三六、〇〇〇
總數	五、四四、〇〇〇

檢重取扱捜査事件

昭和十三年	一、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇〇
總數	二、〇〇〇

犯罪捜査の端緒

昭和十三年	一、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇〇
總數	二、〇〇〇

司法官署及刑務所

大審院	一
地方裁判所	二
區裁判所	三
少年審判所	四
總數	一〇

昭和十三年	一、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇〇
總數	二、〇〇〇

檢事	八、八七〇
告發	九、〇〇〇
直受	三、七三〇
送致	三、七三〇
其他	三、七三〇
總數	三、七三〇

陪審事件	一、〇〇〇
控訴事件	一、〇〇〇
總數	二、〇〇〇

外國人に関する第一	一、〇〇〇
審刑事事件	一、〇〇〇
總數	二、〇〇〇

計女  
10,000  
X1,000  
X2,000  
X3,000  
X4,000  
X5,000  
X6,000  
X7,000  
X8,000  
X9,000  
X10,000

起訴猶豫者・刑執行  
猶豫者の保護（昭和十四年）

△保護者種別  
司法保護團體 三三三  
兄弟姉妹 六六六  
知己故舊 三三三  
教育家 二二二  
雇主 一〇一  
計 一〇〇六  
其他親族 七〇〇  
宗教家 三三三  
篤志家 二二二  
其他 六六六  
計 一〇〇六

再犯當時の保護者別  
（昭和十四年）

司法保護團體 三三三  
兄弟姉妹 六六六  
其他親族 七〇〇  
其の他の親族 二二二  
知己故舊 三三三  
宗教家 三三三  
篤志家 二二二  
教育家 二二二  
雇主 一〇一  
其他 六六六  
計 一〇〇六

少年審判所取扱件數（昭和十六年六月調）  
理受 審判 訓練 校長訓誡 保書面誓約 保護者引渡 保護團體委託 少年保護司觀察 少年保護院送致 矯正院送致 病院送致委託  
計 1,000  
男 500  
女 500  
特別法犯 法に觸るる行為を爲す虞ある者  
計 1,000  
男 500  
女 500

（備考）本表中△印は他の保護處分を併科したるものにして外數なり（官報より採録）

起訴猶豫者刑執行猶豫の再犯（昭和十四年）

種別 再犯者 計  
新處分 再犯者 計  
起訴 不起訴 起訴 不起訴 計  
男 5,600 3,500 9,100  
女 3,500 2,500 6,000  
計 9,100 6,000 15,100

刑法犯檢舉件數  
（第十六回警察統計報告）

昭和十五年 同十五年 同十七年  
皇室に關する 罪外患に關する罪 公務執行妨害罪 國家に關する罪 逃走罪 犯人贖罪 濫用水利に關する罪 放火罪 失火罪 第九章其他の罪 往來を妨害する罪 住居を侵す罪 秘密を侵す罪  
阿片煙に關する罪 飲料水に關する罪 通貨偽造の罪 文書偽造の罪 有價證券偽造の罪 印章偽造の罪 偽證の罪 猥褻姦淫重婚の罪 普通賭博罪 常習賭博罪 富籤罪 禮拜所墳墓に關する罪 職權濫用の罪 賄賂罪 殺人罪 嬰兒殺罪 殺人未遂罪  
自殺に關する罪 傷害致死罪 傷害罪 單純暴行罪 過失傷害罪 過失傷害致死罪 業務上過失傷害致死罪 墮胎罪 遺棄罪 逮捕監禁の罪 脅迫の罪 略取誘拐の罪 名譽に關する罪 信用業務に關する罪 竊盜罪 強盜罪 詐欺罪 背任罪 恐嚇罪 横領罪 業務上横領罪 第三章其他の罪 職務に關する罪 毀棄隠匿罪  
計 10,000  
男 5,000  
女 5,000

棄兒（養護處）

昭和十五年 同十七年 同十七年 同十七年  
計 10,000  
男 5,000  
女 5,000

總計	計女男	計女男	計女男
女子就縛者累年表(警視廳)	昭和十三年	同十四年	同十五年
放火	一〇	一〇	一〇
失火	一〇	一〇	一〇
賭博	一〇	一〇	一〇
過失致死	一〇	一〇	一〇
盜竊	一〇	一〇	一〇
詐欺	一〇	一〇	一〇
横領	一〇	一〇	一〇
總計	一〇	一〇	一〇

窃盜の晝夜別

鼠郡	一〇	一〇	一〇
那賀	一〇	一〇	一〇
高知	一〇	一〇	一〇
徳島	一〇	一〇	一〇
香取	一〇	一〇	一〇
其	一〇	一〇	一〇
土	一〇	一〇	一〇
金	一〇	一〇	一〇
鏡	一〇	一〇	一〇
忍	一〇	一〇	一〇
總計	一〇	一〇	一〇

空振	九、七〇	三、九〇
引拂	一、一〇	三、七〇
總計	一、〇〇	三、六〇
在刑務所人員	昭和十五年	昭和十六年
五月末日	五、三〇	五、三〇
四月末日	五、三〇	五、三〇
總計	五、三〇	五、三〇

在刑務所人員

外國人を國籍により區別すれば左の如くである	昭和十六年四月末	現在
中華(男)	一	一
滿洲(男)	一	一
英吉利(男)	一	一
露西亞(男)	一	一
總計	四	四

受刑者刑期刑名別

刑名刑期	男	女	計
無期	一	一	二
十五年以上	一	一	二
十五年未満	一	一	二
十年以下	一	一	二
五年以下	一	一	二
三年以下	一	一	二
二年以下	一	一	二
一年以下	一	一	二
三月以下	一	一	二
拘留計	一	一	二
合計	一	一	二

受刑者罪名別

罪名	男	女	計
竊盜	一	一	二
總計	一	一	二

強盜	二、四〇	三、五〇
強迫及恐喝	一、三〇	一、三〇
詐欺	一、三〇	一、三〇
横領	一、三〇	一、三〇
通貨偽造	一、三〇	一、三〇
文書偽造	一、三〇	一、三〇
偽證及誣告	一、三〇	一、三〇
傷害	一、三〇	一、三〇
殺人	一、三〇	一、三〇
墮胎	一、三〇	一、三〇
猥褻淫及重婚	一、三〇	一、三〇
逃走、犯人隠匿	一、三〇	一、三〇
皇室ニ對ス	一、三〇	一、三〇
公務執行妨害	一、三〇	一、三〇
放火	一、三〇	一、三〇
住居ヲ侵ス	一、三〇	一、三〇
略取及誘拐	一、三〇	一、三〇
其他	一、三〇	一、三〇
陸海軍刑法	一、三〇	一、三〇
兵隊	一、三〇	一、三〇
森林法	一、三〇	一、三〇
選舉法	一、三〇	一、三〇
新報紙法及出版法	一、三〇	一、三〇
總計	一、三〇	一、三〇

治安警察法	一	一
治安維持法	一	一
暴力行為等取締	一	一
賭博取締規則	一	一
銃砲火藥類取締規則	一	一
警察犯處罰令	一	一
府縣令及警察令	一	一
其他	一	一
總計	一	一

警察犯罪處罰令

- 一、合力、裏捨を強請し又は強て物品の購買を求めたる者
- 二、乞丐を爲し又は爲さしめたる者
- 三、濫に寄附を強請し又は收利の目的を以て強て物品入場券等を配付したる者
- 四、入札の妨害を爲し又は共同入札を強請し若は落札人に對し其の事業又は利益の分配若は金品を強請したる者
- 五、他人の業務に對し惡戯又は妨害を爲したる者
- 六、新聞紙、雜誌其の他の方法を以て誇大又は虚偽の廣告を爲し不正の利を圖りたる者
- 七、新聞紙、雜誌其の他の出版物の購讀、又は廣告掲載に付強て其の申込を求めたる者
- 八、申込なき新聞紙、雜誌其の他の出版物を配付し又は申込なき廣告を爲し其の代料を請求したる者
- 九、祭事、祝儀、又は其の行列に對し惡戯又は妨害を爲したる者
- 十、自己占有の場所内に老幼、不具又は疾病の爲め扶助を要する者又は人の死屍、死胎あることを知りて速に警察官に申告せざる者
- 前項の死屍、死胎に對し警察官吏の指揮なきに其の現物を變更したる者
- 十一、公衆の自由に交通し得る場所に於て喧噪し横臥し又は泥酔して徘徊したる者
- 十二、公衆の自由に交通し得る場所に於て濫に車馬舟筏其の他の物件を置き又は交通の妨害とな

- るべき行為を爲したる者
- 十三、公衆の自由に交通し得る場所に於て危険の虞あるとき點燈其他豫防の措置を爲すの義務を怠りたる者
- 十四、劇場、寄席其他公衆會同の場所に於て會衆の妨害を爲したる者
- 十五、雑沓の場所に於て制止を肯せず混雑を増すの行為を爲したる者
- 十六、人を誑惑せしむべき流言浮説又は報を爲したる者
- 十七、妄に吉凶禍福を説き又は祈禱符呪を爲し若しは守札類を授與して人を惑したる者
- 十八、病者に對し祭服、祈禱、符呪等を爲し又は神符、神水等を與へ醫療を妨げたる者
- 十九、濫に催眠術を施したる者
- 二十、官職、位記、勳章、學位を詐り又は法令の定むる服飾、記章を僭用し若くは之に類似のものを使用したる者
- 二十一、官公署に對し不實の申述を爲し又は其の義務ある者にして故なく申述を肯せず者
- 二十二、人の飲用に供する淨水を汚穢し又は其の使用を妨げ若し其の水路に障礙を爲したる者
- 二十三、河川溝渠又は下水道の疏通を妨ぐべき行為を爲したる者
- 二十四、自己又は他人の身體に刺文したる者
- 二十五、出入を禁止したる場所に濫に出入したる者
- 二十六、官公署の榜示若しは官公署の指揮に依り

- 榜示せる禁條を犯し又は其の設置による榜標を汚損し若しは撤去したる者
- 二十七、水火災其他の事變に際し制止を肯せずして其の現場に立入り若し其の場所より退去せず又は官吏より援の求を受けたるに拘らず傍觀して之に應ぜざる者
- 二十八、濫に他人の標燈又は社寺、道路、公園其他公衆用の常燈を消したる者
- 二十九、他人の田野、園圃に於て菜葉を採摘し又は花卉を採折したる者
- 三十、使用者にして勞役者に對し故なく其の自由を妨げ又は苦酷の取扱を爲したる者
- 三十一、濫に他人の身邊に立入り又は追隨したる者
- 三十二、他人の身體物件又は之に害を及ぼすべき場所に對し物件を抛擲し又は放射したる者
- 三十三、神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其他之に類せる物を汚穢したる者
- 三十四、人の死屍又は死胎を隠匿し又は他物に紛はしく擬装したる者
- 三十五、一定の食物に他物を混じて不正の利を圖りたる者
- 三十六、不熟の果物、腐敗の肉類、其他健康を害すべき食物を實利の用に供したる者
- 三十七、濫に該人の繫きたる舟筏牛馬其他の獸類を解放したる者
- 第三條 左の各號の二に該當する者は二十圓未満の科料に處す

- 一、許可なくして人の死屍又は死胎を解剖し又は之れが保存を爲したる者
- 二、公衆の目に觸るべき場所に於て粗糲裸體し又は臀部、股部を露はし其の他醜體を爲したる者
- 三、街路に於て尿管を爲し又は爲さしめたる者
- 四、濫に銃砲の發射を爲し又は火藥其他劇發すべき物を玩びたる者
- 五、家屋其他の建造物若し引火し易き物の近傍又は山野に於て濫に火を焚く者
- 六、石灰其他自然發火の虞ある物の取扱を忽にしたる者
- 七、開業の廳察故なく姪婦、産婦の招きに應ぜざる者
- 八、故なく官公署の召喚に應ぜざる者
- 九、炮煮、洗滌、剥皮等を要せず其の儘食用に供すべき飲食物に監蓋を設けず店頭に陳列したる者
- 十、濫に禽獸の死屍又は汚穢物を棄擲し又は之れが取除の義務を怠りたる者
- 十一、監置に係る精神病者の看護を怠り屋外に徘徊せしめたる者
- 十二、濫に犬其他の獸類を吠し又は騷擾せしめたる者
- 十三、狂犬、猛獸等の繫鎖を怠り逸走せしめたる者
- 十四、公衆の目に觸るべき場所に於て牛馬の動物を虐待したる者
- 十五、濫に他人の家屋其他の工作物を汚損し若

は之に貼綴を爲し又は他人の標札、招聘、賃貸家札其他榜標の類を消損し若しは撤去したる者

十六、種葉又は堤防を損壞するの虞ある場所に舟筏を繫きたる者

十七、道路なき他人の田圃を通行し又は之に牛馬踏車を牽入れたる者

第四條 本令に規定したる違反行為を教唆し又は幫助したる者は各本條に照し之を罰す但し情狀に依り其の刑を免除することを得

警察署及び警察官吏

(昭和十四年度末)

警察署	駐立	在番	視察	警備	及
北海道	101	101	101	101	101
青森	101	101	101	101	101
岩手	101	101	101	101	101
宮城	101	101	101	101	101
秋田	101	101	101	101	101
山形	101	101	101	101	101
福島	101	101	101	101	101
茨城	101	101	101	101	101
栃木	101	101	101	101	101
群馬	101	101	101	101	101
埼玉	101	101	101	101	101
千葉	101	101	101	101	101
東京	101	101	101	101	101
神奈川	101	101	101	101	101
新潟	101	101	101	101	101
富山	101	101	101	101	101
石川	101	101	101	101	101
福井	101	101	101	101	101
山梨	101	101	101	101	101
長野	101	101	101	101	101
岐阜	101	101	101	101	101
静岡	101	101	101	101	101
愛知	101	101	101	101	101
三重	101	101	101	101	101
滋賀	101	101	101	101	101
京都	101	101	101	101	101
大阪	101	101	101	101	101
兵庫	101	101	101	101	101
奈良	101	101	101	101	101
和歌山	101	101	101	101	101
鳥取	101	101	101	101	101
島根	101	101	101	101	101
岡山	101	101	101	101	101
広島	101	101	101	101	101
山口	101	101	101	101	101
徳島	101	101	101	101	101
香川	101	101	101	101	101
愛媛	101	101	101	101	101
高知	101	101	101	101	101
福岡	101	101	101	101	101
佐賀	101	101	101	101	101
長崎	101	101	101	101	101

熊本	三	三	兼二	九
大分	三	一	兼五	六
宮崎	三	一	兼七	六
鹿兒島	三	一	兼九	六
沖繩	九	一	兼一	三
合計	一、〇〇五	七、四八八	兼一七	一、〇〇五

警察官署及警察官吏  
累年比較

昭和十一年	一、〇〇五	七、四八八	兼一七	一、〇〇五
昭和十二年	一、〇〇五	七、四八八	兼一七	一、〇〇五
昭和十三年	一、〇〇五	七、四八八	兼一七	一、〇〇五
昭和十四年	一、〇〇五	七、四八八	兼一七	一、〇〇五

(備考)×印は請願に依るもの、●印は警部補出張所、兼は兼任者。第十六回警察統計報告より。

警察取締に屬する營業者

營利質屋	昭和十二	昭和十三	昭和十四
公益質屋	三、〇〇〇	二、五九	二、四〇〇
古物	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
旅人宿	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
下宿	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
木賃宿	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
料理屋	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
待合茶屋	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
カフエー・バー	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
女給	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
藝妓置屋	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
酌婦	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
浴場	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
温泉浴場	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
省合に依る案内業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
飲食店	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
紹介周旋業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
印刷業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
理髮業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
遊藝場	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

麻雀俱樂部	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
牛馬商	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
荷馬車營業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
行政代書	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
自轉車營業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
乘合自動車營業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
乘合馬車營業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
人力車營業者	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
人力車曳子	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
電氣事業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
瓦斯事業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
工場法適用工場	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
銃砲製造業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
火藥製造業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
甲種販賣業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
乙種販賣業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
類聚業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
化驗業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
印刷業	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
映畫場	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
寄席	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
觀劇場	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
興行場	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

遊廓(各年末)

昭和十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

行政執行處分

昭和九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

火災の損害額

昭和十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

藝妓年齢別人數(各年末)

昭和十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

交通事故被害數

昭和十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

火災原因(昭和十四年中)

市街地	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
村落	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

遺失拾得物(昭和十四年中)

拾遺	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
拾得	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

火災原因(昭和十四年中)

市街地	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
村落	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

火災原因(昭和十四年中)

市街地	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
村落	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

汽突類		煙機		火燈		未始不の火用使	
車飛破過	の煤	草	吸	裸神提	佛燈	其焚取	ス爐風
煙火損熱	煙火損熱	寸燭	燭明燈	の	の	ト	呂燥消
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

全國内地對警視廳諸統計の對照

事項	全國	警視廳
人口(十年國勢調査)	三〇、四〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
警察官現員	三、〇〇〇	一、〇〇〇
警視以下警察官現員	二、〇〇〇	一、〇〇〇
派出所(除請願)數	一、〇〇〇	一、〇〇〇
巡査駐在所數	一、〇〇〇	一、〇〇〇
電話通話總數	一、〇〇〇	一、〇〇〇

自殺手段別(昭和十四年中)

手段別	既遂	未遂
手	一〇〇	二〇〇
入水	一〇〇	二〇〇
絞	一〇〇	二〇〇
銃	一〇〇	二〇〇
毒	一〇〇	二〇〇
汽	一〇〇	二〇〇
電	一〇〇	二〇〇
其	一〇〇	二〇〇

巡査志願者	九、〇〇〇	一〇、七〇〇	一七、九
巡査採用者	九、〇〇〇	一〇、七〇〇	一七、九
警察官現員	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
警視以下警察官現員	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
派出所(除請願)數	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
巡査駐在所數	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
電話通話總數	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

料理屋、藝妓、女給等累年比較(各年末現在)

項目	昭和十四年	十三年	十二年	十一年	十年
料理屋	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、三三六
藝妓	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、三三六
女給	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、三三六

# 文化

## 文壇の一年

大きな時代の轉換期に際會して戸迷ふた文學者達が漸く落付いて新時代に生きんとする文學作品をばつぽつ發表し始めたのが十五年年末の現象であつたが、それとて文壇全體の動向と視られるまでには至つてゐなかつた。然し、近衛聲明を契機として、政治、經濟、文化の各部門に新體制が要望されるに及び、文壇にも新文學の建設が眞摯に考へられ始めた。

殊に大政黨發會が創立され、新體制への發足が愈々明かな形となつてくると、如上の機運が一層明瞭に認められる様になつた。

作家達は新しい國民組織の中で如何にすれば獨自の性格と職能を十分に活かし得るかを考究し、民族に根強く浸透するものを與へ、良き精神的武器の一つとなり得る作品を生むことに各々悩んだ國民文學の問題が取り擧げられたのもさうした態度の具現であつた。又日本文藝中央會その他の文學者による團體組織の結成も新體制への協力の表徴として見るべきものであつた。

かくの如く新體制に關聯して、文學自身の革新的自己反省と再建設が考へられたにも拘らず、現象的には本格的な新文學は生れなかつた。即ち國民文學と雖しも推賞する作品はみられなかつたのである。寧ろ、政治的便乗主義や國策迎合主義の作品が、出版界の好景氣の波に乗つて次々と發表された。

こゝに於て文壇は再び反省せざるを得なくなり片岡鐵兵氏のいふ如く「われわれの文學を世界的水準において確保するためには文學の政治への隸屬を警戒しなければならぬと同時に一方では多少の技術的後退は犠牲にしても新しい國民文學の建設といふ方向への情熱を持たねばならない」ことが強調され、國民文學の方法論が本格的に論議された。保田與重郎氏は「國民文學のつゞきは國民的英華の傳説史話から始めねばならぬ」といひ尾崎士郎、長谷健、岡田良平氏等は庶民或は職域から生れるものと論じ、明確な定義には到達しなかつた様である。然し乍ら、何れにしても國民文學の活潑であつたのに反し、作品はこれに即應せず、島木健作、丹羽文雄、岡田三郎、林美英子氏等のある作品が國民文學の要素をもつものとみられるに過ぎなかつた。作家の今後の課題として殘された形である。尤も、歴史文學の分野では尾崎士郎、高木卓、櫻田常久氏等の力作が注目された。

以上の如く今年の文壇は洵に不明瞭な様相を呈したが、一方、政治的便乗主義や國策迎合主義の作品は依然として現れ、作家の自覺と用紙の統制から多少この傾向は清算されてはきたが、未だ釋

然たるものないのは遺憾である。

なほ、今年にあらはれた現象として、昨年まで旺んだつた競争文學が飽和點に達して下向したと、素人文學が殆ど排除されたこと、これに反し生座(主として英織)文學、植民地或は外地文學の續出したこと、翻譯文學にドイツの文學が自立つて来たこと等の推移がみられる。

### 文壇時事

◇文藝報國聯盟結成 大陸開拓文藝懇話會、農民文學懇話會が發展的解消を行ひ、相馬御風を始め大家、中堅作家が集つて、高度國防國家建設に即應し國民精神生活の醇化向上に資するため九月九日結成。

◇日本文藝中央會成立 各種文藝團體が打つて一丸となり大政黨發會に向ふことになり、菊池寛、島崎藤村、徳田秋聲氏等を中心に十一月二日成立

◇新國民詩協會成立 全詩人の統合によつて大政黨發會に協力するため、北原白秋、佐藤春夫氏等を中心に十二月十日成立。

◇大政黨發會促進の會 岸田文雄文化部長を支持してあらゆる援助を與へるため、文壇、出版界その他の人々が集り、十二月十二日上野精養軒で開會。

◇文壇から臨時中央協力會議へ菊池寛、山本有三の兩氏が議員として出席、山本氏が「假名といふ名稱を改正する件」を提議。

◇日本俳句作家協會成立 俳壇を擧げて文化奉公に出發するため、虚子、井泉水、風生、秋櫻子氏等が發起人で十二月二十一日成立。

◇第二回文藝發會後運動大講演會 文藝家協會による發會講演會は昭和十六年の豫定として北海道樺太、臺灣、朝鮮、滿洲等の都市を隈なく歴訪することに決定。

◇大日本歌人會成立 歌人協會分裂の後、全歌人を統合し、國策に協力するため、齋藤茂吉氏等を中心に六月一日成立。

◇文壇から第一回中央協力會議へ 菊池寛、山本有三、尾崎士郎の三氏が議員として出席、尾崎氏が「文藝政策の徹底と文藝院の設置」を提案。

◇文化奉公會結成 歸還作家、劇家によつて結成、前田利爲侯を會長に、櫻井忠温少將を副會長に、作家側から火野葦平、上田廣、楳田博、日比野士郎氏等が参加。

◇文藝作品の檢閲 反國策的思想のもられたものはもとより類級趣味の作品を發禁にすることに決定。

◇芥川賞、直木賞 芥川賞昭和十五年度下半期は並木不素之介作「平賀源内」、同十六年度上半期は多田祐計作「長江デルタ」、直木賞同十五年度下半期は村上元三作「上總風土記」、同十六年度上半期は木村莊十作「雲雨守備兵」

◇新潮社賞 昭和十五年度は第一部壺井榮作「雁」、第二部北條秀司作「閣下」

◇菊池寛 昭和十五年度第三回は室生犀星、田中貢太郎氏

◇藝術院新會員 島崎藤村、正宗白鳥、志賀直哉、山本有三、北原白秋、窪田空穂氏が第二部會員に決定。

◇物故作家 高垣松雄、小熊秀雄、田中貢太郎 加能作次郎、長谷川時雨氏

## 論壇の一年

今度の論壇を回顧すれば、近衛聲明を契機とする新體制の論議から始まる。新體制の綱領は八紘一宇の世界理想の顯現と國體の本義に基いたる政、一新、職分奉公の臣道實踐の三項目であつたが、八紘一宇の理念とは何であるかが即ち新體制の理念を闡明するものであつた以上、これが究明のなされたのは當然である。然しながら、新體制は實踐運動によつて始めて勝ち得るものであり、理念の追究と同時に、その運動方法が論ぜられたのもまた必然の現象である。寧ろ、論議は後者に重きを置かれた観がある。その具體例として、國民組織の性格が取り擧げられ、精勵の如き精神運動を主體としたものとは異り、眞に上意下達、下情上達を行ふ政治力、實踐力を備へたものが主張された(内田繁隆氏等)同時に強力な指導力が要望された(赤松克麿氏)

十月、國民運動の組織として、大政黨發會が設立されるに及んで、翼發會の性格論に華が咲いた。殊に翼發會を機として憲法上から違憲或は合憲が問題の焦點になつた。これについて黒田覺氏は「大政黨發會が憲法上の翼發機關についていふところの翼發と同一でないこと」と「翼發會が憲法上の機關でなくして、政黨の様な機能をいとなむこと」とは、これは新しい憲法的慣行の成立と考へる」といふ二點から違憲に非ずと論破したことは

多大の効果をもつたものとみることが出来る。その他の翼發會に關する論議は、何れも組織と運営にかゝる杞憂に對するものであり、あくまで國民運動組織としての本然の姿を具備するべく、いはば、翼發會育成の言辭であつたとみてよいだらう。然るに、その後の新體制運動の足跡みに伴つて翼發會の無力が如くに登り、機構の再吟味が行はれたが、改組後においても依然として、人的構成よりする従前以上の精勵化、官僚化が憂へられ同時に上意下達、下情上達をなし高度の政治性をもつ翼發會の元來の性格が強調される等、本年の政治討論は翼發會を繞る論議が最も活潑であつた。これと時を同じくして強力な政治或は革新の推進が一層主張され、獨ソ開戦、第三次近衛内閣の成立を経て、更にこの傾向は強硬になり、殊に民心を把握する政治が要望されたことは注目される。國內問題において政治と同時に論壇の對象となつたのは經濟部門である。所謂經濟新體制の本質と構想を出發點とするものであるが、從來の自由主義、營利主義を排し、全體主義の理念に立つて限られた原料、資材、勞動力を以て、最高度の生産力を發揮するには、各企業がその職分に應じて諸經濟團體に仕へ、その經濟團體が更にその職分に應じて、有機的聯關に於て國民經濟全體に仕へる総合的計畫經濟體制であらねばならないといふのがその主なる論調であつた。(武村忠雄氏等)これに伴つて、資本の新しい意図、利潤の檢討、更に貨幣の價值等も論議された。

然るに、現實の經濟新體制の遲延と東亞共榮圈理念の擡頭は經濟新體制を再び盛り立たせ、就

中、經濟新體制の形態として統制會が論壇に上つた(小島精一氏)ことは劃期的なものといふべし。又、一方新體制と併行して、購買力の吸収、消費規正、勞務の需給等も問題になり、經濟全部門に亘つて革新的或は推進的理論が展開されたのも例年にみない現象である。

更に新體制の聲明が、政治、經濟、文化の三部門に就いて述べられた如く、文化部門に關しても文化新體制が論壇の中心になつた。

勿論、これについては文化人の組織に關するものもあつたが、しかし、こゝでは國民文化の建設が焦點になつたとみるべきであらう。

國民文化の建設には、翼賛會文化部が先頭に立ち、それは従來の文化の如く國民生活から遊離したものであつてはならない。國民生活の中に根ざしたものでこそその名に値するものである。従つてまづ地方文化を盛り立てそれを綜合する必要があり、一方、生活文化の向上を叫んだことが最も適確な所論とみられた。

この外、教育についても、その重要性に鑑み、新しき理念や方針、制度が論ぜられ、又、科學、技術の振興の急務に關聯して、科學精神の本質と向上の唱へられたことはとりわけ忘れられないものである。

なほ、自由主義、個人主義の超克と日本の新世界觀の確立や高度國防國家の理念が新しき發足を以て強調されたこと或は古典精神の再認が主張されたこと等取りあげべきものはあるが、しかし、觀察論として特に注目されたのは陣崎義等、阪本勝氏等による勤勞精神の解明であらう。

最後に對外議論を見ると、ドイツの軍事活動が發展して世界動亂に入つただけに今年は稀に見る多彩を示した。大體事態の推移を解説するものゝ多かつた點は變りがないが、對外の動向と我國の關聯が論點の中心になり、國內新體制の實踐を促した論文(室戸健造氏等)の屢々發表されたことは今年の異色であつたといへる。

なほ、關印の石油問題、泰佛印國境劃定條約、或は佛印進駐と事態の發展に隨つて、東亞共榮圈又は關内の國々に對する論議が旺んであつたが、南方政策の樹立を望むと南方の地政學的的研究のみられたことが注目を惹いた。これらに關聯し、對外文化政策論や國語進出策があらはれて來たのも附加して置かう。

☆ 舞踊界一年史 ☆

(自昭和十五年九月 至昭和十六年八月)

昭和十五年九月から同十六年八月に至るまでの一年間を顧みて、舞踊界の主流には特に著しい變化は認められなかつたやうである。しかし社會情勢の變遷に伴つて、舞踊界と雖も多少の情勢變化はなほもない。その最も著しいものは、さきに誕生した大日本舞踊聯盟がやうやく活動を開始し、まづ最初の仕事として舞踊界に幾多の禁令を設けたことである。例へば入場料の制限や舞踊會の内容形式等に相當窮屈な規程を申合せたことである。この爲に今後舞踊會の開催は、従來の如く自由

に振舞ふわけにはいなくなつた。その一例として、九月末歌舞伎座で發表會を開催すべく準備中であつた藤間勸業の如きは、遂に開催を斷念するに至り、急遽會場を赤坂能樂堂に変更して温習會を開催したやうな事件があつた。能樂堂を借りて舞踊會を開催した例は最近に見ない現象である。

會場の不足は、この年になつて一層甚だしく、舞踊家が競つて會場獲得に狂奔したのも嘗て例のないことである。これは舞踊會開催が逐年増加する一方であつた當然の結果でもあるが、一面仁壽講堂の如く多年舞踊會々場に使用されて來たものが閉鎖される等、會場そのものの減少にもよるのである。

その他、舞踊家の現地皇軍慰問が更に拍車をかけて旺となり、大陸へ渡る舞踊家の數は頗る多かつたが、五月現地皇軍慰問中途に客死したエリアナ・パヴロバの如き犠牲者を出したのは、舞踊界最初の出来事であつた。パヴロバの葬儀は鎌倉市葬として、鈴木市長司會の下に盛大に催され、一般市民も多數参列して、舞踊家の葬儀としてはこれまた嘗てない盛儀であつた。この一年間、上記、パヴロバをはじめ、舞踊關係者としては、義太夫の豊竹巖太夫、長明三味線の名手柏伊三郎、装置家にして批評家たる松田青風の諸氏を失つてゐる。

以下、一年間の主なる記録を示せば左の如くである。

【七月】藤原静枝が舞踊聯盟新舞踊部部長に復帰。ハルピンのストーリー・パレエ團來朝して日劇に出演。

演劇

昭和十六年一月から十月にかけて十ヶ月間の演劇界を振顧つてみる。

いはば眼立つた現象は、脚本檢閲強化、觀劇料の抑制、演劇雜誌の統合などといった官廳側の壓力が増加した事と、情報局の國民演劇コンクールや中央文化聯盟の藝能祭大衆演劇コンクール等は情報局の國民演劇脚本募集、歌舞伎檢討委員の歌舞伎脚本募集、前進座の極端募集等が相次いで行はれて演劇の向上を刺激したりしたことだ。日本演劇協會と日本移動演劇聯盟とが結成されたことと、この年に前進座が創立十周年、松竹少女歌劇が創立十五周年、劇團東軍が第五十回記念公演を夫々迎へたことも忘れてはならない。

以下大ざつぱりに十ヶ月間の演劇界の動きを略記する。

藝能文化聯盟、演劇、映畫、演藝、音樂、舞踊、競技その他公衆の前で上演公開される各種藝能の醇化向上を目的として、警視廳の肝煎りで、昭和十五年十二月七日に藝能文化聯盟が結成された。これは、大日本俳優協會、大日本舞踊聯盟、邦樂協會、大日本長唄聯盟、大日本三曲協會、演奏家協會、講談落語協會、日本浪曲協會、漫才協會、漫談協會、日本奇術協會、大日本太神樂曲藝協會の十二團體と東京銀行者協會とで構成され、會員數約一

の歴史に終止符を打つ最後の公演を公會堂に開催。また廿日には東京劇場で日本文化中央聯盟主催の紀元二千六百年記念藝能祭、現代舞踊公演を催し、江口隆哉、宮澤子夫妻、高田せい子、石井漢が出演。

【十月】十二日伊藤道郎米國より歸朝。十五日河上鈴子(公會堂)・根及都陸(軍人會館)で公演。十八日井上徳雄(青年館)・十九日西崎若葉(同上)・廿四日藤間勸十郎(仁壽講堂)・廿五日花柳壽太郎(公會堂)・廿六日花柳徳兵衛(同上)が夫々公演。

【十一月】九日石井小浪(青年館)・十二日エリアナ・パヴロバ(軍人會館)・十三日花柳試演會(日本橋俱樂部)・廿三日藤原静枝(公會堂)・廿八日藤間桃枝(公會堂)・廿九日若柳敏三郎(演舞場)・卅日日本水歌橋(仁壽講堂)が夫々公演。

【十二月】四、五兩日吾妻春枝藝能會(演舞場)・八日水木歌壽榮(軍人會館)・十二日現代舞踊家集團(青年館)・十九日花柳壽朗會(日本橋俱樂部)・廿三日昭和舞踊研究所(公會堂)が夫々公演。なほ十四日藤原流家元藤原静枝は同派の功勞者として、藤原静枝、同初枝、同敏枝の三門下生を表彰披露した。三ヶ年の歐米舞踊行脚から繼承喜が歸朝。

【一月】元舞協協會々長波多海蔵氏謝恩舞踊會を月末二日間日本橋俱樂部に開催。

【三月】十三日花柳徳之輔追善舞踊會が軍人會館で開催。廿一日から三日間舞踊場東をどりを開催。同廿一日から三日間昭和舞踊研究所が國民新劇場で公演。その他廿二日石井漢(公會堂)・廿六七日藤原勸十周年記念(明治座)・廿八日坂東三壽次(日本橋俱樂部)・廿九日西川茂、藤間勸十郎(演舞場)が夫々公演。卅日舞踊聯盟結成記念會が公會堂に開催。

【四月】二日から五日間東京舞踊座(國民新劇場)・十二日水木會(公會堂)・廿日若柳三之輔、同富士(公會堂)・廿一日中村流成會(軍人會館)・廿九日藤野と女子、豊子姉妹(豐後會館)が夫々公演。五日都新聞の舞踊コンクールが公會堂に、十七日から五日間花柳流舞踊行が國民新劇場に、花柳流を返上して五條珠實となつた珠實會の披露公演が廿八、九の兩日演舞場に夫々開催。

【五月】三日イトウ・テイコ夫人渡米。二日エリアナ、パヴロバ、中支皇軍慰問中、南京にて客死。十日松賀緑(公會堂)・十七、八兩日東亞舞踊團(國民新劇場)・十八日林きむ子銀閃會(公會堂)・廿八、九兩日藤原静枝藝能會五十回記念(演舞場)・廿八日關口長世(軍人會館)が夫々公演。廿一日から五日間松竹舞踊大會が歌舞伎座で開催。

【六月】六日故パヴロバの市葬が鎌倉にて執行される。八日石井みどり(公會堂)・清水和歌(青年館)・廿六、七兩日西崎若葉會(明治座)・廿七日榎健次(公會堂)・卅日河上五郎(青年館)が夫々公演。十七日軍人會館でパヴロバ追悼舞踊會、廿五日より五日間第二回花柳舞踊行が國民新劇場に夫々催される。



萬五千。會長は酒井忠正伯で、音楽評論家の堀内敬三氏が常務理事に就任して、邦楽座に事務所を置き、官民の連絡に努めると共に、藝能自身の向上を圖るために有志者による藝能審議會を設けたり三月には上意下達、下情上進の仲介を兼ねて藝能相談所を設けるなど追々と任事が具體化された。

○日本演劇協會、演劇の實際的業務に従事する劇作家、演出家、装置家、照明家、大道具、小道具等を以て組織する日本演劇協會が、高田保、久保田万太郎兩氏の骨折りで、二月十八日國民新劇場で結成式が舉行された。會長は久保田氏で、文藝會館内に事務所を置いたが、この年内には積極的な動きを示さなかつた。

明等を加へて第二回公演を行つたが、國民劇の名稱と内容とが丸で背反してゐると非難されて、九月八重子等を加へた公演も十月エノケンを加へた公演も東寶國民劇の名稱を間際になつて慌て、抹殺したりした。

○日本移動演劇聯盟 前年秋東寶移動文化隊の出動を皮切りに都會劇團農村巡回劇團が漸くさかんとなつたが、無秩序にい加減の劇を農村に持ち込まれるのは危険なので、大政翼賛會文化部の提案及び情報部の斡旋により日本移動演劇聯盟が移動劇團の元締として、六月九日結成され、舞臺美術の伊藤嘉明氏が事務局長に就任し、東日社内に事務所を置き、積極的な活動を開始した。

つた。  
○軍用機納納運動 大日本俳優協會では菊五郎を實行委員長、猿之助を副委員長に推し、六月來十萬圓獲得をめざして軍用機「俳優號」獻納運動を提唱し、各劇團が参加して、十一月十五日羽田で菊五郎等が「式三番叟」を上演するなどいかにも俳優らしい珍らしい獻納式を舉行した。

東寶の専斷劇團として日劇五階に新設された日劇小劇場を本據に再出發した。  
○藝能祭大衆演藝コンクール 日本文化中央聯盟主催の二百一十一年藝能祭大衆演藝コンクールが開催され、九月より十一月までの間に公演される大衆演藝のうちから優秀な作品を上演した劇團に聯賞賞千圓總賞千圓を與へることになり、東寶舞臺、ムラサキ、ジュ、萬成座、笑の王國等二十六劇團が参加を申し込んだが、結局棄權が多くなり主権者を失望させた。

轉向した。  
○勉強會 本流、新生兩新派を始め各劇團が、新人の勉強會を隨々催したのが目立つた。  
○作品決算歌舞伎座が一月興行を強引に五日日間延長したが、明治座の新生新派も演藝場の五郎劇に追隨して一部狂言を變更して同様五日日間やつたが、これは興行的にすこし無理だつた、一月は菊吉の「寺子屋」(歌舞伎座)猿、壽美の「吃又」(東劇)、五郎の「子寶」(演藝場)「ロツパと開拓者」(有樂座)、藝小の「篝火」(國民新劇場)文學座の「パスツール」(飛行館)あたりが注目を惹いたが、それよりも特に採上げるほどの作品なく、二月は藝小の「一切黙然」と東宝の「少年野口英世」(どちらも國民新劇場)とが一寸見られた程度。三月は幸四郎の辨慶の「勸進帳」歌舞伎座に敬意を表したい。幸四郎が六法をふんで井道を引つ込む時には、見てゐて何かしら胸を打たれた。他では前進座の「元祿忠臣蔵」第一篇(演藝場)と東宝の「君たちはどう生きるか」(有樂座)が佳作。家庭劇の「戦へる母」(東劇)藝術座の「北支の旅」(有樂座)「エノケン龍宮へ行く」(東寶劇場)も面白かつた。この月衣笠貞之助が藝術座の「種場」(有樂座)を演出したが、脚本が粗雑で氣の毒だつた。

五月は新國劇の「中華理髮店」(有樂座)が佳く、新生新派の翻譯劇「地下壕」(明治座)も面白いが、俳優が外國人になりきれなかつた。六月では、佳作として前進座の「元祿忠臣蔵」(第二篇(演舞場)と新生新派の「螢」(有樂座)とを挙げたい。他は歌舞伎座の羽左の「源氏店」東劇の菊吉の「合邦」「加賀藩」が面白かつたし、前進座の「貝殻島にて」(演舞場)の飯石衛門の小學教師が印象に残る。七月は東寶國民劇の「木蘭從軍」(東寶劇場)がわりに愉しかつた以外に興味をおぼえた物なし。

八月は新生新派の「かつこう」(明治座)が佳作。めぼしいのは延若の「日向島」(歌舞伎座)新生新派の「陣夫人」(明治座)五郎の「はりの寅」(演舞場)くらゐなもの。

九月で観賞に値ひするのには歌舞伎座の吉と梅玉の「妹背山」「酒屋」東劇の延若の「沼津」新國劇(有樂座)の「空閑少佐」「丙種」本流新派(明治座)の「柏家夏吉」「草の花」藝術座(東寶劇場)の「春香女傳」

十月は井上、八重子合同(演舞場)の「赤道」が佳作に近い、あとは藤之助一座(東劇)の「海國兵談」と新生新派(明治座)の「長江デルタ」「雨空」あたりが一應注目を惹いたが、大したものはなかつた。わけもなく面白い點では「愛恋映」(明治座)「エノケンの福の神」(有樂座)の二つがあつた。

映畫

映畫界にとつて、昭和十六年ほど多難だつた年は未だ曾てなかつた。二時間半興行の實施に始まつて映畫の製作並に配給の統合に終るまで、日本映畫史始まつて以來四十年未曾有の大變革が續々と實行されたのだから、この年に映畫に關係してゐた人たちは、恐らく終生昭和十六年を忘れることは出來ないだらう。

この一年間、といつても一月から十月までだがその間のめぼしい問題を拾つて、發生順に記してみよう。

映畫雜誌統制 情報局の發達により、前年の十二月號を最後に解消した映畫雜誌は、新年號から改めて七種に集約されて刊行された。即ち日本映畫雜誌協會の統制下に映畫日本社と映畫出版社の二つの株式會社が創設され、前者からは「映畫之友」「映畫評論」「文化映畫」「映畫研究」後者からは「映畫旬報」「新映畫」「映畫技術」が刊行された。このほか映畫事業聯合會から新たに「映畫」を新年號から刊行した。これ以前から存続してゐるのは、日本映畫作家協會關西部發行の「時代映畫」と大日本映畫協會發行の「日本映畫」だけとなり、他の「オール松竹」「松竹」「日活」「映畫朝日」「映畫とレヴュー」「スター」「キネマ」等は消滅した。

興行時間の制限、當設の映畫興行場に於ける映畫興行は、六大都市では一月から、その他府縣では七月から、夫々一回の興行時間二時間半以内に制限され、しかも文化映畫とニュース映畫は強制上映となつたので、必然的に劇映畫は一本立が多くなり、アトラクションの需要は益々多くなつた。

松竹は全勝キネマを買収して興亞映畫と改稱させ、太秦の元マキノ映畫スタジオを本據に二、三本作つた後、下加茂の特作プロをこゝに移して、特作プロを主體に再出發させることにした。

文化映畫配給一元化 松竹と東寶の協力で前年暮に設立された配給一元化機關「大日本文化映畫協會」は情報局の發達で、五月に日本ニュース映畫社に引繼がれ、同時に日本ニュースは日本映畫社と改稱した。

映畫製作の事業許可、全國二百餘の劇映畫並に文化、教育映畫製作業者の申請に對し、關係官廳が資本關係、人的機構、構造設備、過去の實績等につき調査した結果、五月に劇映畫五社、文化映畫九社合計十四社を第一次事業許可として發表した。

國民映畫製作委囑 情報局では總裁賞三千圓を懸けて昭和十七年三月末日までに上映する約束で七社に一本づゝの製作を委囑した。松竹は「父ありき」日活「將軍と參謀と兵」東寶「火花の行進」新興「大村益次郎」大都「熊澤蕃山」東寶「お鏡祖母さま」興亞「元祿忠臣蔵」が出品作とさまり、夫々製作に著手した。

映畫賞制定 日本映畫雜誌協會が映畫賞を制定し、前年度の最優秀作品として劇映畫「小島の春」文化映畫「或る日の干潟」の製作責任者と「民族の祭典」の輸入提供者とを、五月に表彰した。

國民映畫脚本募集 二千圓の情報局賞を懸けて國民映畫脚本を、日本映畫雜誌協會が情報局の後援で一般から募集した。締切は十月末日。

生フィルム割當削減、原料不足のため生産激減し、三ヶ月毎に切替へる割當は、逐次漸減の一途をたどり、各製作會社はNGの節約、配給プリント数の削減、封切系統の再編成等を行ひ、危機を切抜けらうと必死の工作を始めた。

洋畫の激減、米畫は三年前から爲替管理によつて輸入が制限されてゐたし、映畫法による配給制限や國際情勢反映等の影響で退勢を示してゐたがこの年の夏米國が福輔國に對して在米資産凍結を行つたので、わが國でも報復的に在日米人の資金凍結を斷行し、これがため在日米畫八支社の過去三年間の上映權利金三百萬圓と銀行預金一千萬圓とが忽ち凍結し、剩へ映畫の貸借借が一切許可制となつたので、米畫は事實上輸入杜絶となり昭和十七年正月に封切の「ガリバー旅行記」を最後と未封切作品ついに皆無となつた。また内務省では、いつたん上映を許可した米畫でも、内容を再検討して容赦なく再上映許可を取消したので、米畫は愈々手も足も出なくなつたが、歐洲市場を失つた米畫は、殘された日本の市場を飽くまでも護るために、米國へ引上げを見合せてゐる。

一方歐洲映畫も、獨ソ開戦後輸送不能のため獨逸映畫の輸入が途絶え、東和商事その他の在庫品で息をついてゐる。

大寶と興亞 寶塚と梅田映畫劇場と吉本が協力して極東を買収して大寶映畫株式會社を創設し、東寶、南旺、寶塚映畫を傘下に収めたが、一本製作したきりで東寶映畫に買収され、東寶以下の二三社は再び獨立し、大寶のみは東寶京都撮影所を本據に東寶の一翼として改めて製作を開始した。

たために、第三系統の日活、新興、大都の合併が捗どらず、一部からは重役改選反對運動に非難が寄せられた。

東寶京都撮影所閉鎖、京都太秦の東寶京都撮影所は十月末を以て閉鎖し、次いで南旺、東寶も閉鎖し、東寶は今後現東京撮影所を中心と東寶と映畫科學研究所のスタジオを使用することになつた。舞臺人の映畫出演「藝道一代男」に扇雀「振袖御殿」に鶴之助「十日間の人生」に井上正夫「歌女おぼえ書」に八重子「君と共に歌はん」に響島男「水戸黄門」にオリエ津坂、川路龍子、志村道夫「歌へば天國」に益田喜頓、藤山一郎、松平晃「川中島合戦」に猿之助「別離傷心」に永田晴「石松の結婚」に東喜代駒「世紀は笑ふ」に初代天勝等舞臺人が續々と銀幕に進出したが、成功したのは喜頓と永田くらゐなものだつた。タアキイと掛承喜の大船映畫出演は中止となつた。

外地映畫の内地進出 作品不足を補ふため松竹系に滿映の「美しき犠牲」と半島の「家なき兒」が上映され、上海の「木蘭從軍」も近く上映される豫定。

作品決算、めぼしいのは東寶の「馬」「指導物語」松竹の「みかへりの塔」「戸田家の兄妹」「花」「藝道一代男」東寶「わが愛の記」すこし下がつて松竹「花は儂らず」「鷺の玉峠」東寶「白鷺」日活「海の見える家」「愛の一家」「海を渡る祭禮」「英雄峠」新興「罪なき町」「明けゆく土」「愛の砲術」「母代」大都「十一人の顔」「噴雲武藏ヶ原」東寶「大地に祈る」「南旺」「流旅の人々」くらゐなもの。

文化映画では「空の少年兵」「鷲座」「娘々廟會」「蘭印探訪記」二起ち上る泰「泰國の全貌」「新しき翼」「土に生きる」等が印象に残る。洋画では「美の祭典」「青春」「勝利の歴史」「フロリアンガイエルの子供」「故郷」等の獨逸映畫と「消え行く灯」「邂逅」「偉人エーリッヒ博士」「ミス都へ行く」等の米畫「白鳥の死」の佛蘭西映畫あたりが佳作といへるだらう。邦画では、田坂、内田の巨匠動かす、倉田はシナリオだけ、衣笠、溝口、小津、渡谷の新作は春から正月にかけて持ち越しとなりこの原稿締切までに間に合はず、清水、島津、山本何れも駄作に遊び、質的には昭和十六年は貧しかった。シナリオで山形雄策の活躍と澤村勉の進出が目立つてゐた。

### 美術

日本木彫會、東邦彫刻院、獨立美術、春陽會、構造社、日本水彩畫會、大日美術、國展等相次いで開かれた昭和十五年年度の春の美術シーズンも、聖戦下に於ける我が美術界らしく時局色も豊かに終りをづけ、此の年の後半期に入つて其の動きも活発化して、青龍社を始め新制作派、二科會、院展等例年の如く開催せられ、加ふるに文部省は紀元二千六百年の光輝ある此の年を奉祝記念する爲めに、従來開催の又展を中止して、此れに替るに祝典事務局と共同主催の下に紀元二千六百年奉祝美術展として此れを開催、其の會期も第一期(洋画)と第二期(彫刻)とを持つて二期とし、第一

部(日本畫)と第四部(工藝)を合せて第二期として二度に開催。出品作も奉祝らしく日本全美術界を總動員しての開催は華々しい物があった。此れと時を同じうして奈良法隆寺の金堂壁畫の模寫が開演され、上野博物館に於ては日本古典の極致とも云ふべき正倉院の御物の一部が一般に公開されるなど、此の年の秋の美術界は絢爛其の物であつた。個人の動きで持筆するべきは我日本畫壇の長老美術院會員川合玉堂畫伯が文化勳章を拜受した事である。かくして二千六百年の美術界は終りを告げたが、越えて昭和十六年を迎へ、一月には春陽美術、白日電、光風會、三月には旺玄社、獨立美術、四月は國展、新興美術院、綠巷會、春陽會等次ぎ／＼に開かれたが、五月には生誕以來五年に亘る冬眠を破つて藝術院は新會員九氏を決定、各部一洗所を集めて再出發する事になつた。一部美術界の新會員は、日本畫では上村松園、洋畫では小林萬吾、藤田嗣治、工藝六角紫水の四氏を推薦、各氏共新會員に就任す、松園は本年六十七歳、初め鈴木松年、幸田櫻嶺、竹内栖鳳に師事、元帝國美術院委員として我美術界に重きをなした女性唯一の新會員、代表作には「舞したく」「花籃」「狂女」「序の舞」等がある。洋畫の小林萬吾は香川縣の出身、本年七十二歳、墨田清輝に師事、光風會會員又展審査員、現東京美術學校教授として美術教育界にあつては故岡田三郎助、和田英作の諸氏と共に重きをなし、舊帝展系の長老として帝展審査委員長に數回選ばれて居る。藤田嗣治は本年五十六歳、藝術院會員中日本

部(日本畫)と第四部(工藝)を合せて第二期として二度に開催。出品作も奉祝らしく日本全美術界を總動員しての開催は華々しい物があった。此れと時を同じうして奈良法隆寺の金堂壁畫の模寫が開演され、上野博物館に於ては日本古典の極致とも云ふべき正倉院の御物の一部が一般に公開されるなど、此の年の秋の美術界は絢爛其の物であつた。個人の動きで持筆するべきは我日本畫壇の長老美術院會員川合玉堂畫伯が文化勳章を拜受した事である。かくして二千六百年の美術界は終りを告げたが、越えて昭和十六年を迎へ、一月には春陽美術、白日電、光風會、三月には旺玄社、獨立美術、四月は國展、新興美術院、綠巷會、春陽會等次ぎ／＼に開かれたが、五月には生誕以來五年に亘る冬眠を破つて藝術院は新會員九氏を決定、各部一洗所を集めて再出發する事になつた。一部美術界の新會員は、日本畫では上村松園、洋畫では小林萬吾、藤田嗣治、工藝六角紫水の四氏を推薦、各氏共新會員に就任す、松園は本年六十七歳、初め鈴木松年、幸田櫻嶺、竹内栖鳳に師事、元帝國美術院委員として我美術界に重きをなした女性唯一の新會員、代表作には「舞したく」「花籃」「狂女」「序の舞」等がある。洋畫の小林萬吾は香川縣の出身、本年七十二歳、墨田清輝に師事、光風會會員又展審査員、現東京美術學校教授として美術教育界にあつては故岡田三郎助、和田英作の諸氏と共に重きをなし、舊帝展系の長老として帝展審査委員長に數回選ばれて居る。藤田嗣治は本年五十六歳、藝術院會員中日本

### 昭和十五年年度後半期

六、七、八月

- △青衿會館問畫展 日本橋三越 聖戰に傷ついた白衣の勇士を慰める爲めに新聞畫を獻納其の作を一般に公開す、主な作家伊藤深水、山川秀峰、岩田専太郎
- △歷程美術協會展 府美術館
- △山南會館展 府美術館
- △故十田家傳閣下による集團の展覧會 府美術館
- △松岡映丘畫作展 府美術館
- △帝國美術院會員松岡映丘畫伯の偉業をしのび其の遺作を一室に集めての展覧、主な作は「浦の島子」「御覽閣下」を始め、御覽閣下の御物「野分」、高松宮家「大三島」、竹田宮家「山莊」等七十點の出品
- △水彩聯展會 府美術館

### 法隆寺壁畫の模寫執筆者決定

中村岳隆、荒井寛六、入江波光、榎本明治、和田英作

### 二六〇〇展

△青龍社展 八月廿七日より九月七日日本橋三越 新社友、濱田青松、新社友、森省三、小川茂驥、呂、龜井兵衛、沼野匡志、林榮太郎、▽受賞者 渡邊謙三、丸山岐、中川喜舞

### 二科展

八月廿七日より九月七日 府美術館 受賞者は 會員推薦 吉井淳二、泉三勝、水野欣三郎、推薦 錦義一郎、伊藤久三郎、崎岸義一、古家新、藤井二郎、酒井亮吉、松本弘二、▽新會員 松下義晴、竹谷富士雄、加藤繁子、松村綾子、吉田竹雄、山尾憲明、加治屋隆二、大澤昌助、桂ユキ子、特待 雜賀文子、村田畫史雄、伊藤研之、野村守夫、山田順治、藤田宏篠原來介、山本不二夫、松本俊介、津田周平、旭亮弘、原勝四郎

### 日本美術院

八月一日より十八日 府美術館 △新制作派展 八月一日より十七日 府美術館 新會員 荻須高徳、坂井範一、▽受賞者 岡田賞、合田小三郎、下藤正義、古成田八雄、藤尾龍四郎

九、十、十一、十二月

### 工藝家の大同團結成

文部省局は七七禁令により、美術工藝界に及ぼす影響を憂へ各部門の代表者を招致して懇話協議、工藝家が新體制下に處すべき具體策樹立につき研究すると共に各方面の作家を擁護強力な

### 運轉統制の機關の設置に乘出す

△二千六百年奉祝展初まる 其の會期は十月二日より二十三日迄

- △挿繪文化展 日本橋三越
- △正統木彫家協會展 府美術館
- △明治・大正・昭和物故作展 日本橋白木屋
- △美術新協展 府美術館
- △三郎會展 府美術館
- △二期美術展 府美術館
- △一水會 十月一日より六日 府美術館
- △新日本美術文化聯盟成 府美術館
- △新日本美術建設を旨して九段軍人會館に於て發會式を舉行す 府美術館

### 昭和十六年度上半期

一、二、三月

- △春陽美術 一月廿一日より二月六日 府美術館
- △白日會展 一月廿三日より二月五日 府美術館
- △太平洋畫會 二月十五日より廿八日 府美術館
- △光風會二十八回展 二月十四日より三月一日 府美術館
- △旺玄社九回展 三月二日より十六日 府美術館
- △美術新體制研究會 文部省國民精神文化研究所にて開催 府美術館
- △國防文化協會結成 府美術館
- △白雲會五回展 府美術館
- △新美術院職員決定 院長川端龍子、主事相泉徳一、研究員藤田喜郎、坂口一草、横川毅一郎





日滿交驛野球大會

八幡製鐵 9—1 昭和製鋼  
奉天滿俱 13—3 門鐵小倉  
昭和製鋼 12A—0 門鐵小倉  
八幡製鐵 10—3 奉天滿俱

第五回全國實業專門學校  
野球大會

各地代表八校によつて舉行され横濱高商が覇權を  
獲得した。

横濱高商 7A—1—2 西南學院  
横濱 10310101A—7A  
西南 0000020000—2

大毎主催第十八回全國  
中等學校選抜野球

甲子園球場に於て東邦商業對一宮中學の決勝戦を  
行はれたが一宮の力戦及ばず東邦優勝す

東邦 商 5—1—2 一宮 中學  
東邦 1400000000  
一宮 0020000000

東邦商業  
一宮 0020000000  
早川(中) 尾崎(遊) 三池(捕) 玉置(一) 瀨波(右) 川端(二) 尾崎(左)

關東庭球選手權大會(十六年春季)  
單 決勝

鶴田(三共) 610371  
種田(早大) 38656

複 決勝

近種(早大) 62763  
鶴田(甲子園) 26546

女子複決勝

加茂(田園) 67  
若松(田園) 25

女子單決勝

加茂(田園) 6—2—3 加茂妹(田園)

因に加茂姉單に三連覇を遂げた

東日庭球選手權大會(十五年秋季)

男子ダブルス決勝戦

木村(早大) 67467  
山縣(慶大) 25629

男子シングルス決勝戦

鶴田(慶大) 6849  
中原(早大) 2667

女子ダブルス決勝戦

桑名(田園) 66—3—3 加茂妹(田園)

壯年の部ダブルス決勝戦

針重(ボブラ) 6311  
岩田(第百) 6469

壯年の部シングルス決勝戦

山崎(ボブラ) 66—2—2 松村(住吉)

少年の部ダブルス決勝戦

大岡(聖智院) 66—1—1 原東(慶應)

少年の部シングルス決勝戦

浅野(早大) 66—4—3 木東(高)

日獨庭球關西大會

ドイツ 4

ドイツ 4—1—0 1 日本  
ギース(獨) 866  
木村(日) 603

シングル(獨)

中原(日) 666  
ギース(獨) 603

シングル(獨)

シングル(獨) 76652  
小寺(日) 54176

複 試合

ギース(獨) 6564  
堀村 越上(日)

番外試合

ギース(獨) 66—3—2 川 副(日)

日獨庭球名古屋大會

ドイツ 2

ドイツ 2—1—0 1 日本  
シングル 複 11—0—1

中野(法大出)

中野(法大出) 67—3—5 ギース(獨)

シングル(獨)

シングル(獨) 7266  
田(慶大) 5634

ダブルス

ダブルス 69—4—7 鶴田(慶大)

昭和十五年全日本庭球順位  
△一般男子單 1小寺(神戶商大) 2鶴田(慶大)  
3中原(早大) 4木村(早) 5藤倉(慶) 6種田  
(早) 7隈丸(慶) 8村上(甲子園) 9近岡(早)  
10山川(慶) 11若松(慶) 12鷺見(早) 13山縣  
(關學) 14山縣(慶) 15川副(關學) 16筆本(關  
學) 17田邊(慶) 18岡崎(慶) 19脇田(明) 20福  
持(早)  
△一般男子複 1村上、堀越(甲子園) 2鶴田、  
山縣(慶大) 3木村、中原(早大) 4木村、種田

スポーツ—庭球・陸上

(早) 6藤倉、山川(慶) 7山縣、黒川(關學)  
8鷺見、福持(早) 9田邊、隈丸(慶大) 10筆本  
龍田(關學)  
△一般女子單 1澤田(甲子園) 2加茂純(田園)  
3山川(甲子園) 4若松(田園) 5木全(日本生  
命) 6加茂幸(田園) 7宮城(田園) 8岩田(甲  
子園) 9桑名(田園) 10榎谷(甲子園)  
△一般女子複 1加茂妹(田園) 2木全、澤田  
(甲子園) 3桑名、若松(田園) 4戸田、山川(甲  
子園) 5宮城妹(田園)  
△男子中等單 1平井(京都) 2岸田(豊中中)  
3川本(廣島修道中) 4瀧地(愛知明倫中) 5兒  
玉(福岡中) 6田平(市岡中) 7櫻井(堺中) 8  
渡邊(京都一商) 9伊藤(甲陽中) 10松井(住吉中)  
△男子一般複 1瀧地、高見(愛知明倫中) 2松  
井、井上(住吉中) 3麻生、吉村(八尾中) 4鈴  
木、杉浦(岡崎師範) 5平井、西村(京都師範)  
6中村、井上(大阪商) 7櫻井、須藤(堺中) 8  
島谷、田淵(神戸一中) 9渡邊、岡田(京都一商)  
10田平、杉本(市岡中)

軟式庭球順位

(日本軟式庭球聯盟發表)  
男子一般の部 1熊野御堂、權(朝鮮) 2平、菊  
池(法政) 3勝部、長井(神戸) 4須々木、三宅  
(岡山) 5淺野、山名(愛知) 6山内、日向(北  
京) 7八木、吳(立命大) 8黄、村(朝鮮) 9今  
井、富田(岡山) 10清水、伊藤(静岡) 11嵯峨、  
伊藤(大阪) 12津田、梶間(大阪)

男子中等の部 1金田、岩城(新洲商) 2小橋  
丹下(岡山二中) 3渡邊、森(愛知商業) 4青木  
水野(中京商業) 5范林(豪中商業) 6柳原、魚  
住(灘中學) 7下辻、仲井(奈良師範) 8黄、佐  
々木(臺南二中) 9小野寺、尾羽(盛岡中) 10羽  
賀、野口(新潟師範) 11綾部、因藤(大連一中)  
12馬場、山田(豊島師) 男子壯年の部 1林(今)  
林(知) (東京) 2萩原、關谷(東京) 3前田、  
荒川(兵庫) 4河島、三島(兵庫) 5松岡、白鷺  
(岡山) 6森富、山本(長崎) 7十橋、安富(愛  
知) 8松平、勝又、(關東州) 9須々木、藪内  
(岡山) 10水野、大河原(愛知) 11早川、武久  
(臺灣)  
女子一般の部 1岡本、佐藤(岡山) 2寺岡、小  
林(廣島) 3武藤、森本(三重) 4松井、安倍  
(青岡) 5夏川、宮西(大阪) 6阿久津、石川  
(東京) 7之美、勝又(關東州) 8宮原、三木  
(兵庫) 9飯島、市村(山梨) 10内田、川口(佐  
賀) 11外間、外間(東京)  
△女子中等の部 1榎谷、新藤(廣島) 2渡部、  
白方(愛媛) 3今井、五井野(京都) 4光武、成  
松(佐賀) 5松本、犬飼(愛知) 6新宮領、油  
(鹿兒島) 7千葉、内藤(福島) 8三田、山田  
(大阪) 9加藤、山口(愛知) 10北村、鈴木(北  
海道) 11菅原、安達(秋田)

全日本學生對抗陸上競技大會

第十三回日本學生陸上競技選手權大會(東京文大)

三連覇した。トラックでは六十三點で文理大、フールドでは早大四十七點でそれ、優勝した。左に一等記録のみ記す。

◇百米 松田岩男(文)11秒0、◇二百米 岩崎重雄(慶)22秒5、◇四百米 船田幸一(文)50秒3、◇八百米 門田逸郎(關大)1分58秒8、◇千五百米 大澤龍雄(日)4分7秒4、◇一萬米 末永包徳(中)8分3秒4、◇高障磚 川村章(文)15秒1、◇中障磚 川村章(文)55秒6 (大會記録)、◇四百米繼走 慶大(今井、岩崎、青木、湯淺)43秒、◇千六百米繼走 早大(關田、王、吉田、三木)3分23秒8、◇走高跳 原學(明)1米90、◇三段跳 金源權(普成)14米66、◇橋高跳 安納定男(中)3米90、◇槍投 杉田登(早)58米22、◇圓盤投 朴替全(早)39米07、◇砲丸投 水倉秀松(日)12米07、◇鐵錘投 釜本文男(日)46米84、◇各級總得點 1文大(93)2早大(86)3日大(49)4慶大(37)5關大(17)6中大(16)7普成(15)8法政(15)9明大(12)10京大(8)11立命大(8)12學大(7)關西學、東洋大横濱、岐阜藥專、神戶大、東京商大

全日本東西學生陸上競技

第三回全日本學生東西對抗陸上競技會は十月六日甲子園南運動場で舉行し226點對123點で東軍勝ち三連覇した  
【百米】1湯淺(東)10秒9、2山本(東)3寄

田(西) 【二百米】1岩崎(東)22秒3、2山本(東)3寄田(西) 【四百米】1三木(東)51秒2、2吉田(東)3佐野(西) 【八百米】1勝亦(東)2分1秒5、2門田(西)3平田(西) 【千五百米】1河村(東)4分12秒4、2大澤(東)3吉田(東) 【一萬米】1山本(東)33分23秒(大會新記録)2末永(東)3大澤(東) 【高障磚】1河村(東)15秒(大會新)2木南(東)3平田(東) 【中障磚】1河村(東)55秒8、2河岡(東)3鈴木(西) 【四百米繼走】1東軍(松田、山本、岩崎、湯淺)43秒1、2西軍 【千六百米繼走】1東軍(河岡、船田、吉田、三木)3分30秒2、2西軍 【走高跳】1原(東)2米(大會新)2秋間(東) 【走幅跳】1湯淺(東)7米23、2大室(西)3井上(東) 【三段跳】1大室(西)15米33(大會新)2宮崎(東)3澤(西) 【橋高跳】1和田(東)3米80、2井上(東)8安納(東) 【砲丸投】1水倉(東)12米79、2檜森(東)3釜本(東)

【槍投】1檜森(東)61米24、2杉田(東)3渡邊(同) 【圓盤投】1朴(東)40米24、2本所(東)3野村(西) 【鐵錘投】1釜本(東)46米97(大會新)2印(西)3坂井(東)

實業團四社對抗陸上

川崎、住友、中島、日立の四社對抗陸上競技大會は川崎の優勝するところとなつた  
1、川崎一〇一點、住友七九點、中島四五點二分の一、日立四一點二分の一

第廿三回關東學生陸上

競技對抗選手權

早大が總得點一一九點で文理大より覇權を奪還二部は西大十年振りに優勝す  
各種目優勝者及記録次の如し  
◇砲丸投 水倉秀松(日大)一二米〇一〇千五百米 川村義夫(日大)四分二秒〇走巾跳金山源權(慶應)六米九一〇百米伊藤 岩崎重雄(慶應)一〇秒六〇四百米繼走 早大(安田、吉田、湯淺山本)四三秒八〇中障磚 川村章(文理)五五秒四〇走高跳 原學(明大)一米九〇〇槍投 杉田登(早大)五七米八〇八百米 勝立清政(文理)二分〇秒二〇橋高跳 澤田文吉(文理)四米一〇〇二百米 山本耕造(早大)二二秒五〇高障磚 川村章(文大)一四秒九一大會タイ◇四百米山

世界陸上五傑

本耕造(早大)五〇秒四◇鐵錘投吳英武(文大)四六米五〇三段跳 金山源權(慶大)一四米七七◇一萬米 末永包徳(中大)三二分二秒八◇千六百米繼走早大(山本、李、吉田、三木)三分二六秒四  
◇總得點 1早大一一九點 2文理大一一〇七點 3日大五七點 4慶大四二點 5明大一九點 6法政一三點 7中央一〇點 8學大六點 9横濱商專三點 10立教二點

Table with 5 columns: Rank, Name, School, Distance, Time. Lists top 5 athletes in various events like 100m, 200m, 400m, 800m, 1500m, 10000m, 1600m relay, and 10000m walk.

Table of sports results including 7米59, 4米60, 4米47, 4米47, 4米38, 4米37, 15米68, 15米53, 15米52, 15米05, 15米03, 17米03, 16米26, 16米28, 16米28, 16米23, 51米93, 51米09, 51米01, 50米74, 49米98, 71米61, 70米89, 68米58.

Table of sports results including 67米90, 66米50, 56米05, 55米63, 55米60, 53米64, 53米53, 1(七五三三點), 2(六七三〇點), 3(六二二九點), 4(六二二五點), 5(六二〇七點), 67米90, 66米50, ストールン(米), ビーブルス(米).

Table of sports results including 11秒4, 11秒4, 11秒6, 11秒6, 11秒7, 1米63, 1米60, 1米60, 1米60, 1米57, 1米57, 5米87, 5米81, 5米78, 5米75, 5米74, 4米04, 12米80, 12米80, 12米80, 12米53, 12米52, 45米94, 42米76, 42米73, 42米35.

Table of sports results including 41米28, 44米19, 43米30, 42米83, 42米82, 42米69, ズンメル(獨), ゲリウス(獨), クリユーゲル(獨), パストールス(獨), ブランク(獨), 矢田(日).

第十九回早慶對抗陸上競技大會

大會

豪雨中の悪条件裡に熱戦の結果四一対一六の大差で早大十七連覇を遂げた
◇百米 岩崎重雄(慶)一〇秒九 ◇圓盤投 本所泰平(慶)四〇米八八 ◇千五百米 松下辰午(早)四分二秒一 ◇走高跳 鈴木義博(早)一米六五 ◇百十米高障礙 岩崎(慶)一六秒八 ◇四百米(自由走路) 吉田正平(早)五二秒八 ◇棒高跳 中村公一(早)三米八〇 ◇槍投 杉田登(早)四九米八九 ◇走巾跳 金山源權(慶)六米六〇 ◇八百米繼走 早大(李、三木、吉田山本)一分三四秒四

Table of sports results including 3013013032, 3653353634, 41計16.

第十四回關東中等學校陸上競技選手権

中等の部

師範中學、豊島師範優勝
◇棒高跳 小池晴夫(川崎中)二米九〇 ◇砲丸投 蘇技模(日大二中)一一米七三 ◇走高跳 小林弘(相原農)◇圓盤投 入野進(水戸商)◇千五百米 和田和男(早實)四分五二秒六 ◇走巾跳 入野進(水戸商)六米一六 ◇五千米 福跳 入野進(水戸商)六米一六 ◇五千米 佐藤和夫(匝瑳中)一八分三秒八 ◇槍投 蘇技模(日大二中)五二米 矢野武治(藤澤中)一七秒七 ◇四百米 芹澤浩一(沼津商)五七秒二 ◇八百米繼走 沼津商(勝又、妹尾、澤、青島)一分四四秒
◇中等部得點 1匝瑳中二三點 2沼津商二二點 3水戸商二二點 4川崎中一九 6日大二中一八 6學習院一五 7早實一二 8藤澤中一一 9湘南中一〇 宇都宮商、下野中 12土浦中八 13佐伯中七 成東中、富士中 16長生中六、相原農繼

師範の部
◇走高跳川又英(栃木)一米六〇◇走巾跳川又英(栃木)◇砲丸投宮澤正市(豊島)一一米九七◇千五百米鈴木和夫(豊島)四分五二秒四◇圓盤投濱中伴藏(豊島)三二米八七◇棒高跳安達正夫(栃木)◇百米川又英(栃木)一一秒五〇◇五千米鈴木和夫(豊島)一八分二七秒八◇低障礙川又英

關東學生陸上六傑

(昭和十五年陸聯發表)

(栃木)二六秒九◇四百米清水芳雄(豊島)五九秒一◇八百米繼走崎玉(金子、今井、齋藤、小峰)二分四五秒五◇槍投宮澤正市(豊島)四一米五〇
◇得點表 1豊島九二點五 2栃木三六點 3青山三一點 4千葉一九點五 5宮城一八 6神奈川一三點五 7山形一三點 8群馬一〇點五 9山梨九點五 10埼玉七點



一九、〇三山崎早(三三)、〇一、六四末水(中)三三、〇三、四五郷野(日)三三、一三、二六高橋(文)三三、一九、六〇高障碑(川村)(文)一四、九二平井(文)一五、三三平田(明)一五、三三本南(文)一五、三五湯淺(慶)一五、四六井上(早)一五、六〇中障碑(川村)(文)五四、五二西谷(文)五六、〇三河岡(早)五七、二四武田(中)五八、一五内藤(文)五八、四五渡邊(立)五八、四〇四百里織走(日本學生)(大井、岩崎、松田、湯淺)四二、七二慶天(荒木、岩崎、湯淺、青木)四三、〇三關東學生(松田、山本、岩崎、湯淺)四三、一四文大(木南、井後、松田、向井)四三、三五早大(安田、山本、澤藤)四三、五六日大(佐藤、日野、坂東、細川)〇千六百里織走(日本)(三木、船田、佐藤、今井)三三、二〇、八二早大(關田、玉、吉田、三木)三三、三三、八三文大(川村、井後、船田、勝亦)三三、二六、六四日大(佐藤、吉田、今井、三木)三三、二八、六六日大(佐藤、吉田、今井、三木)三三、三〇、二〇走高跳(原)(明)二、〇〇二鈴木(早)一、九〇二高橋(日)一、九〇四鈴木(法)一、八五四平井(文)一、八五八陳(早)一、八〇六澤藤(文)一、八〇〇走高跳(湯淺)(慶)七、四一長谷川(早)七、二七三井上(早)七、一一四遠藤(早)七、〇二五里見(早)六、九二六岩崎(慶)六、八六〇三段跳(澤藤)(文)一五、〇三二高橋(日)一四、八九二宮崎(文)一四、八九四長谷川(早)一四、八八四里見(早)一四、八

八六瀧澤(明)〇極高跳(田中)(早)四、〇〇二安納(中)一、九〇二澤田(文)三、九〇二松本(早)三、九〇二和田(早)三、九〇六小畑(文)三、八〇六寺部(日)三、八〇〇砲丸投(水倉)(日)一三、〇五二權田(早)一一、八七三森(文)一一、四二四長濱(文)一一、四一五安田(法)六、五五二藤井(文)一一、七三三釜本(日)一一、七三〇圓盤投(寺村)(日)四二、七八二朴(早)四二、二九三本所(慶)四〇、一八四佐久間(學)三三、五〇五釜本(日)三三、三三六安田(法)三七、三三三槍投(杉田)(早)六四、八二二渡邊(文)六一、四三三榎森(文)六一、五八四西村(早)五六、四二五高梨(早)五四、三九六荒川(早)五二、七五〇鐵錘投(釜本)(日)四八、九八二水倉(日)四八、八六三坂井(文)四五、三九四佐伯(早)四四、四〇五二瓶(早)四二、五二六寺村(日)四一、六九

**關東大學蹴球リーグ(十五年度秋季)**  
慶大が四連覇を遂げた一部最下位明大は二部に轉落、二部優勝の立大一部に昇格した。  
三部優勝は工大である。

明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文	0	0	0	2	0	0	4	2	3
帝	0	0	0	2	2	4	2	2	3
商	0	2	2	2	0	2	2	2	2
早	0	2	2	2	2	2	2	2	2
慶	2	2	2	2	2	2	2	2	2

得勝数 10  
負数 5  
勝数 0

全國専門學校蹴球大會

第三回全國大會の優勝は昭和商の初制覇となつた  
昭和高商 4 (31) 10 I 高松高商  
第十八回全國高校蹴球大會  
高 3 (21) 10 I 松山

第十一回明治神宮體育大會

體育祭典、二千六百年奉祝第十一回明治神宮大會の八日間、互に體育大會の祭典は與亞の力を誇り、意氣も高らかに有終の美を飾つて幕を閉じた、左に各種目の覇權を記す

- 野 球 大學野球は早大の連覇
- 大 學 決 勝 慶大 1000002000003 早大 250000011A9A
- 中等野球は海草中學優勝覇權を獲得、なほ海草中の甲子園進出に神宮大會の四回連覇制覇は實に偉業と言ふべきである
- 中 等 決 勝

島田 0000000000 一言一松下  
海草 003110000A5 眞田一志水  
一般決勝  
全京城 5 4 藤 倉  
高 專 決 勝  
横濱高商 5 3 山口高商  
劍 道  
〇大學高專の部優勝(早大)  
〇府縣對抗の部優勝(福島縣)中等  
府縣對抗本〇在郷軍人支部對抗(早大)  
〇青年團對抗大分〇陸軍軍人【下士官】山崎新  
(近衛)【將校】高野義一(旭川)  
弓 道  
〇大學高專對抗慶大〇中等學校新  
潟〇女子中等佐賀〇一般府縣對抗  
女子一般府縣埼玉  
排 球  
〇一般男子早大〇一般女子京都女  
專〇女子中等東京中村高女〇男子  
中等福岡師  
籠 球  
〇男子中等府縣對抗平壤(中)朝  
鮮〇女子一般府縣對抗山手高女  
俱(兵庫)〇男子一般府縣對抗(兵庫)〇  
大學高專選抜(東大)【送球】△女子倉敷高女  
(岡山)〇男子中等青山師範△男子一般日體(東  
京)  
陸 上  
〇一般男子 △百米吉岡隆徳(廣  
島樟柳俱)△二百米湯淺徹平(慶  
大)△四百米船田幸一(文大)△八百米石田止巳  
(日大)△千五百米瀬口聰(大連瀧澤)△五千米

山下勝(事大)△一萬米山下勝(事大)△マラソ  
ン竹中正(厚生省)高障碑(川村)(文大)△  
中障碑(川村)(東大)△三千米障碑(大澤龍雄  
(日大)△四百米織走(慶大)△六百米織走(早大)  
一萬米織走(奈良岡健三)△沼津女教)△五萬米織走  
奈良岡(沼津女教)△走高跳(原)(明大)△走高  
跳(湯淺徹平)(慶大)△三段跳(原田止夫)(日立)△  
棒高跳(中村公一)(大連瀧澤)△砲丸投(水倉秀松  
(日大)△圓盤投(宮城泰仁)(大連瀧澤)△槍投(杉  
田登)(早大)△鐵錘投(釜本文男)(日大)△十種競  
技(藤本不二男)(島根附屬)〇一般女子 △百米  
吉野トヨ子(山梨巨摩女教)△二百米越山富美子  
(相山高女)△八十米障碑(山下好子)(中京高女教)  
△四百米織走(全愛知)△走高跳(山内リエ)(中京高女  
教)△走高跳(吉野トヨ子)(山梨巨摩高女教)△砲  
丸投(兒島フミ)(島崎高女教)△圓盤投(兒島フミ)(島  
崎高女教)△槍投(矢田香子)(岡崎高女教)〇男子  
中等學校對抗(百米)花田大四郎(福岡師)△四百  
米佐々木利一(興誠商)△千五百米平井文夫(丸  
龜商)△八百米織走(靜岡縣)(山本長樹、矢野利次  
内山賢造、佐々木利一)△走高跳(仁平守男)(目白  
商)△砲丸投(廣谷匠彦)(函館中)〇青年團對抗  
抗△二千米團體競走(長野縣)△重量運搬(三重縣  
△八百米織走(東京市)△手榴彈距離(福岡縣)△走高  
跳(原誠)(愛知縣)△多摩陸軍奉拜團體競走(青森)  
騎 道  
〇乙種純馬術(白馬土權文治)(曉東  
馬俱)〇甲種純馬術(白馬)△教職者  
班元權忠(東京馬研)△一般班野村憲二(東京

馬研)〇自馬中障碑飛越(原嘉止)(京大)〇學生  
班障碑飛越(野求五郎)(早大)〇地域對抗(朝野)  
自馬大障碑飛越(内堀)(東京馬研)〇道府縣對抗  
廣地騎乘障碑飛越(走極木縣)  
國防競技  
〇青年學校府縣對抗(福島)〇中等學  
校府縣對抗(山梨)〇手榴彈投(關東)  
兵庫△障碑通過(鹿兒島)△土囊運搬(東京)△行軍競走  
京都△中等學校種目別選手權△障碑通過(樺太)△行  
軍競走(山梨)  
軟式蹴球  
〇大學高專中大〇一般女子府縣對抗  
抗愛知△同各個岡本、佐藤(岡山  
山陽女專)〇一般男子府縣對抗(朝野)△同各個(朝野  
御賞權(朝野)〇女子中等各個(朝野、新興、廣島縣  
女)〇男子中等府縣對抗(愛媛)△同各個(金田、岩城  
(新義州商)  
ホッケー  
〇中等學校對抗(北商)〇一般對抗  
慶大  
硬式蹴球  
〇一般男子 △單中(原實健)(早大)  
△榎中原、木村(早大)〇一般女  
子△單山川道子(甲子團)△複朝長、上野(田園)  
〇男子中等(早大)△複朝長、高見明  
倫中)〇廿年△單太田芳郎(大連)△複朝長、山  
崎(光ブラ)  
銃 劍 道  
〇在郷軍人支部對抗(田止男)(久  
留米)〇青年學校府縣對抗(鹿兒島)  
同個人鈴木喜助(官海)〇中等個人谷口與亮(福  
岡)〇青年團對抗(新潟縣)△陸軍々人△兵の部(原

高次(熊本)△軍曹伍長の部島田周一郎(陸戸)
△准尉曹長の部陣内勲(陸戸)△将校の部出口義美(名古屋)

柔道
△中等府縣對抗部
△一般府縣對抗部
△青年團對抗部

相撲
△大學高等對抗部
△同個人近藤武(拓大)
△青年團對抗部

蹴球
△一般地域對抗部
△中等府縣對抗部
△引分第一位)豊島師(東京)廣島師

漕艇
△府縣對抗部
△一般府縣對抗部
△青年團對抗部

射撃
△一般三百米速射個人土居昌武(九大)
△一般三百米個人岡田傳三(明大)

關東大學OB籠球リーグ戦
東大全勝の成績で優勝す。以下早大三勝一敗、慶大、立大、商大一勝三敗の成績となった。

全日本綜合籠球選手権大會
男子決勝戦
立大 51 (3318) 29 全延禧

昭和十五年度籠球最優秀選手
(大日)バスケボール協会の発表表)
男子 ▲最優秀選手 横山(早)笠原(立)趙(立)張(立)金程(全延禧)▲優秀選手 辻村(文)金日(立)池上(文)金聖(立)百井(文)

明治神宮體育大會夏季水上競技
紀元二千六百年奉祝第十一回神宮大會水上競技は九月二十日より二十三日迄舉行、成績次の如し、一筆記録のみ記す

青年團府縣對抗の部
△三百米混漕艇神戸市(荒井、吉田、淺野)3分

女子決勝戦
東京女高 35 (2411) 29 新潟高女
師範女高 1118
昭和十五年度籠球最優秀選手
(大日)バスケボール協会の発表表)
男子 ▲最優秀選手 横山(早)笠原(立)趙(立)張(立)金程(全延禧)▲優秀選手 辻村(文)金日(立)池上(文)金聖(立)百井(文)
女子 ▲最優秀選手 小倉女高師範附)小野(新潟女)淺黄(女高師範附)福井(女高師範附)倉林(瀧野川高)▲優秀選手 山本(新潟高女)多田(瀧野川高)高岡(神戸山手高女)小嶋(神島高女)布施(新潟高女)

蹴球
△一般府縣對抗部
△中等府縣對抗部
△青年團對抗部

相撲
△大學高等對抗部
△同個人近藤武(拓大)
△青年團對抗部

漕艇
△府縣對抗部
△一般府縣對抗部
△青年團對抗部

射撃
△一般三百米速射個人土居昌武(九大)
△一般三百米個人岡田傳三(明大)

全日本學生漕艇選手権大會
尾久竹橋—五臺橋間二千メートルコースでスカル及エイト決勝を舉行、スカルでは山田(慶)エイトは一高が優勝、フオアは東大優勝す

全日本中等府縣對抗の部
男子中府縣對抗の部
立大 51 (3318) 29 全延禧

女子中等府縣對抗の部
立大 51 (3318) 29 全延禧

小學校教員府縣對抗
大阪(27)静岡(20)山口(19)東京(15)香川、兵庫(11)新潟(5)北海道(2)

男子中等府縣對抗の部
立大 51 (3318) 29 全延禧

蹴球
△一般府縣對抗部
△中等府縣對抗部
△青年團對抗部

第十三回早慶對抗競漕
二艇身半の差で早大に競歌揚る、これに順校の成績は早大勝、慶七勝となった。

第十一回全日本高等籠球選手権大會
決勝戦
立大 41 (2615) 32 早大專

全日本中等府縣對抗の部
男子中府縣對抗の部
立大 51 (3318) 29 全延禧

女子中等府縣對抗の部
立大 51 (3318) 29 全延禧

小學校教員府縣對抗
大阪(27)静岡(20)山口(19)東京(15)香川、兵庫(11)新潟(5)北海道(2)

男子中等府縣對抗の部
立大 51 (3318) 29 全延禧

女子中等府縣對抗の部
立大 51 (3318) 29 全延禧

小學校教員府縣對抗
大阪(27)静岡(20)山口(19)東京(15)香川、兵庫(11)新潟(5)北海道(2)

男子中等府縣對抗の部
立大 51 (3318) 29 全延禧

蹴球
△一般府縣對抗部
△中等府縣對抗部
△青年團對抗部

米自由形 一新井茂雄(立)五八秒八【二百米自由形】一宮本茂(早)二分一三秒八【四百米自由形】一宮本茂(早)四分四七秒(本年度世界最高記録)【八百米自由形】津田雄男(日)十分一秒【五十米背泳】児島泰彦(慶)三〇秒八【一百米背泳】吉田専一(早)一分八秒(大記録)【二百米背泳】大浦誠一(立)一分二六秒【二百米平泳】大浦(立)二分四四秒六【二百米自由形】一立大(新井、本田、太田、平賀)一分四八秒六【八百米自由形】一早大(宮本、宇田、松田、吉田)九分五分

【競泳總得点】一早大(73)2日本大(66)3立大(61)4慶大(24)5明大(14)6高松高商【飛込總得点】一日本大58、2慶大27、3早大19、4關學4、5明大2

第十五回早慶對抗水上競技

早大背泳を除き各種目に優勝廿八對十一の大差で三連覇を完成した。

Table with 2 columns: Event, Score. Includes 100m, 200m, 400m, 800m, 1500m, 5000m, 10000m, 50000m, 100000m, 1000m, 2000m, 5000m, 10000m, 50000m, 100000m.

關東學生水球リーグ戦

(十六年秋季) 日大六戦六勝の成績で初制覇を成就した。

Table for Kansai University Water Polo League. Columns: Team, Player, Score. Includes teams like 1 宮本茂, 2 仲間清, 3 ブランコ・シーセツク, etc.

關西學生水球選手権大會

参加五校のリーグ戦の結果、關學優勝し七連覇を遂げた。

昭和十五年年度男子競泳

世界十傑表 (日本水上競技聯盟 小山賢之助氏編)

Table for Shōwa 15th Year Men's Swimming. Columns: Event, Winner, Time. Includes 100m, 200m, 400m, 800m, 1500m, 5000m, 10000m, 50000m, 100000m.

全國學生柔道大會

紀元二千六百年奉祝第一回全國學生柔道大會東西對抗試合は東軍不戦三名を残し勝つ、個人では松本(武専)が優勝した。

全日本學生引道選手権大會

早大と大阪高警が最後の決勝に勝残り、京大道場に於て覇権決定試合舉行の結果早大優勝

第十四回全日本大學高專 剣道大會

京大武専が決勝に早大専門部を破り初の優勝を遂げた。

Table for Judo and Kendo results. Columns: Team, Score. Includes 武専 2-1 早大専, 武専 2-1 早大専.

全日本實業團剣道

第二回全日本實業團剣道大會は十月六日早大武道館で舉行、成績次の如し

Table for All Japan Industrial Groups Kendo. Columns: Team, Score. Includes 赤坂區役所 3-2 東電, 齋藤合名 3-2 講談社.

全國警察官武道大會

紀元二千六百年奉祝第九回大會は剣道では宮城縣

柔道では青視廳が優勝した。 剣道決勝リーグ: 宮城3-0宮崎, 小原(ドコ)寺尾, 青視廳(モーコ)鎌田, 菅場(ドー)諫山. 柔道決勝リーグ: 警視廳2-1樺太, 菊地(抱落)阿部, 藤原(巻込み)玉見, 藁谷(優勢勝)清水, 警視廳3-0香川, 菊地(小内刈)吉本, 藤原(巻込み)細川, 藁谷(内股返)松村. 皇宮警察部濟寧館武道大會: 柔道試合: 藤川(滿鑓)優勢松本(武専), 高村(吳鎮)體落藤川(滿鑓), 松本(武専)拂腰高村(吳鎮). 再決勝: 松本(武専)大内刈高村(吳鎮). 六段優勝試合: 久原(警視廳)優勢佐野(皇警).

全日本柔道選手権大會

第十回全日本柔道選手権試合並に嘉納先生三年祭柔道大會は四月七日講道館に於て舉行一般は松本(京都)専門の部は廣瀨(大阪)の優勝となった

- 9 テーラー・ドライスデル 米 一、一一、二
10 ウリツヒ・シユレーダー 獨 一、一一、八
◇二百米平泳
1 葉室 鐵夫 日 二、四三、四
2 ヨアヒム・バルケ 獨 二、四三、六
3 大浦誠一郎 日 二、四三、八
4 リチャード・ハフ 米 二、四四、六
5 セレール ユーゴ 二、四五、六
6 デオン・ヒギンス 米 二、四六、〇
7 フアピアン 獨 二、四六、九
8 ハイッツゴルト 日 二、四七、〇
9 吉村喜代造 獨 二、四七、二
10 藤垣亮太郎 日 二、四七、八

全國高專柔道東京大會

拓大豫科は不戦六人を残して悠々六連覇を遂げた

- 5 松本(京都) 大外刈 5角 田(福島)
5 廣瀨(大阪) 左釣込腰 5齋 藤(滿洲)
◇決勝
拓大豫科 不戦六 松本高専
水戸高専 不戦六 靜岡高専
◇決勝
拓大豫科 不戦六 水戸高専

皇宮警察部主催剣道試合決勝の優勝者は次の如し

- 【決勝】 鶴巻(警視廳)メコー 佐藤(茨城)
鶴海(東)メコー 中倉(皇)
鶴海(東)メコー 中倉(皇)
鶴海(東)メコー 中倉(皇)
鶴海(東)メコー 中倉(皇)

皇道義會第廿九回春季武道大會

参加百五十餘團體に依る壯烈な勝抜戦を舉行、皇警が堂々二連覇を達成した。

- 皇 警 2-1 水戸東武館
皇 警 2-1 湘南剣友會
皇 警 2-1 東武館中堅會

柔道祭特選選手

故講道館長嘉納治五郎氏三年祭追善の柔道祭に第十回柔道選手権大會に執行される高段者特選試合出場選手は左の如し

- △七段の部 宇土虎雄、松野安一、高橋秀山、古澤勘兵衛、山口孫作、濱野正平、緒方久人、村上善臣、赤川徳次郎、前田武雄、三石昇八、神

田久太郎、吉澤一喜、西文雄、船崎清蔵、馬場嘉吉、牧野政信、新免純武、丁藤一三、伊藤四男、青木武、米田松三

日獨拳闘關東代表選手権

第一回日獨拳闘大會の關東代表は左の最終戦の結果各階級二名宛都合十名の代表に決定

- 高松(明大)判定伊藤(明大)
永松(明大)葉權吉(明大)
堀口(堀口)判定金宮(日俱)
八重樫(堀口)判定吉村(専大)
鄭重(専大)判定大宮(拳道)
鄭城(日大)判定森(明大)
柳田(専大)判定市川(慶大)
文澤(東邦)判定吉田(國際)
天野(明大)打倒洪川(日大)
高橋(中央)判定村上(早大)

日布對抗拳闘試合

二第一回戦二日 日本

- フライ級
安井判定永松
マリノ判定堀口
フエザイ級
安武判定森
ウエルター級
昇判定文本
二第二回戦二(於甲子園リング)
フライ級
安井(判定)緒方
アマリノ(技倒)伊藤 藤二分五十五秒
フエザイ級
安武(判定)金本
ライト級
松本(判定)菊山
ウエルター級
○松本(判定)天野
○藤(判定)天野

日比拳闘試合

比島三選手とも敗退し堀口對コストロ十回戦は堀口五分四分五秒で見事打倒に輝り快勝した

第十六回全國東專ラグビー大會

慶應種科が二年連続制覇した

慶大慶科 13(7)50 三重高農 6(7)50 5

第十六回全國學生氷上ホッケー

昭和十一年度 全日本ラグビー選手

- 早稲田 7(2)22 立大 3(1)20
明治 3(1)20 3(1)20
立大 7(2)22 立大 3(1)20

全國鐵道ラグビー

第九回全國鐵道ラグビー大會は十月十二日より十五日まで東京外語球場で舉行札鶴が優勝した。

本省0-0新潟(抽籤勝)札鶴25-3門司

札鶴 31(13)18 0 3 本 省

關東七人制ラグビー

準決勝 明治 15-5 法政
文理 8-5 慶應
決勝 明治 23(12)13 0 0 文大
第二部決勝 漢商専 8(0)8 6 5 保善KSM
第三部決勝 保善商 31(15)16 0 0 成城尋

關東五大學O・B・ラグビーリーグ戦

Table with 5 columns: 早大, 慶大, 立大, 早大, 早大. Rows show match results and rankings.

東西O・Bラグビー戦

第十三回全日本東西O・B對抗ラグビー試合は大接戦の後關西に凱歌揚る、これで關西は三勝一引分九敗となった。

十五年度全日本代表ラグビー選手

- 早稲田(出) 立大(出) 明治(出) 立大(出) 立大(出)
明夫(一) 修馬(一) 馬場(一) 加藤(一) 加藤(一)
達隆(一) 白俊(一) 藤原(一) 藤原(一) 藤原(一)

第十四回全日本東西對抗ラグビー

Table with 2 columns: 東, 西. Rows show match results and scores.

全日本排球男子綜合選手権

關東代表戦 早大 21(2) 10(3) 10(3) 藤嶺學園





### 全日本ホッケー選手権

全日本選手権は慶大優勝し覇権獲得した  
慶大 50-11 關大  
臺北高校の初制覇となる  
臺北高校 31-00 高

### 学生ホッケー選手権大会

全日本学生ホッケー選手権大会は關東代表慶大と關西代表京大との試合となり、慶大が勝利し全日本学生選手権を獲得した  
慶大 9-0 京大

### 全日本女子ホッケー選手権大会

羽衣高女(關西)対成城高女(關東)の試合は羽衣高女優勝し日本の覇者となった  
羽衣高女 4-0 成城高女

### 關東學生水上ホッケーリーグ戦

順位 明早立慶帝  
明大、早大何れも三勝一敗の同率の爲期者決定戦舉行、明大勝ち優勝す

### 第一回六大學射撃リーグ戦

明治全勝して第一回の覇権を獲得し個人も明治の岡田、猪熊が優勝した

### 全國産業相模道選士権大会

大日本産業相模道選士権大会は日本保健聯合會主催第二回大会は團體では大阪、個人戦では山本(大阪)が優勝した  
大阪 2-1 福岡  
山本(大阪)押川(千葉)

### 全日本青年學校相撲大会

朝日新聞主催第三回全日本青年學校相撲大会は九月二十二、三兩日極原神宮外苑外公會相撲場にて舉行、團體試合では青森縣チームが三連覇し、個人では横井(愛知)が優勝した  
團體順位 1 青森縣 2 大分縣 3 熊本縣  
個人順位 1 横井善吉郎(愛知) 2 鈴木潔(静岡) 3 白井與助(青森)

### 關東大學對抗相撲大会

第九回選抜大会は總當り式七回戦に依つて行はれたが拓大が全勝して制覇した  
順位 拓大、慶大、日大、中央、專修、明大法、政立教

### 全國相撲大会(於埼玉)

第二十二回大会は團體では拓大、個人では井口(關西)が優勝した  
團體 一位 拓大、二位 早大、三位 關西學院  
個人 一位 井口(關西)、二位 中小路(關西)、三位 赤塚(慶大)

### 全日本青年學校相撲大会

朝日新聞主催陸軍、文部、厚生各省後援第三回全日本青年學校相撲大会は極原神宮外苑野外公會相撲場にて舉行、團體試合で青森縣チームが三連覇し個人では横井(愛知)が優勝した  
【決勝戦】  
北海道青森 2-1 九州 櫻 錦(寄り倒し)九州山 〇  
〇 名寄岩(吊り出し)佐賀ノ花

### 古式相撲大会

第廿三回古式相撲大会は報知主催の下に五月卅一日傳説の香氣をたよる中に熱戦を展開した、主なる勝負は次の如し  
〇 郷土代表對抗戦

- 古豪(不戦一人) 新鋭
- 倭 岩(吊り出し)若潮
- 〇 兩 (寄り切り)豊島
- 〇 國 (叩き込み)同
- 〇 檜 (櫓投げ)双見山
- 〇 同 (寄り切り)二瀬川
- 〇 大和錦(上手投げ)同
- 〇 同 (寄り切り)松浦瀉
- △ 出羽湊(不戦勝)
- 〇 幕内優勝者三巴戰
- 〇 豊 島(寄り切り)鶴ヶ嶺
- 〇 豊 島(寄り切り)二瀬川

### 第十一回關東學生馬術大会

乙組決勝 學習院 一七八—一八八 明學  
甲組決勝 法大 八五—九一 早大  
全日本レスリング新進大会  
四共全部早大の優勝する所となった。優勝者左の如し

### 關東學生レスリング

第十一回關東學生レスリング戦は接戦の末強剛早大を降し明大六連覇を達成した

### 第一回東京府民重量舉選

五六キロ級津舉に飯田勝康選手は自己の保持する世界記録七七、五キロを更新八〇キロの世界新記録を樹立した  
五六キロ級飯田勝康(神田川)二五七、三(押舉七七、五牽舉八〇扛舉一〇〇)  
八二、五キロ級飯田一郎(神田川)二九七、五(押舉九二、五牽舉九〇扛舉一一五)

### 關東學生相撲

第二十二回關東學生相撲大会は明大十年振りに優勝し個人は拓大の大勝優勝す  
〇 決勝 (明大 4-1-1 早大)  
〇 個人決勝 大勝(拓大)吊出し全

### 名古屋場所成績

中部日本に角道の精華確立を目指し十月三日から十三日關東愛知主催の下に勇壯豪快な國技繪巻を展開した。結局獲得點西軍百四十八點、東軍百三十四點と十四點の差をもつて西軍の優勝となった。幕内では双葉山全勝し最優勝として師團長賞名刀一振が授けられ、幕内優勝豊島へは知事賞(横綱を除く幕内優勝)市長賞(横綱大關を除く幕内優勝)名古屋賞(横綱及び三役を除く幕内優勝)と三振の日本刀が授與された

### 古今横綱一覽

年代	歴所屬	力士名	横綱免	摘要
元祿	初	明石志賀之助	不詳	寛永又
寶永	二	綾川五郎次	享保二	と云ふ
同	三	丸山權太左衛門	同	
同	四	谷風梶之助	寛政元	
同	五	小野川喜三郎	寛政三	
同	六	阿武松線之助	文政三	
同	七	稻妻雷五郎	文政三	
同	八	不知火諸右衛門	天保一	
同	九	秀ノ山雷五郎	弘化一	一説に
同	〇	(前名山田五郎)	立憲	
安政	〇	雲龍久吉	文久元	右衛門

明治	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	大正	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇																																	
不知火光右衛門	同	陣幕久五郎	慶應三	鬼面山谷五郎	明治二	境川浪右衛門	同	梅ヶ谷藤太郎	同	西ノ海嘉次郎	同	小錦八十吉	同	元	常陸	常陸山谷右衛門	同	梅ヶ谷香松	同	若島權四郎	同	太刀山隆右衛門	同	大木百森右衛門	大正元	鳳谷五郎	同	西ノ海嘉次郎	同	大錦卯一郎	同	柄木山守也	同	大錦大五郎	同	宮城山福松	同	三世(前名源氏山)	同	西ノ海嘉次郎	同	常の花寛市	同	玉錦三右衛門	同	武蔵山武	同	男女ノ川登三	同	雙葉山定次	同	羽黒山政治	同

昭和六十一年夏季場所星取表

Table of star rankings for the 1986 Summer Grand Sumo Tournament. It lists names of wrestlers and their ranks across various divisions like '大相撲' (Great Sumo) and '女相撲' (Women's Sumo).

昭和六十一年春季場所星取表

Table of star rankings for the 1986 Spring Grand Sumo Tournament. It lists names of wrestlers and their ranks across various divisions like '大相撲' (Great Sumo) and '女相撲' (Women's Sumo).



# 趣味・娯楽

## 競馬

競馬の使命目的とする所は、單なる娯樂趣味には非ずして國防上重要な軍馬資源の改良増殖に絶對必須である。輕種の種馬の能力鑑定を行ひ、優秀馬を決定して、これに蕃殖せしめ、馬産全體の向上進歩を促進するといふ重大な國策線上にあるもので、この使命達成のために、國家は農林省馬政局を監督官廳として日本競馬會を以て競馬施行の任務を遂行せしめてゐる。

現在日本競馬會は全國に十一ヶ所の競馬場を持ち統一されたる規格軍に方針の下に、競馬を施行し馬券賣上の法定控除金一割八分の中一割一分五厘を納金して全國馬政計畫の圓滑なる運行を圖ると共に、社會救護法の財源たらしめてゐる。更に今次事變突發以來、各競馬場毎日第八競走を國防獻金競走となし政府納金を除いた利益金を軍馬の愛護施設費として軍に獻納してゐる。

競馬の趣味普及は昭和十年以後に於て著しく、昭和十五年には二億四千九百四十二萬圓を超える馬券を賣上げる盛況を示し、従つて政府納金は二千八百六十二萬四千圓を示して、馬政運用の基礎固きを物語ると同時に軍へ獻納した國防獻金も百

七十七萬二千圓強となり、競馬ファンが擔當する重責を立派に果してゐること、歴然たるものがある。

日本競馬會は競馬のみでなく、東京世田谷區用賀町に馬事公苑を建設して廣く青少年の馬事訓練に力を盡してゐる。同會の職制機能は左の如し。

理事長 安田伊左衛門  
副理事長兼經理部長 長森 貞夫  
總務兼業務部長 西岡 輝雄  
馬事部長 横屋 潤  
理事 進藤光之助

理事長直屬專任職員  
▼裁決役 中里隆臣、川崎實一郎、中本源太郎  
▼ハンデキヤツ作成役 長谷部喜一▼發走役 木村武二、山縣俊夫、佐藤弘▼著順審判役 佐々木金藏、鈴木榮次

總務部(庶務課、調査課、福利課)  
業務部(企畫課、總走課、衛生課)  
馬事部(施設課、資源課、登録課)  
經理部(會計課、警備課)

日本競馬會 東京市世田谷區新堀田町二二二  
東京競馬場 東京市下町中町一―一二五  
横濱競馬場 横濱市中區登呂町二九  
阪神競馬場 阪神區中區東灘町二九  
中山競馬場 千葉縣船橋市古作  
中野競馬場 山本寛(事務長) 河野 榮  
阪神競馬場 兵庫縣武庫郡鳴尾村  
京都競馬場 京都市伏見區渡島渡邊町

(場長)岡 正(事務長)青木 榮一  
小倉競馬場 小倉市大字浦生五一  
(場長)野上辰之助(事務長)近藤 博通  
福島競馬場 福島市道下三  
(場長)渡邊 繁次(事務長)小松 明  
新潟競馬場 新潟市關屋一七八八  
(場長)笹川加津恵(事務長)横山千賀夫  
札幌競馬場 札幌市北十四條西十九丁目  
(場長)杉浦新次郎(事務長)井出 満忠  
函館競馬場 函館市駒場町二  
(場長)山崎松次郎(事務長)松下次郎助  
宮崎競馬場 宮崎市花ヶ島町二三四七  
(場長)北村 喜三(事務長)田代 金次  
馬事公苑 東京市世田谷區末川用賀町  
(苑長)山本 寛

### クラシックレース記録

日本競馬會になつてから大レースは凡て全國に體系づけられて施行される様になつた。年齢による順に配列記録する。

▼中山四歳牝馬特別(十六春)一八〇〇米  
ブランドソール 57 阿部正 一分五四秒二  
【註】四歳馬特別のトップを切るもので、牝馬のみで行はれる。

▼横濱農林省賞典(十六春)二八五〇米  
セントライト 57 小西 一分五九秒一  
【註】四歳牝馬合して最初の大レースであつて農林省賞典が與へられる。  
▼東京優駿大競走(十六春)二、四〇〇米

セントライト 57 小西 二分四〇秒一  
【註】四歳馬の最高峰を行くレースで、英國のダービーレースに當る。

▼札幌農林省賞典(十五秋)二四〇〇米  
タカノマ 60 齋藤壽 二分三七秒二  
【註】北海道産の四歳馬のみを出場資格とするもので、北海道馬の大レース

▲阪神優駿牝馬(十五秋)二、七〇〇米  
ルネラ 57 近藤 二分三八秒〇  
【註】四歳牝馬のみのレースで、英國のオークスレースに範をとつてゐる

▼京都農林省賞典(十五秋)三、〇〇〇米  
テッサクラ 57 伊藤勝 三分一七秒三  
【註】四歳馬としては最後の大レースである、英國のセントレヂヤーに比するもの、横濱農林省、東京優駿、京都農林と連勝する天下第一の牡馬が出て來るの近い將來であらう

▼京都四五歳牝馬(春)三、四〇〇米  
十五秋 ルネラ 56 近藤 二分四七秒三  
十六春 ショウワサカイ 54 土門 二分三七秒〇  
【註】四五歳牝馬のみで争ふレース、春秋の距離の變化は馬の成熟を考慮してあるためだ

▼濱瀬賞四、五歳(十五秋)二、八〇〇米  
ロッキーマー 62 小西 三分〇三秒四  
【註】二年間のダービー勝馬が顔を合せるレース、その何れが強きかを試みるわけである

▼東京四、五歳牝馬(十六春)二、四〇〇米  
シマタケ 62 阿部正 二分四一秒〇

### 趣味・娯楽——競馬

【註】大體これは濱瀬で行はれるレースで本年は開催の關係で濱瀬は五歳馬特別を行ひ、東京はこのレースを行つた

▼横濱五歳馬特別(十六春)二、六〇〇米  
シーラス 57 小西 二分五三秒一  
【註】五歳馬のみと限定されてゐる

▼東京五歳馬特別(十五秋)二、六〇〇米  
マルタケ 69 清水茂 二分四九秒一  
【註】五歳馬のみで重量はハンデキヤツ

▼中山記念(春秋)三、四〇〇米  
十五秋 エスパリオン 65 佐藤邦 三分四四秒三  
十六春 エステイツ 58 田中康 三分四六秒四  
【註】五歳以上の馬の戦ひ、重量はハンデキヤツ

▼濱瀬特別(春秋)三、四五〇米  
十五秋 ヘンウン 62 杉浦 三分五二秒二  
十六春 タマサクラ 59 淺野 三分五二秒三  
【註】中山記念と同じ

▼阪神記念(春秋)三、四〇〇米  
十五秋 コゴブオー 59 伊藤勝 三分四三秒四  
十六春 クモゼキ 53 稗田十 三分四四秒二  
【註】中山記念と同じ

▼目黒記念(秋)三、四〇〇米  
十五秋 ゼンサ 55 田中康 三分五〇秒二  
十六春 タカホマレ 55 仲住達 四分一三秒四  
【註】中山記念と同じであるが春は日本の最長距離を走らせる

▼帝王御賞典(秋)東京 三、二〇〇米 阪神 三、二〇〇米

十五秋 ロッキーマー 58 小西 三分二七秒一  
十六春 マルタケ 60 清水 三分二五秒四  
【註】馬匹改良増殖の長き聖旨より宮中より、御下賜になる。御紋章入りの大記念杯を拜受する競走馬一代の光榮ある大競走であつて五歳以上の呼馬を以て出場資格とし、重量は馬齡によるものとす

▼中山農林省賞典(春秋)四、一〇〇米  
十五秋 スタミナ 70 岩下 四分四九秒〇  
十六春 ライハルオン 68 中野才 四分五三秒一  
【註】呼馬障得の最高峰を行くレースで距離及び障得の程度に於て我が第一のものである

競走馬受賞額十傑(十五年度)

馬名	所有者	賞金額
ロッキーマー	眞藤慎太郎	五、三〇〇
イエリユウ	石田 一	四、三〇〇
テッサクラ	樋口正一	四、一〇〇
スタミナ	豊島美玉齋	四、一〇〇
イケサチ	池田政徳	三、六〇〇
ルネラ	天野彌三郎	三、六〇〇
クライサミ	中西誠治郎	三、六〇〇
トキノチカラ	菊池 寛	三、三〇〇
クモハタ	加藤雄策	三、三〇〇
ウアルドマン	杉崎 昇	三、三〇〇

名馬十傑(十五年度)  
大正十二年以降に於て總受賞額に於ける十傑は 五〇九



打つて一丸とした、將棋大成會を結成、關西に同支部を設け棋界の統一と棋道の興隆のために邁進

結果、第一期名人は木村義雄氏が獲得し、昭和十三年二月、關根名人との間に新舊名人の繼承が行

はれた、右名人位は三ヶ年間毎に行はれるのであるが第二期名人も木村義雄氏が獲得することになつた。

同會所屬棋士

- 【十三世名人】關根金次郎
【名人】木村義雄
【八段】土居市太郎、金易二郎、花田長太郎、金子金五郎、萩原淳、齋藤次郎、坂口允彦、塚田正夫、渡邊東一、小泉兼吉
【七段】山本博郎、宮松三郎、建部和歌夫、梶一郎
【六段】飯塚勘一郎、寺田梅吉、平野信助、加藤治郎、松下刀、大和久彪、荒巻三之
【五段】加藤慶次、關口慎吉、長谷川清二郎、市川一郎、松田茂行
【四段】鈴木順一、志澤春吉、樋口謙雄、中村照治、加藤富久、奥野基芳、磯爪敬太郎、小堀清一、永澤勝雄、和田庄兵衛、北植修哉、山本武雄、藤川義夫、板谷四郎

- 【三段】間宮純一、丸田祐三、吉田六雄、金高清吉、高須行男、高柳敏夫、下山久雄
【二段】山川次彦
【初段】佐瀬勇次、松本静、橋本松太郎、平野廣吉、山内永信、富澤傳助

關西支部（大阪市北區老松町三の三一）

- 【所屬棋士】【八段】木見並治郎、神田辰之助、大野源一
【七段】村上真一
【六段】藤内金吾、中井捨吉、神前光三、升田幸三、松田與之助、宮田友和
【五段】加藤竹次郎、小林慶之助、畝美與吉、大山康晴、高島一岐代
【四段】上田三三、角田三男、野村慶虎、岡崎史郎
【三段】山中和正、本間一雄
【二段】野口忠雄
【初段】野口忠雄
【名譽名人】小菅劍之助【八段】坂田三吉、竹内丑松【六段】辻繁之助、高橋作蔵、小笹吉之助、松吉之助【五段】奥坂金次郎、伊藤一太郎、吉川清助、松田政雄
歴代將棋名人譜
初代 大橋 宗桂 二代 大橋 宗古
三代 伊藤 宗着 四代 大橋 宗桂
五代 伊藤 宗印 六代 大橋 宗興
七代 伊藤 宗着 八代 大橋 宗桂
九代 大橋 宗英 十代 伊藤 宗着
十一代 伊藤 宗印 十二代 小野 五平
十三代 關根金次郎 第一期 木村 義雄

第二期 木村 義雄

和服

昨年の秋から今年の秋にかけての服飾界は、何と云つても七・七禁令の制約の中から、新しい目標に向つて出發する姿はまだ見えず、業者の側も現在在は専ら模索の状態にあると云へやう。従つて和服にあつても、紀元二千六百年奉祝を加味した欄柄や日本古典文化の特色を生かさうとした、いはゆる興亞調が時局の波に乗つてかなり現はれたが、それらが統一した一つの波となつて、服飾界にもり上る程にはまだ至らなかつた。

けれども、ひとところ極端なまでに暗くなつた色彩も、業者側の模索のなかに、漸次是正され、春頃から少しづつ明るさを見せ、大柄は影をひそめ比較的小柄なものへの傾向をたどつた。欄柄は紋様のものがやはり一番多く、飛白がこれにつき、縞柄が少く、紋様風のものも原色からさびのある落ちついた色彩に移つた。これは古典文化のおくゆかしさを、新しくとり入れやうとする意圖と、科學的染料の拂底とが兩々相俟つて示した一つの傾向であつた。夏物の明るさは、小ヅケの模様洋装に風なデザインがとり入れられ、縞物は、柄がこまやかにはりに色彩の濃いものが多く現れた。事變の當初、時局の動きを反映して、輝かしい興亞を謳歌し、あるひは戦勝の明朝さを感らうと

新制定 國民服

大日本帝國男子國民服令は勅令として昭和十五年十一月二日公布されたが甲乙二種のうち甲種については、従来のモーニング、フロックコートに代る禮服として着用出来ることとなり、また勳章、記章、褒章の着用も同様許されることになつて、關係官廳からそれ／＼同日發表された。

國民服令（昭和十五年十一月二日公布）

- 第一條 大日本帝國男子ノ國民服（以下國民服ト稱ス）ノ制式ハ別表第一（略）ニ依ル
第二條 國民服ハ從來背廣服ノ他ノ平常服ヲ著用シタル場合ニ著用スルヲ例トス
第三條 國民服禮裝ハ國民服ヲ著用シ國民服禮章ヲ佩ルモノトス
國民服禮章ノ制式ハ別表第二（略）ニ依ル
第四條 國民服禮裝ハ從來燕尾服、フロックコート、モーニングコート其ノ他之ニ相當スル禮服ヲ著用シタル場合ニ著用スルヲ例トス
第五條 國民服禮裝ニハ佩用ニ關ヘル規程ニ從ヒ勳章、記章及褒章ヲ佩用スルコトヲ得
第六條 本令ノ制式ニ依ラザル服又ハ徽章若ハ飾章ハ其ノ名稱中ニ國民服又ハ國民服禮章ノ文字ヲ用フルコトヲ得ズ
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民服禮裝の特典

宮内省に於ては、從來フロックコート又はモーニングコートを著用するを例とした場合（左掲）特別の規定あるものを除き、國民服甲種禮裝の着用も差許されることになつた。

- 一、参内記帳
二、拜謁又ハ賜謁ニシテ特ニ指示スルモノ
三、禮禮會又ハ觀菊會
四、陵墓ノ正式参拜
五、賜物ノ拜受
六、行幸啓先ニ於ケル有資格者ノ奉送迎
七、勅使、御使又ハ御名代若ハ御差遣皇族ノ奉送迎
八、ソノ他特ニ指示スル場合
◇神宮、神社の正式参拜の禮裝として、これまで認められてゐたフロックコート又はモーニングコート、特殊な制服及び紋附羽織袴と共に、國民服禮裝甲種乙種ともに認められることになつた。
◇昭和十五年十一月二日內閣告示により、新しく「國民服禮裝」が加へられて、勳章、記章、褒章の佩用は國民服禮裝甲種乙種ともに認められることとなり、勳章記章佩用心得の一部が、次の如く改正された。
第六款第一項 勳章ハ男子ハ大禮服通常禮服（燕尾服）及ヒ國民服禮裝著用ノ時佩フヘシ、記章及ヒ褒章ヲ有スル者亦同シ
第四項 國民服禮裝著用ノ時ハ頸飾又ハ大綬ヲ以テ佩フル勳章ハ其ノ副章ヲ佩用スルモノト

洋装

これは時局の求めに應ずることであり、ワンピースには襟の割合に多少の技巧がほどこされて比較的單純な型が多く現れた。ショート・スカートは昨年を引きつづいて今年もその傾向をたどり、ワンピースは、主に男仕立の春廣服型が主なる流行を示した。これは何より活動的實用的であることに由来するもので、最近の職業婦人の増加に従ひ、職場に適應し、また通勤にも便利な點が數へられやう。型としては、ウエストから胴廻りをきつくしぼつたプリンセス・スタイルが漸次減少して、衛生的な見地から、また裾さげきの樂な點などから、ウエストのゆるやかなボックス・スタイルがそれに代つて廣く現れた。

色彩は、昨年の春頃から、茶、紺、わずみなど落ちついた色彩が一般に多く用ひられるやうになつた。大きな原因のひとつとしては、纖維制限の結果、生地が多様性がせめられ、色彩は單一的な傾向をたどりつゝある。布地に於ては人絹及び毛織物の代用として、ス・フ、混織布の使用が一層強化された。



家庭短講——ビタミン類の作用性状及分布・生野菜の消毒法

名	作用	性状	分布
ビタミンA	眼疾を預防し傳染病に對する抵抗力を増す	脂肪及其溶解媒に溶け熱に對して抵抗強く酸化により破壊せられる	バター、肝油、卵黄、魚油、牛乳、キヤベツ、チンヤ、菠薐草、乾海苔等に多量含有せられる
ビタミンB	脚氣を預防し新陳代謝を促進す	水及稀アルコールに溶けアルカリ及強度の加熱により破壊せられ酸に依て安定を増す	卵黄、米、麥の胚、酵母、肝臟、魚卵、穀類、果實、油類等におほく含有せられる
ビタミンC	壞血病を預防す	水、アルコール、エーテルに溶け加熱により容易に破壊されアルカリにも抵抗弱く酸には抵抗強し	蜜柑、レモン等の果實、トマト、大根、サラダ等の野菜、乳汁等に多く含有せられる
ビタミンD	佝僂病を預防す	脂肪及其溶解媒に溶け熱光線酸化等に對して抵抗強し	ウイタミンAと共存すること多し
ウイタミンE	生殖機能を維持し下妊症を預防す		米、麥の胚、葉綠素植物、油類に存在す

ビタミン類の作用性状及分布

生野菜の消毒法  
 人體に必要なウイタミンは高熱をかけるとそれが破壊されOの如き(五十度の熱で破壊されるので生野菜を食べることが段々に普及されて来た。しかし現在の日本では人糞肥料を用ひるので往々それら野菜には細菌の卵が附着してゐたり、有害な細菌が附着してゐたりする恐れがあるので消毒して食すべきです。簡単な消毒劑の使用法を掲げると次の通り。  
 ▼晒粉 古くから使用されてゐるもので、五〇倍から一〇〇倍、即ち一―二%溶液で消毒の効果が有る。  
 ▼クロルアミン 晒粉より殺菌力はやゝ強く一〇〇倍より二〇〇倍、即ち一%―五%で消毒出来る。時間は晒粉クロルアミンとも四―五分間。  
 ▼ハイドロクリン 非常に強力で、五千倍から一萬倍で完全に消毒されるので、極く微量液でよく洗つておくといい。  
 ▼過酸化水素 薬用のもの三倍位で効果がある。居法過酸化水素は三%の過酸化水素をふくんでゐるから、更に三倍すればよい。固形過酸化水素は三〇倍位で使用する。  
 以上クロルアミン化合物は臭気が強いから消毒後よく水洗ひする、井水を用ひる場合はあらかじめ井水を晒粉により消毒して置き、それで水洗すること。  
 酢酸 危険のない消毒薬である。水には極少量(三百分の一)位しか溶けない。四匁を水二合に溶かせば一般のうがひ料となり、目やにが滲むのを拭ふため、楊枝を使ふことの出来ない幼児や乳児の口中を拭ふため、その用途極めて廣い。  
 △ヒマン油 食すぎや食あたりで腹痛のときにこれを呑むと悪いものを下して下す。分量は大人ならば三十グラムから二十五グラム、子供ならば二匙位。これは假令飲み過ぎても殆ど悪い不快な副作用はないから安心して用ゐられる。  
 △リスリン 本名クリセリン。瀉腸用には水で半々に薄めたものを、十グラム位用ゐる。冬期ひやあかぎれにはリスリンだけだとベタ／＼して氣持が悪いから、アルコールで半々に薄めて用ゐるがよい。  
 △アルコール 消毒薬、水で半々に薄めて用ゐる方がよい。用途甚だ廣い。窓硝子や鏡等の曇をこれで拭ふと綺麗になる。  
 △沃度丁幾 小さな怪我や、一寸した皮膚病のかゆみなどは直に治る。若し濃過ぎてしみたりする時にはアルコールで薄めるがよい。  
 △カンフルチンキ アルコールに樟腦を溶かしたものである。一寸挫いた時や、肩のこり、手足のだるい時等に塗ると効果がある。この薬は直ちに氣が抜けて利かなくなる惧がある。  
 △アンモニア水 蟲に刺された時に用ゐる。  
 △石炭酸 消毒用は三十倍、傷口を洗ふには五十倍のを用ゐる。  
 △絆創膏 絹絆創膏、ゴム絆創膏及び亞鉛華絆創膏がある。時間の経過と共に、皮膚が赤くなるか又は發熱すれば頭に水囊を置き、次に足部を温める爲め湯タンボ熱湯(薄く芥子をとかけた)で絞つたタオルで足部をまくか又は胸部(乳房と乳房との間)に芥子泥を塗るといふ時もある。

食ひ合せ心得  
 命にかゝはるもの 南瓜に賣丹、梅に饅頭、蕎麦にふく、小豆飯にカニ、薄荷に馬鈴薯、セメン(薬)に薩摩芋、西瓜に干鰯、茸にはうれん草、鮑に青梅、カニに柿、もろこしに田螺、鯨に猪肉、鰻に銀杏、鶏と茸、菊菜と辛子  
 腹痛を起すもの 章魚とわらび、青梅と黒砂糖、蛤と唐もろこし、鱒と眞瓜、カニと椎茸、牡蠣と海老、筍と熊鷹、さつまいと辛子、ふくと青菜、海老と茸、松茸とあさり、筍と黒砂糖、桃と酸の子、うどんと桑子、しやこと燻附、章魚とこま、かにと水水  
 胃痛を起すもの 茸に天ふら、蛤とみかん、海老と茸、鹽辛とさつまい、兎肉と辛子、かにとふき、瓜と油揚、蕨と豌豆、そばと田螺、秋刀魚と西瓜、鮎と牛蒡、章魚と海、鴨とくるみ、鯛と椎茸、栗と鰻、八ツ目鰻と酢のもの、粟餅と山芋煎豆とカニ

家庭常備薬  
 △重曹 重碳酸ナトリウム即重碳酸重曹の略名、胃酸過多症(所謂胸やけ)によく、吸入の材料に用ゐられ、また豆のやうなものを煮く煮るに役立つ。  
 △絆創膏 絹絆創膏、ゴム絆創膏及び亞鉛華絆創膏がある。時間の経過と共に、皮膚が赤くなるか又は發熱すれば頭に水囊を置き、次に足部を温める爲め湯タンボ熱湯(薄く芥子をとかけた)で絞つたタオルで足部をまくか又は胸部(乳房と乳房との間)に芥子泥を塗るといふ時もある。

家庭短講——食ひ合せ心得・家庭常備薬・應急手當  
 應急手當  
 卒倒 患者を側臥させ衣類を弛め殊に胸部を露出させ呼吸を容易ならしめる。次に顔面と胸部とに冷水を吹きかけ、又は鼻さきアンモニア水、芥子などを吸入させる。鼻毛などで鼻腔内を刺戟するもよい。その他芥子泥を頂部又は足部に貼るも一方法である。これでも尚ほ知覺を恢復しなれば人工呼吸法を施す。知覺を得たならば濃い茶コーヒー又は酒類を飲ませる。この場合患者は静かな所に置かねばならぬ。腦充血の卒倒ならば頭を高くして冷やさねばならぬ。  
 腦充血 新鮮な空氣を入れ、衣服を緩め、頭部を幾分低くし横臥せしめる。失神状態に陥れば冷水を濯ぎ、アンモニア水を嗅がせ、芥子泥にて皮膚を刺戟する。興奮劑として赤酒を與へ、カンフルを用ゐる。  
 昏睡ひきつけ 身を安靜にして頭部を高め顔部赤色なるか又は發熱あれば頭に水囊を置き、次に足部を温める爲め湯タンボ熱湯(薄く芥子をとかけた)で絞つたタオルで足部をまくか又は胸部(乳房と乳房との間)に芥子泥を塗るといふ時もある。

家庭短講——食ひ合せ心得・家庭常備薬・應急手當  
 家庭短講——食ひ合せ心得・家庭常備薬・應急手當  
 家庭短講——食ひ合せ心得・家庭常備薬・應急手當

ある。一般にひきつけた場合にはリスリン又は石炭酸水で清浄するがよい。

凍死 温い室に運び入れる前に水で絞った布片で身体各部を摩擦し体温が出たら温室に運び入れ温い衣類で保護し四肢は熱布で包む。尚ほ興奮剤として茶、珈琲、酒類を與へるがよい。

鼻出血 脱脂綿又は細く切ったガーゼで鼻腔内を塞ぎ、鼻部に軽い水囊をあてる。尚ほ止血は明礬水、過クロール化鐵液に浸したガーゼを詰める。

口腔出血 殺菌した脱脂綿、ガーゼを以て強く壓迫するか、食鹽又は硼酸の一茶匙を水二倍に溶かしたもので含嗽する。

咯血 安静にして談話などせず、コップ半杯乃至一杯の食鹽水を飲ませる。

腸出血 腹部に微温濕布をする。痔出血と間違ひ易いから注意を要する。

痔出血 温浴後アドレナリン坐薬、イヒチオール坐薬を押し込み、若し痛みが劇しければ肛門部を氷囊で冷却する。

急性出血 四肢の創傷ならば傷口の上方部を手拭、布片又は軟いゴム管で縛り、同時に殺菌したガーゼ又は脱脂綿及び綿帯で創口を縛り、傷いた四肢を少し高く擧げて居る。創口に不潔物があれ

ば清水、硼酸水、又は石炭酸水で洗った後石の方を取る。

菌類及びふく中毒 早く吐き出させるがよい。氷片を飲み込ませ心臓部に芥子泥を貼る。これは應急の手當である。速かに醫治を乞はねばならぬ

吐き出させ、ヒマシ油を飲ませ、急に下痢せしめ重曹水(コップ一杯の水に重曹一茶匙を溶かしたもの)を飲ませ、又は氷水、茶などを與へる。

瓦斯中毒 新鮮な空氣の所に運び去り、人工呼吸を行ひ、意識が回復したら興奮劑を與へる。

急性アルコール中毒 冷水、濃い茶、珈琲等を與へて安臥させる。永く冷氣に當つた場合には温い室に運び、また腦溢血を起した者は頭部を冷却、さめたら茶、珈琲等を與へる。

蟲類の刺傷 アンモニア水又は砂糖をつけ更に二パーセントの鉛糖水で冷養法を施す。

蛇類の咬傷 直に傷口の上部を布片で固くしけり、血行を止め、創口を十分吸引するか或は局部を少し切開して出血せしめ、十分吸引する。次に局部を沃度一、三パーセントの硝酸銀水乃至石炭酸で腐蝕せしめ、尚ほ二パーセントの過マンガン酸加里液でよく洗滌し、且つ同一液で養法する。同時に興奮劑を與へて體温を保つやうにする。犬は狂犬病の恐れがあるから速かに醫師を招

かわげならぬ。

火傷 指先その他小さい場所を火傷した時は直ちに紙に飯粒を稍厚い位に練り著けて、その火傷の部分に貼り、空氣に觸れさせぬやうにきれて結び、紙が自然に割れて来るまでその儘にして置く。稍廣い面積を火傷した場合は、油を塗るか或は灰汁の中に入れて一時の苦痛を凌ぎ、速かに醫師の手當を受くべきである。

人工呼吸法 これに二法ある。第一法は假死者の衣類を脱がせ仰臥させ、枕又は疊んだ衣服を腰の下に置く。術者はその上に跨り兩手で患者の兩側乳房の下(胸の下)を力をこめて靜に上方(頭の方)に壓迫し、肺、肋骨を上擧して吸氣状態とし、次にその手を放して呼氣状態とする。右の方法を繼續する。時間は一時間以上を要する。その反覆する速度は一分間に約十五回(大人の呼吸數)即ち術者の呼吸に合せて行へば宜しい。これを行ふ際注意すべき事は助手をして常に假死者の口を開け舌を外方に引き出させることである。

第二法は假死者の衣類を脱がせ仰臥させ胸下に枕を置き假死者の兩手を兩側に置き術者は假死者の頭部に坐り假死者の兩腕の中間即ち肘の所を兩手にて持ち假死者の頭の方へ擧げ次に靜かに元の位置にかへす。かうすれば前者は吸氣となり後者は呼氣となる。その速度及び繼續時間は前法同様である。場合によつては第一法及び第二法を併用するも宜しい。

分娩豫定日の推算法

妊娠持續日は四十週、二百八十日が普通で廿八日を一月に數へて十月と云ふ事になつてゐる分娩豫定日を推算するには最終の月經の第一日から數へて二百八十日をそれとするのであるが、最終月經の月から三ヶ月を減じると、又は九月を加へれば豫定の分娩月を得、最終月經の第一日に七日を加へると分娩日を得られる。

(例)最終月經が二月三日の人の分娩豫定日は十一月十日

日37 10...分娩豫定日  
月29 11...分娩月

幼兒發育標準

Table with columns for age (months), sex, weight, and height. Includes data for newborn to 19 months.

家庭知識—分娩豫定日の推算法・幼兒發育標準・小兒の體温と脈搏・種痘

幼兒發育標準

Table with columns for age (years), sex, weight, and height. Includes data for 1 year to 6 years.

小兒の體温と脈搏

體温は日本流儀では脇下と股とを計る。體温を計る檢温器には一分計といふものがあるが通常體温を計るのには一分位では駄目で、大抵五分位か太いになると七八分かけておくがよい。肛内などで計る方法もあるが、わが國ではあまり行はない。體温は通常十時は朝が三十六度四分、夕が三十六度七八分位あるのが普通で、朝夕の差は四五分位が常である。その差が一度以上におよぶときは異常のある時である。子供によると朝夕の體温が前の標準よりも二三分位高いものもある。さういふのは體質の關係から起つてゐるので、濕疹などのでき易い様な子供に往々ある。それから體温を計る場合に心得ておくことはあはれたり、さわいだりした直後だと五、六分高いことがある。例へば夏などに子供をあつめて十分間相撲をやらして

その前とその後で計ると、子供によつては一度位高くなるものがある。これと同じで非常に子供が泣いた後に計ると、時によつて三分から五分高くなるものがないとはいへない。それから脈と呼吸であるが、これは年齢が少なければ少ないだけ寢てゐる時に計らないと誤り易い。子供は非常に周圍に反應しやすいから、起きてゐる時に計ると本當の數を得られない場合が多い。脈や呼吸の數は一分間どの位かといふと年齢によつて異なるが大體は次の通りである。

Table showing pulse and respiration rates for different ages: 生れた時分, 満一歳, 七歳頃, 十三歳頃.

種痘

嬰兒は生後七十日目位から種痘を施しても差支へはないが、一般に六ヶ月目から十ヶ月目位の間に打られる。この期間の小兒は身體の抵抗力も強く知覺が遲鈍であるから種痘によつて起る苦痛は割合に少い。生後七十日未滿の小兒には天然痘がひどく流行してゐないかぎりは見合せた方がよろしい。種痘の時期は春と秋が一番適してゐる。さいふのは室内にゐても汗が流れる程でもなく従つて皮膚病と直接關係しないからである。天然痘流行の時以外は夏の種痘は避けねばならない。未痘者に接種した時二日目の終りにその局部を見ると創痕が残つてゐるばかりで三日目になると局部に輕

い炎症が起り、痛く腫れて来る。四日目には尖端に水泡が出来て痒くなる。發熱するのは八日目頃。十二日目には次第に炎症も消えてゆく。

### 乳 齒

乳齒は普通生後七八ヶ月頃から生えるが、稀には一年経つても生えぬこともある。最初下顎に前齒(内門齒)が二枚生え、滿二ヶ年頃までには全部二十枚が出現する。その順序は、

- 下顎内門齒(二枚) 六―七ヶ月
- 上顎内門齒(二枚) 七―八ヶ月
- 上顎外門齒(二枚) 八―九ヶ月
- 下顎外門齒(二枚) 十―十二ヶ月
- 第一臼齒(四枚) 十二―十五ヶ月
- 犬 齒(四枚) 十八―二十ヶ月
- 第三臼齒(四枚) 二十一―二十四ヶ月

であるが、子供によつて可成の遅延がある。この乳齒は六七歳頃から脱げ始め、永久齒が乳齒の生えた順序で十二三歳頃までに全部生え換る。

### 適當な睡眠時間

- 幼生児 二〇時間、乳兒一三―一六時間、二歳一二時間、三―五歳 一―二時間、六歳 一〇時間、一―二歳 八―九時間、一六―二〇歳 七―八時間、二一―五〇歳 六―七時間、五〇歳以上四―七時間

### 住居と日光

「光線の來ぬ處には害者が來る」といふ諺がある。住居には日當りのよいといふことが第一要件である。

る。出来ることならば家屋の凡ての部分に日光を得たいのだが、少くとも居間・寢室等は東又は南向にした方がいいものである。但し西陽は有害であるから避ける方がいい。なほ家屋を建築するに當つて總ての部屋を陽を當てようとするには正東と正南とかにせず、東南とか西南とかに向ふやうに斜に向けるがよろしい。

### 井戸水の消毒

井戸水を完全に消毒して、飲料に適するやうにするには、まづ漂白粉十匁をビール瓶に入れ、水を加へよく振り混ぜて堅く栓をして置く。これを井戸水が五石位ならば漂白粉一匁(前記の方法でビール瓶に拵へたものならば十分の一)を入れ、釣瓶を動かしながらよくまざるやうにする。この方法を一日に二回(午前九時、午後九時)行へば完全に消毒される。

### 蚕の退治法

蚕の爲めに安眠が妨げられることは、甚だ大なるものであるが、それ許りでなく蚕はベストの媒介者として極めて危険なものである。これを退治するには大掃除の時に畳を上げて縁について居るゴミを綺麗に拂ひ落とし、畳を日光に少くも五時間位さらして置く。床の上のゴミも綺麗に取る。このゴミが蚕の卵の棲息地である。畳を床の上に敷く時に、床に新聞紙を敷き詰めて、畳を敷き、畳と畳の間にナフタリン粉を入れる。(ナフタリン粉は、疊一枚當り五匁位入れ、便宜しい。値段は百

二十匁で二十錢位)蚕は疊の合せ目から飛び出すのだからナフタリン粉は一面にまく必要はない。押入れ等も常にゴミを拂つてナフタリン粉をまいて置く。この方法を一年に二度も行へば家庭内で繁殖する蚕は退治が出来る。

### 洗濯の仕方

△木綿物 石鹼や洗濯ソーダで洗つてもよし、又米の磨き汁にソーダを入れて洗ふもよし。紺物は絶対に石鹼を使はず、少量の酢を入れて洗ふと紺の色がよくなる。  
△カラー 洗濯曹達と石鹼で普通の通りに洗ふ。餘り汚れが落ちなければ、一パーセントの漂白粉の液に一分間浸して十分水洗ひする。仕上げは糊をつけて乾燥し、きりを吹いて火のしをかける。  
△足袋 粉石鹼を熱湯に溶かし、その中に足袋をつけて二十分許り冷してからブラシで擦り洗ひ、底はタワシに石鹼をつけて擦る。十分汚れが取れたらよくすすぎ出す。紺足袋は粉石鹼を溶かした水に少量の醋酸を入れ、その中にやはり二十分位浸してから前と同様に洗ふ。

△麻物 白い物は粉石鹼を冷水に溶かし黒い物は單に冷水で洗ふが、普通の石鹼で洗ふ。仕上げに黒物は糊、白物はひめのりをつける。麻物に米の磨汁は禁物である。

△絹物 石鹼水二升五合にアムモニア一匙の割合で洗濯水を作り、それで洗つて後に清潔な熱湯で濯ぎ、絞らずに干せば皺が出て綺麗になり地質も損しない。絹の洗濯に注意すべきは、絹布の目方に對して適度の石鹼水を用ゐること、絹布百

匁に對し石鹼八匁から九匁迄が丁度適度で、それだけの石鹼を初め少量の熱湯で溶き適當の水を入れた盥の中、揉まない様に洗ふ。

△毛織物 毛織物の洗濯には普通の石鹼よりも粉石鹼、マルセル石鹼、ラックス等がよく、方法はそれを溶かした水の中に編物を漬けて置く。それだけで垢は取れる。決して揉み洗ひしてはいけない。垢の取れた編物は水洗ひして日陰乾しに乾いてから一度蒸せば綺麗になる。

△革の手袋 革の手袋は牛乳や石鹼で洗ふと皮がゴワ／＼になつて固くことがあるから注意を要する。これを洗ふには初めベンジンに三十分程漬けて置き、手にはめて摩擦すると綺麗になる。

△毛布 毛布を洗ふには先づよく折つて毛の間に入り込んでみる塵垢を拂ひ落してからバケツ一杯位の冷水に大匙一杯のアムモニアを混ぜたもの、中に浸し、二三十分位置く。そして更にこれをねば／＼する位に濃い石鹼水の中にやはり大匙一杯のアムモニアを混ぜたもの、中に浸し、二、三十分位過ぎてから清水で洗ひ出すのであるが、それには少くも三回か四回は水を取りかへなければならぬ。そしてすつかり綺麗になつたものを三十分ばかり水に浸して絞らないでそのまま竿にかけて干すのである。絞らないといつても水を切らなければならぬがそれには両手で挟んで水を押し出すか又は板で軽く挟んでもよい。

### ス・フ製品の正しい洗濯法

従来、ス・フは非常に弱いものと考へられて

家庭知識—洗濯の仕方・ス・フ製品の正しい洗濯法

たが、近頃は改良が加へられ洗濯に不安はなくなつたが、ス・フ本来の性質である「濡れてゐる間は弱い」「高温では傷み易い」といふことは依然變りはない、したがつて、洗濯時に適當な手當さへすればよい。

ス・フと綿、毛織物の強さを比較して見ると各々の本来の強度は、ス・フ二・〇、綿二・七―四・〇、羊毛一・七でス・フは綿よりは弱い、毛よりは強く、濡れた場合は綿は一層強さを増すが、ス・フは半減し、毛と大差ないものになる。その弾性は引伸ばされたり曲げられたりした時、もとの状態にかへる力が弱いので皺になり易く型がくづれ易い。その耐熱性は、毛よりも安全だが、木綿には劣り、長い間着洗ひしたりひどいアイロンの熱をかけることは禁物である。アルカリに對する性質は綿、毛よりも強いで薄いアルカリ分は恐るゝに足らぬ、染色は縫付け木綿よりも優れてゐる。

以上の様な性質であるから、洗濯にあつては大體毛のものと同様に揉み洗ひ、振りしほりを避け、濡れてゐるうちに強く引つばらぬ様に熱い湯を使はず、良い洗濯石鹼を用ひ水に入れる前に一應色試しをして見ることが大切で、仕上げは湯のしか、アイロン仕上げに依り伸子張、板張り回避しなければならぬ。

石鹼は水かぬるま湯によく溶ける植物性のものを選ぶこと。

ス・フ製品の適當な洗濯の仕方と、しほり方(イ)つかみ洗 ス・フ製品の何れを洗ふにも、

一番地質を傷めない方法で水の中で兩掌の間で軽くつかんで洗ひ、つかんでははなしする(ロ)黙しつけ洗 これも地質を傷めず、これのよく落ちる方法、兩掌でたらの底へ黙しつけてはゆるめ黙しつけてはゆるめする。

(ハ)刷毛洗 多く汚れたところ、地厚なものなどに用ひる。洗濯板など平な板の上に洗濯物をひろげて、布目に沿うて軽く刷く。

(ニ)叩き洗ひ 汚れのひどいところ、刺繻の部分などはこの方法でやる、平な板の上にひろげて石鹼液をつけては刷毛の先でトン／＼叩く。

(ホ)へら洗、櫛、袖口、裾などの汚れを除くによい、お裁縫用の角へらか、刷毛の背などで板の上にひろげた筋汚れをしこいて洗ふ。

(ヘ)壓ししほり 板の上に適當にまとめて兩手で壓して水を切る。

(ト)布巻きしほり 色の出易いものは一旦壓ししほりして水を切つたものを更に乾いた布にまき込んで壓して水分を吸ひとらせる。

洗濯の順序と方法 洗濯物の塵を拂ひ、次に染色物の色試しをする。色試しは、染色の部分に濡らしてこれを白布で包み、軽く揉んで色の移り具合を檢べるので、色が澤山出るやうでは水洗ひは困難故、専門家にまかせる。しかし少し位のものには、洗濯と乾燥を手早くすれば家庭で出来る。下洗ひは、水だけで除かれる汚水や石鹼の作用を鈍らす鹽分などを先に除くので石鹼の經濟になり、石鹼の効用をよくすることになる。また布に堅くついてゐる汚れを緩め本洗ひを樂にする、ス・





冷泉	康和四年	康保、安和一二	近衛	永治元年	水治、康治一二、天養二久	龜山	正元元年	正元、文應、弘長一二
圓融	安和二年	安和、天祿一二、天延一二	後白河	久壽二年	久壽、保元一二	後宇多	文永二年	文永、建治一二、弘安一二
花山	永觀二年	永觀、寬和一二	二條	保元三年	保元、平治、永曆、應保一二、長寬一二、永萬一二	伏見	弘安二年	弘安、正應一二、永仁一二
一條	寬和二年	寬和、永延一二、永祚一二	六條	永萬元年	永萬、仁安一二	後伏見	永仁六年	永仁、正安一二
三條	寬弘二年	寬弘、長和一二	高倉	仁安三年	仁安、嘉應一二	後二條	正安三年	正安、乾元一二、嘉元一二
後一條	長和五年	長和、寬仁一二、治安一二	安徳	治承四年	治承、養和、壽永一二	花園	延慶元年	延慶、正長一二、應長一二
後朱雀	長元九年	長元、長曆一二、長久一二	後鳥羽	壽永二年	壽永、元曆一二、文治一二	後醍醐	文保二年	文保、元應一二、元亨一二
後冷泉	寬德二年	寬德、永承一二、天喜一二	土御門	建久九年	建久、正治一二、建仁一二	後村上	延元四年	延元、興國一二、正平一二
後三條	治曆四年	治曆、延久一二	順徳	承久三年	承久、建曆一二	長慶	正平三年	正平、建德一二、弘長一二
白河	延久四年	延久、承保一二、承暦一二	仲恭	承久三年	承久、貞應一二、元仁一二	後龜山	弘和三年	弘和、元中一二
堀河	應徳三年	應徳、寛治一二、嘉保一二	後堀河	承久三年	承久、貞應一二、元仁一二	後小松	元中九年	元中、明德、應永一二
鳥羽	嘉承二年	嘉承、天仁一二、天永一二	四條	貞永元年	貞永、天福一二、文曆一二	稱光	應永元年	應永、正長一二
崇徳	保安四年	保安、天治一二、大治一二	後深草	元元四年	元元、寶治一二、建長一二	後花園	正長元年	正長、永享一二、嘉吉一二

後柏原	明應九年	明應、文龜一二、永正一二	後奈良	大永六年	大永、享祿一二、天文一二	正親町	弘治三年	弘治、永祿一二、元龜一二
後光明天	寬永二年	寬永、正保一二、慶安一二	御陽成	天正四年	天正、文祿一二、慶長一二	後水尾	慶長六年	慶長、元和一二、元禄一二
後西元	承應三年	承應、明暦一二、萬治一二	東山	貞享四年	貞享、元禄一二、元亨一二	中御門	寶永六年	寶永、正徳一二、享保一二
櫻町	享保二年	享保、元文一二、寛保一二	後櫻町	寶曆二年	寶曆、天明一二、安永一二	後桃園	明和七年	明和、安永一二、天明一二
光格	安永八年	安永、天明一二、享和一二	仁孝	文化十四年	文化、文政一二、弘化一二			

貨幣、度量衡、利子

英國	ポンド(磅)	九・七五三	佛蘭西	リブル(留)	七・七三三	荷蘭	グールド	〇・八八八
北米合衆國	ドル(弗)	一・六〇〇	普魯士	タロ	〇・五五五	丹麥	リクダレ	〇・〇〇〇
瑞典	ライヒス(マルク)	〇・四七五	普魯士	タロ	〇・五五五	丹麥	リクダレ	〇・〇〇〇
普魯士	ライヒス(法)	〇・三三三	普魯士	タロ	〇・五五五	丹麥	リクダレ	〇・〇〇〇
普魯士	ライヒス(法)	〇・三三三	普魯士	タロ	〇・五五五	丹麥	リクダレ	〇・〇〇〇
普魯士	ライヒス(法)	〇・三三三	普魯士	タロ	〇・五五五	丹麥	リクダレ	〇・〇〇〇
普魯士	ライヒス(法)	〇・三三三	普魯士	タロ	〇・五五五	丹麥	リクダレ	〇・〇〇〇
普魯士	ライヒス(法)	〇・三三三	普魯士	タロ	〇・五五五	丹麥	リクダレ	〇・〇〇〇
普魯士	ライヒス(法)	〇・三三三	普魯士	タロ	〇・五五五	丹麥	リクダレ	〇・〇〇〇
普魯士	ライヒス(法)	〇・三三三	普魯士	タロ	〇・五五五	丹麥	リクダレ	〇・〇〇〇



便覧—速算法・攝氏華氏寒暖計比較表・海里を哩に換算表

坪を平方米に直すには  
畝をアールに直すには  
町(面積)をヘクタールに直すには  
升を立に直すには  
瓦輪を立に直すには  
グレインを底に直すには  
オンスを瓦に直すには  
射度を底に直すには  
英噸を噸に直すには

から正數に對して少し宛の誤差がある。表に掲げたものは千分の一未満は四捨五入してある。

一割を加へて三倍する  
一分引く  
九倍して五で割る  
五分引いて四で割る  
三割加へて五十倍する  
五分引いて三十倍する  
一割引いて二で割る  
二分を加へる

攝氏華氏寒暖計比較表

攝氏	華氏	攝氏	華氏	攝氏	華氏
0	32	10	50	20	68
1	33.8	11	51.8	21	69.8
2	35.6	12	53.6	22	71.6
3	37.4	13	55.4	23	73.4
4	39.2	14	57.2	24	75.2
5	41.0	15	59.0	25	77.0
6	42.8	16	60.8	26	78.8
7	44.6	17	62.6	27	80.6
8	46.4	18	64.4	28	82.4
9	48.2	19	66.2	29	84.2
10	50.0	20	68.0	30	86.0
11	51.8	21	69.8	31	87.8
12	53.6	22	71.6	32	89.6
13	55.4	23	73.4	33	91.4
14	57.2	24	75.2	34	93.2
15	59.0	25	77.0	35	95.0
16	60.8	26	78.8	36	96.8
17	62.6	27	80.6	37	98.6
18	64.4	28	82.4	38	100.4
19	66.2	29	84.2	39	102.2
20	68.0	30	86.0	40	104.0
21	69.8	31	87.8	41	105.8
22	71.6	32	89.6	42	107.6
23	73.4	33	91.4	43	109.4
24	75.2	34	93.2	44	111.2
25	77.0	35	95.0	45	113.0
26	78.8	36	96.8	46	114.8
27	80.6	37	98.6	47	116.6
28	82.4	38	100.4	48	118.4
29	84.2	39	102.2	49	120.2
30	86.0	40	104.0	50	122.0

海里を哩に換算表

海里	哩	海里	哩	海里	哩
1	1.852	10	18.52	100	185.2
2	3.704	20	37.04	200	370.4
3	5.556	30	55.56	300	555.6
4	7.408	40	74.08	400	740.8
5	9.260	50	92.60	500	926.0
6	11.112	60	111.12	600	1111.2
7	12.964	70	129.64	700	1296.4
8	14.816	80	148.16	800	1481.6
9	16.668	90	166.68	900	1666.8
10	18.520	100	185.20	1000	1852.0

△速算法

一割を加へて二で割る  
一割を加へて三倍する  
四で割つて十四倍する  
二割引いて三で割る  
五倍して三で割る  
五で割つて三倍する、又は〇、六を掛ける

利子早見表

元金	年二割の利息(即百分の二十)			年一割五分の利息(即百分の十五)			年一割の利息(即百分の十)		
	一箇年	一箇月	一日	一箇年	一箇月	一日	一箇年	一箇月	一日
100	20.00	1.67	0.56	15.00	1.25	0.42	10.00	0.83	0.28
200	40.00	3.33	1.11	30.00	2.50	0.83	20.00	1.67	0.56
300	60.00	5.00	1.67	45.00	3.75	1.25	30.00	2.50	0.83
400	80.00	6.67	2.22	60.00	5.00	1.67	40.00	3.33	1.11
500	100.00	8.33	2.78	75.00	6.25	2.08	50.00	4.17	1.41
600	120.00	10.00	3.33	90.00	7.50	2.50	60.00	5.00	1.67
700	140.00	11.67	3.89	105.00	8.75	2.92	70.00	5.83	1.94
800	160.00	13.33	4.44	120.00	10.00	3.33	80.00	6.67	2.22
900	180.00	15.00	5.00	135.00	11.25	3.75	90.00	7.50	2.50
1000	200.00	16.67	5.56	150.00	12.50	4.17	100.00	8.33	2.78

單利積算法(元金二圓に付)

年次	五分	六分	七分	八分	一割	一割二分
一年	0.10	0.12	0.14	0.16	0.20	0.24
二年	0.20	0.24	0.28	0.32	0.40	0.48
三年	0.30	0.36	0.42	0.48	0.60	0.72
四年	0.40	0.48	0.56	0.64	0.80	0.96
五年	0.50	0.60	0.70	0.80	1.00	1.20
六年	0.60	0.72	0.84	0.96	1.20	1.44
七年	0.70	0.84	0.98	1.12	1.40	1.68
八年	0.80	0.96	1.12	1.28	1.60	1.92
九年	0.90	1.08	1.26	1.44	1.80	2.16
十年	1.00	1.20	1.40	1.60	2.00	2.40

便覧—利子早見表

複利積算法

法(本表は一圓に付毎年の複利積算である但し毎半年に利子を元金に繰り入れてある)

年次	三分	四分	四分五厘	五分	六分	七分	七分五厘	八分	一分
一	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
二	1.0010	1.0015	1.0020	1.0030	1.0040	1.0050	1.0060	1.0070	1.0080
三	1.0030	1.0045	1.0060	1.0080	1.0100	1.0120	1.0140	1.0160	1.0180
四	1.0060	1.0090	1.0120	1.0160	1.0200	1.0240	1.0280	1.0320	1.0360
五	1.0090	1.0135	1.0180	1.0240	1.0300	1.0360	1.0420	1.0480	1.0540
六	1.0130	1.0185	1.0240	1.0310	1.0380	1.0450	1.0520	1.0590	1.0660
七	1.0170	1.0235	1.0300	1.0380	1.0460	1.0540	1.0620	1.0700	1.0780
八	1.0210	1.0285	1.0360	1.0450	1.0540	1.0630	1.0720	1.0810	1.0900
九	1.0250	1.0335	1.0420	1.0520	1.0620	1.0720	1.0820	1.0920	1.1020
十	1.0290	1.0385	1.0480	1.0590	1.0700	1.0810	1.0920	1.1030	1.1140
十一	1.0330	1.0435	1.0540	1.0660	1.0780	1.0900	1.1020	1.1140	1.1260
十二	1.0370	1.0485	1.0600	1.0730	1.0860	1.0990	1.1120	1.1250	1.1380
十三	1.0410	1.0535	1.0660	1.0800	1.0940	1.1080	1.1220	1.1360	1.1500
十四	1.0450	1.0585	1.0720	1.0870	1.1020	1.1170	1.1320	1.1470	1.1620
十五	1.0490	1.0635	1.0780	1.0940	1.1100	1.1260	1.1420	1.1580	1.1740
十六	1.0530	1.0685	1.0840	1.1010	1.1180	1.1350	1.1520	1.1690	1.1860
十七	1.0570	1.0735	1.0900	1.1080	1.1260	1.1440	1.1620	1.1800	1.1980
十八	1.0610	1.0785	1.0960	1.1150	1.1340	1.1530	1.1720	1.1910	1.2100
十九	1.0650	1.0835	1.1020	1.1220	1.1420	1.1620	1.1820	1.2020	1.2200
二十	1.0690	1.0885	1.1080	1.1300	1.1510	1.1720	1.1930	1.2140	1.2320
二十一	1.0730	1.0935	1.1140	1.1380	1.1600	1.1820	1.2040	1.2260	1.2440
二十二	1.0770	1.0985	1.1200	1.1470	1.1700	1.1930	1.2160	1.2380	1.2560
二十三	1.0810	1.1035	1.1260	1.1570	1.1810	1.2050	1.2290	1.2500	1.2680
二十四	1.0850	1.1085	1.1320	1.1670	1.1920	1.2160	1.2420	1.2620	1.2800
二十五	1.0890	1.1135	1.1380	1.1780	1.2040	1.2280	1.2550	1.2740	1.2920
二十六	1.0930	1.1185	1.1440	1.1890	1.2160	1.2400	1.2680	1.2860	1.3040
二十七	1.0970	1.1235	1.1500	1.2010	1.2280	1.2530	1.2810	1.3080	1.3160
二十八	1.1010	1.1285	1.1560	1.2130	1.2410	1.2670	1.2950	1.3200	1.3280
二十九	1.1050	1.1335	1.1620	1.2260	1.2540	1.2810	1.3090	1.3320	1.3400
三十	1.1090	1.1385	1.1680	1.2390	1.2680	1.2970	1.3240	1.3440	1.3520
三十一	1.1130	1.1435	1.1740	1.2530	1.2820	1.3130	1.3390	1.3560	1.3640
三十二	1.1170	1.1485	1.1800	1.2670	1.2970	1.3290	1.3550	1.3680	1.3760
三十三	1.1210	1.1535	1.1860	1.2820	1.3120	1.3460	1.3710	1.3800	1.3880
三十四	1.1250	1.1585	1.1920	1.2970	1.3280	1.3630	1.3870	1.3920	1.4000
三十五	1.1290	1.1635	1.1980	1.3130	1.3450	1.3810	1.4040	1.4040	1.4120
三十六	1.1330	1.1685	1.2040	1.3290	1.3630	1.4000	1.4210	1.4160	1.4240
三十七	1.1370	1.1735	1.2100	1.3460	1.3820	1.4180	1.4380	1.4280	1.4360
三十八	1.1410	1.1785	1.2160	1.3640	1.4020	1.4370	1.4560	1.4400	1.4480
三十九	1.1450	1.1835	1.2220	1.3830	1.4230	1.4570	1.4750	1.4520	1.4600
四十	1.1490	1.1885	1.2280	1.4030	1.4450	1.4780	1.4950	1.4640	1.4720
四十一	1.1530	1.1935	1.2340	1.4240	1.4680	1.5000	1.5160	1.4760	1.4840
四十二	1.1570	1.1985	1.2400	1.4460	1.4930	1.5220	1.5380	1.4880	1.4960
四十三	1.1610	1.2035	1.2460	1.4690	1.5190	1.5450	1.5610	1.5000	1.5080
四十四	1.1650	1.2085	1.2520	1.4940	1.5470	1.5690	1.5850	1.5120	1.5200
四十五	1.1690	1.2135	1.2580	1.5200	1.5770	1.5940	1.6100	1.5240	1.5320
四十六	1.1730	1.2185	1.2640	1.5470	1.6090	1.6200	1.6360	1.5360	1.5440
四十七	1.1770	1.2235	1.2700	1.5760	1.6420	1.6470	1.6630	1.5480	1.5560
四十八	1.1810	1.2285	1.2760	1.6070	1.6770	1.6750	1.6910	1.5600	1.5680
四十九	1.1850	1.2335	1.2820	1.6400	1.7140	1.7040	1.7180	1.5720	1.5800
五十	1.1890	1.2385	1.2880	1.6750	1.7530	1.7350	1.7440	1.5840	1.5920
五十一	1.1930	1.2435	1.2940	1.7130	1.7950	1.7680	1.7760	1.5960	1.6040
五十二	1.1970	1.2485	1.3000	1.7540	1.8400	1.8030	1.8060	1.6080	1.6160
五十三	1.2010	1.2535	1.3060	1.8000	1.8880	1.8420	1.8410	1.6200	1.6280
五十四	1.2050	1.2585	1.3120	1.8510	1.9400	1.8830	1.8870	1.6320	1.6400
五十五	1.2090	1.2635	1.3180	1.9080	1.9960	1.9270	1.9350	1.6440	1.6520
五十六	1.2130	1.2685	1.3240	1.9710	2.0570	1.9740	1.9860	1.6560	1.6640
五十七	1.2170	1.2735	1.3300	2.0400	2.1240	2.0240	2.0410	1.6680	1.6760
五十八	1.2210	1.2785	1.3360	2.1160	2.1980	2.0770	2.1000	1.6800	1.6880
五十九	1.2250	1.2835	1.3420	2.2000	2.2800	2.1330	2.1630	1.6920	1.7000
六十	1.2290	1.2885	1.3480	2.2920	2.3710	2.1920	2.2310	1.7040	1.7120
六十一	1.2330	1.2935	1.3540	2.3940	2.4720	2.2540	2.3050	1.7160	1.7240
六十二	1.2370	1.2985	1.3600	2.5080	2.5840	2.3200	2.3860	1.7280	1.7360
六十三	1.2410	1.3035	1.3660	2.6360	2.7080	2.3890	2.4750	1.7400	1.7480
六十四	1.2450	1.3085	1.3720	2.7800	2.8450	2.4620	2.5720	1.7520	1.7600
六十五	1.2490	1.3135	1.3780	2.9420	3.0000	2.5400	2.6780	1.7640	1.7720
六十六	1.2530	1.3185	1.3840	3.1260	3.1750	2.6240	2.7940	1.7760	1.7840
六十七	1.2570	1.3235	1.3900	3.3360	3.3750	2.7140	2.9210	1.7880	1.7960
六十八	1.2610	1.3285	1.3960	3.5760	3.6000	2.8110	3.0600	1.8000	1.8080
六十九	1.2650	1.3335	1.4020	3.8520	3.8550	2.9160	3.2130	1.8120	1.8200
七十	1.2690	1.3385	1.4080	4.1700	4.1450	3.0300	3.3820	1.8240	1.8320
七十一	1.2730	1.3435	1.4140	4.5280	4.4750	3.1540	3.5680	1.8360	1.8440
七十二	1.2770	1.3485	1.4200	4.9340	4.8500	3.2890	3.7730	1.8480	1.8560
七十三	1.2810	1.3535	1.4260	5.3980	5.2750	3.4360	4.0000	1.8600	1.8680
七十四	1.2850	1.3585	1.4320	5.9340	5.7650	3.5960	4.2510	1.8720	1.8800
七十五	1.2890	1.3635	1.4380	6.5480	6.3250	3.7700	4.5280	1.8840	1.8920
七十六	1.2930	1.3685	1.4440	7.2480	6.9650	3.9600	4.8340	1.8960	1.9040
七十七	1.2970	1.3735	1.4500	8.0440	7.6900	4.1670	5.1710	1.9080	1.9160
七十八	1.3010	1.3785	1.4560	8.9480	8.5100	4.3920	5.5410	1.9200	1.9280
七十九	1.3050	1.3835	1.4620	9.9740	9.4400	4.6360	5.9470	1.9320	1.9400
八十	1.3090	1.3885	1.4680	11.2380	10.4950	4.9000	6.3930	1.9440	1.9520
八十一	1.3130	1.3935	1.4740	12.7680	11.6950	5.1860	6.8830	1.9560	1.9640
八十二	1.3170	1.3985	1.4800	14.5040	13.0600	5.4980	7.4210	1.9680	1.9760
八十三	1.3210	1.4035	1.4860	16.5080	14.6100	5.8380	8.0130	1.9800	1.9880
八十四	1.3250	1.4085	1.4920	18.8540	16.3750	6.2080	8.6650	1.9920	2.0000
八十五	1.3290	1.4135	1.4980	21.6380	18.4000	6.6210	9.3840	2.0040	2.0120
八十六	1.3330	1.4185	1.5040	24.9040	20.8350	7.0660	10.1770	2.0160	2.0240
八十七	1.3370	1.4235	1.5100	28.7340	23.7500	7.5460	11.0530	2.0280	2.0360
八十八	1.3410	1.4285	1.5160	33.2480	27.2150	8.0640	12.0210	2.0400	2.0480
八十九	1.3450	1.4335	1.5220	38.5940	31.3100	8.6240	13.1830	2.0520	2.0600
九十	1.3490	1.4385	1.5280	44.8440	36.1350	9.2300	14.5510	2.0640	2.0720
九十一	1.3530	1.4435	1.5340	52.1940	41.8100	9.8780	16.1480	2.0760	2.0840
九十二	1.3570	1.4485	1.5400	60.8940	48.3850	10.5740	17.9910	2.0880	2.0960
九十三	1.3610	1.4535	1.5460	71.3240	55.9300	11.3140	19.1010	2.1000	2.1080
九十四	1.3650	1.4585	1.5520	83.8940	64.6350	12.1040	20.5010	2.1120	2.1200
九十五	1.3690	1.4635	1.5580	99.0440	74.7100	12.9500	22.2160	2.1240	2.1320
九十六	1.3730	1.4685	1.5640	117.3940	86.4650	13.8580	24.2740	2.1360	2.1440
九十七	1.3770	1.4735	1.5700	139.6440	100.2100	14.8340	26.7110	2.1480	2.1560
九十八	1.3810	1.4785	1.5760	166.6940	116.3650	15.8840	29.5660	2.1600	2.1680
九十九	1.3850	1.4835	1.5820	199.6440	135.3100	17.0140	32.8810	2.1720	2.1800
一百	1.3890	1.4885	1.5880	239.9940	157.5650	18.2300	36.7010	2.1840	2.1920

日歩を年利に換算法

換算法は日歩を三百六十五倍して元金に對する割合を算出したもので繰位未満は切捨てある

日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利
0.0010	0.3650	0.0020	0.7300	0.0030	1.0950	0.0040	1.4600	0.0050	1.8250
0.0060	2.1900	0.0070	2.5550	0.0080	2.9200	0.0090	3.2850	0.0100	3.6500
0.0110	4.0150	0.0120	4.3800	0.0130	4.7450	0.0140	5.1100	0.0150	5.4750
0.0160	5.8400	0.0170	6.2050	0.0180	6.5700	0.0190	6.9350	0.0200	7.3000
0.0210	7.6650	0.0220	8.0300	0.0230	8.3950	0.0240	8.7600	0.0250	9.1250
0.0300	10.9500	0.0310	11.3150	0.0320	11.6800	0.0330	12.0450	0.0	

諸届書様式

寄留

九十日以上本籍外に於て一定の場所に住所、又は居所を有する者は之を寄留者とする。寄留に關する事務は市長村長之を掌する。

寄留の届出は住所又は居所を定めたる日より十四日以内に之を爲すことを要する。

(イ)同一市町村内に於て寄留の場所を變更したるとき

(ロ)寄留者、本籍又は住所に復歸したるとき

(ハ)寄留者が其の住所を居所に、又は居所を住所に變更したるときは各々十日以内に届出づる事を要する。寄留に關する届出は寄留者、世帯を同くする者に付ては世帯主之を爲し、寄留者届出を爲すこと能はざるときは同居者、世帯主届出を爲すこと能はざるときは之に代りて世帯を管理する者、其の届出を爲すことを要する。寄留に關する届出を怠りたる者は五圓以下の料に處せられる。

寄留に關する届出は書面又は口頭を以て之を爲すことが出来る(寄留法第二十七條)寄留者がその住所を居所に、又は居所を住所に變更したるときは十日内に其旨を届出づることを要する(同法第三十五條)

出生届

本籍.....  
寄留地.....  
戸主(又は續納)  
父 職業 何  
母 職業 何  
出生ノ日時 何月日時分 某  
出生ノ場所 ..... 某  
右出生及届出候也  
昭和 年月日 .....  
右届出人 父 何 某印  
市(區、町、村)長 何某殿

婚姻届

本籍.....  
戸主(又は續納)  
夫 職業 何  
妻 職業 何  
右父母 何  
右母 何  
本籍.....  
右父 何  
右母 何

死亡届

本籍.....  
戸主(又は續納)  
職業(又は無業)  
妻 何  
右父母 何  
昭和 年月日 .....  
(寄留所).....  
右届出人 夫 何 某印  
右届出人 妻 何 某印  
何府縣都市區町村番地 證人 何 某印  
何府縣都市區町村番地 證人 何 某印  
市(區、町、村)長 何某殿  
右婚姻ニ同意ス  
夫ノ戸主 何 某印  
妻ノ戸主 何 某印  
本籍.....  
戸主(又は續納)

死亡届

死亡ノ日時 年月日時分 某  
死亡ノ場所 .....  
右死亡診斷書ヲ添付シ及届出候也  
昭和 年月日 .....  
届出人 妻(又は何々) 何 某印  
市(區、町、村)長 何某殿

家督相續届

本籍..... 戸主  
某長男 何 某  
昭和 年月 日 前戸主 某死亡(又は其他ノ事由)ニ由リ家督相續戸主トナル  
右家督相續及届出候也  
昭和 年月日 .....  
右届出人 何 某印  
市(區、町、村)長 何某殿

住所(居所)寄留届

寄留ノ時 昭和 年月 日  
(新)寄留所.....  
前寄留所(寄留先ヨリ寄留スル時)ノ項必  
要)

便覽 諸届出書様式

印鑑届

本籍.....  
住所.....  
戸主(又は續納) 何 某  
印鑑 印  
(右ノ通記載シ、且附箋「幅一寸、長さ五寸」ニ調印シテ貼付)  
昭和 年月日 .....  
届出人 何 某印  
(地主又は家主若ハ差配人ノ連署ヲ要ス、戸主ノ印鑑届濟ノ上ハ家族ノ印鑑ニハ戸主ノ連署ノミニテ足ル)  
市(區、町、村)長 何某殿

印鑑證明願

何府縣都市區町村番地  
氏名 何 某  
印鑑 .....  
右印鑑證明相成度候也  
市(區、町、村)長 何某殿  
右 氏名 何 某印

轉籍届

何府縣都市區町村番地  
戸主 務職業者

何 某  
妻 某  
生年月日  
生年月日

(他ニ家族アラバ列記スベシ)

轉籍地 何府縣都市町村番地

右轉籍候間別紙戸籍簿本相添へ此段及御届

昭和年月日

右 何 某印

市(區、町、村)長 何某殿

租税税率摘要

税制の改正の中心をなすのは所得税の改正である。所得税は、従来の所得税制度に根本的改正を加へ、従来の第一種、第二種、第三種の別を廢して、所得をその性質に應じて不動産所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林所得、退職所得の六に分類し、各々その負擔力に應じてそれぞれ異なる比例率を適用し、徇來得る限り所得の源泉で課税することになつた。

勤勞所得税

甲種(源泉課税)

基礎控除 甲種の勤勞所得税は、支ふべき金額から先づ年七百二十圓の割の金額(一月分なら六十圓、半月分なら三十圓、十日分なら二十圓、一週分なら十四圓)を控除し、残額に百分の六の税率を掛けて税額を算出する。

この基礎控除は、先づ賞與以外のものから控除し、控除し切れぬ場合にのみ賞與から控除することになつてゐる。賞與を年の途中(例へば六月一回)貰ふ場合には、控除不足額を年末の賞與から引いて貰ふわけにゆかぬから、賞與支給の際その年中の控除不足額を豫算して控除して貰ふことが出来る。

俸給、給料等は貰はず、賞與だけ貰ふ場合には基礎控除はせず一應賞與の全額について課税するが、その年中に、他は甲種勤勞所得のない場合、または他の勤勞所得が七百二十圓に達しない場合には、本人の申請があれば賞與からも基礎控除を認めることとし、翌年過納分を税務署から還付する。この控除の申請は翌年の一月卅一日までに所轄税務署に提出しなくてはならない。

二種以上の甲種勤勞所得を受けてゐる場合には基礎控除は、一、國から受ける恩給 二、國から受ける年金 三、道府縣市町村その他の公共團體から受ける恩給及び年金 四、歳費 五、道府縣市町村その他の公共團體から受ける費用弁償 六、それ以外の給與の順に控除する。

二人以上の支拂者から俸給、給料等を受ける場合には、基礎控除は主たる給與からして、従たる給與の際には控除しない。たゞその年中の主たる給與について控除不足のあつた場合には、翌年一月三十一日までに所轄税務署に申請書を提出すれば、その不足分を得たる給與から控除し、過納分を還付する。

税率 以上の基礎控除をした残額に百分の六の税率を乗じて税額を算出するのである。

扶養家族の控除 扶養家族があれば、以上の税

額から扶養家族一人につき年十二圓の割で(月給なら一圓半月給なら五十錢、旬給なら三十四錢、週給なら二十四錢)控除する。扶養家族とは同居してゐる妻と同居の戸主又は家族中の年齢十八歳未満又は六十歳以上の者或ひは不具癡疾者といふのである。(不具癡疾者とは、心神喪失の状況に在る者、聾者、啞者、盲者その他重大な傷痍を受け又は不治の疾患に罹つて常に介護を要する者といふ)扶養家族の有無とその数は、その年の一月一日現在(今年は三月一日現在)で定め、それ以外に出生や死亡があつてもその年中は變更しない。

扶養家族の控除は賞與以外の給與に對する税金から控除し、控除し切れぬ場合には、その控除不足分を賞與に對する税金から控除する。

或る支拂者から賞與だけを受ける場合には、支拂の際には扶養家族の控除をしない。たゞ他の所得について扶養家族の控除をしてゐない扶養家族がある時には、申請によつて賞與に對する税金中からこれを控除し、過納分は翌年還付する。

控除を認めぬ場合 扶養家族が前年中に甲種勤勞所得を有し、又はその年分の事業所得、乙種勤勞所得、山林の所得を有してをり、百五十圓を超え

同居の戸主家族中、二人以上が甲種勤勞所得を受ける場合、その中の一人の税金から扶養家族の控除をすれば、他の者の税金からはその扶養家族の控除は認めない。

納税義務者が(總所得五千圓を超え)綜合所得税を賦課された場合には、その年の七月一日(本年は八月一日)から翌年の六月三十日まで受ける給與については扶養家族の控除をしない。

生命保険料の控除 自己または家族、或ひはその相續人を保険金受取人とする生命保険をかけてゐる場合に契約者本人の申請があれば前年中に拂込んだ保険料の總額に應じて左表の金額を税金から控除する。

この基礎控除は、前年中に甲種の勤勞所得について、七百二十圓の基礎控除を受けてゐる者については行はれない。甲種の勤勞所得の基礎控除額が七百二十圓に達してゐない時には、その達しない額(控除不足額)だけを乙種の勤勞所得から控除する。

生命保険の控除は賞與についてはなせず、他の給與に對する税金から控除し切れぬ場合にはじめて賞與に對する税金から控除する。賞與だけを受ける場合は支拂の際には控除しない。

基礎控除と税率 乙種の勤勞所得税は前年中の収入金額から七百二十圓を控除し、殘額に百分の六の税率を掛けて計算する。

扶養家族の控除 その年の一月一日現在で扶養

事業所得税

事業所得に對する分類所得税は、甲種(物品販

賃業、金銭貸付業、製造業等の一般の営業所得に對するものと、乙種(農業、水産業、畜産業等のいはゆる原始産業、醫師、辯護士等の自由業に對するもの)との二種に分れ、税率を異にしてゐる。

甲種 (營業所得)

基礎控除 基礎控除として五百圓を控除する。事業所得と乙種の勤勞所得とを有する場合には乙種の勤勞所得から七百二十圓の基礎控除を行ひ事業所得からは基礎控除をしない。但し乙種の勤勞所得が、七百二十圓に達しない場合には、乙種勤勞所得から控除した後(500圓-乙種勤勞所得/2)を事業所得から控除する。

納税者が前年中に甲種の、勤勞所得について七百二十圓の基礎控除を受けてゐる場合には、事業所得については基礎控除をしない。甲種勤勞所得の基礎控除が七百二十圓に達してゐない場合には控除した額の5/7を五百圓から差引いた差額を事業所得から控除する。(前項と同様の計算)

同じく甲種勤勞所得の基礎控除が七百二十圓に達しない場合に、乙種勤勞所得と事業所得の二つを有してゐるとすれば、先づ控除不足額を乙種勤勞所得から控除し、なほ控除不足となつた場合にはその不足額を乙種勤勞所得から控除し、なほ控除不足となつた場合にはその不足額の5/7を事業所得から控除する。甲種事業所得と乙種事業所得とを併せ有してゐる場合には、基礎控除は

先づ甲種についてなし、不足ある時に乙種から控除する。

同居の戸主家族中二人以上が事業所得を有する場合に、事業所得から控除する金額は總計で五百圓を超えることを得ない。(わかり易くいへば、一家につき五百圓しか控除しない。)戸主と別居してゐる家族の場合でも、同居家族中の二人以上が事業所得を有してゐる場合も同様である。

この二人以上の者が事業所得を有する場合、誰の所得からいくら控除するかは、所得者の申請によつて定める。(但しその申請額の合計が控除すべき額と相違してゐるとき、或ひは申請額が不明のとき又は全然申請がない場合には、税務署長が各々の控除額を決定する。この申請書は所得の申告と同時に提出しなくてはならぬが、各人から出す必要はなく一人が出せばそれでよい。)

同居の戸主家族中の二人以上が事業所得を有してゐる場合には、その合算額が千圓以下の場合にのみ百分の六の税率となる。戸主と別居してゐる二人以上の家族の場合も同様である。(相續のあつた場合は甲種の場合と同様に取扱ふ)

扶養家族の控除 以上の税額から扶養家族一人につき十二圓を控除する。扶養家族の控除につきは、乙種勤勞所得(A)に於て述べたところと全く同様である。

乙種

基礎控除、税率 基礎控除は甲種と同様五百圓でその方法も同一であるが、税率は甲種より低く百分ノ七・五である。基礎控除をしない前の所得額が千圓以下の場合には、甲種の場合と同様百分ノ六の税率で課税される。

配當利子所得税

これは株の配當や預金(貸金)の利子、公社債の利子等にかゝる税で、甲種(内地で支拂はれるもの)と乙種(外國で支拂ひを受けるもの)と營業でない貸金の利子)に分れる。

甲種 (源泉課税)

税率 税率は百分の十であるが、國債の利子は百分の四、國債以外の公債の利子は百分の九である。  
特例(一) 預金の利子、剰餘金分配に對する税率が百分の五となる場合  
1 左の預金の利子で元本三千圓を超えるもの  
銀行貯蓄預金、産業組合貯金  
2 左の法人から受ける剰餘金の分配  
産業組合、工業組合、商業組合、貿易組合

漁業協同組合、蠶絲共同施設組合、工業組合聯合會

左の法人に對する預金の利子で元本三千圓を超えるもの

工業組合、同聯合會、商業組合、同聯合會、貿易組合、同聯合會、漁業協同組合、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫

特例(二) 内地に住所または一年以上の居所を有つてゐない個人、或ひは内地に本店、若しくは主たる事務所を有しない法人の甲種配當利子所得に對する税率は、左の通りである。

Table with 2 columns: Category and Rate. Categories include 國債の利子, 國債以外の公債の利子, 特例(一)の預金利子及び剰餘金の分配, 他, 内地に住所、居所を有しない個人が、内地に本店または主たる事務所を有する法人から受ける利益または剰餘金の處分たる賞與に對しては百分の十五の税率で賦課する。

乙種 (賦課徴収)

免稅點 乙種の配當利子所得が百圓に達しない時には課税しない。これは、いはゆる免稅點であつて基礎控除ではないから、例へば、百十圓になれば百十圓全額に對して課税されるのである。同居の戸主家族中二人以上が乙種配當利子所得を有してゐる場合には、その合算額が百圓に達しない場合に、はじめて免稅されるのである。戸主

と別居してゐる二人以上の同居家族についても同様である。

不動産所得税

税率と免稅點 不動産所得の金額に百分の十の税率をかけたものが税額である。所得が二百五十圓に満たぬ場合には課税されない。同居の戸主家族中二人以上に不動産所得がある場合には、これを合算して、二百五十圓に達しない場合にのみ課税されないであつて、一人々々についていふのではない。戸主と別居して同居する二人以上の家族の場合も同様である。

扶養家族の控除と生命保険料の控除 右の税額中から、扶養家族があれば一人十二圓を控除し、生命保険料を拂込んでをれば相當額を控除する。

山林所得税

基礎控除と税率 基礎控除として五百圓を控除する。同居家族の山林所得は合算した上で五百圓を控除する。その場合の取扱ひは事業所得の場合と同一である。

この控除した金額が千六百圓以下であれば、税率は百分の五、千六百圓を超える場合には、千六百圓に百分の五を乗じたものと、千六百圓を超える部分に百分の七・六を乗じたものを合算した金額が税額である。

扶養家族の控除、生命保険料の控除 乙種勤勞所得の場合と全く同様である。(乙種勤勞所得の項A B参照)

退職所得税

甲種 (源泉課税) 内地で支拂を受ける一時恩給と退職給與、及びこれらの性質をもつ給與が退職所得であつて、支拂を受くべき金額から一萬圓を控除した金額に課税される。二箇所以上からこれ等の給與を受ける場合には、支拂者の異なる毎に一萬圓を控除する。税率 右の控除をした金額を、支拂者の異なる毎に左の各級に分け、遞次に各税率を適用する。

Table with 2 columns: Amount and Rate. Amounts: 二萬圓以下の金額, 二萬圓を超える金額, 十萬圓を超える金額, 五十萬圓を超える金額. Rates: 百分の六, 百分の十二, 百分の二十五, 百分の四十

超過累進税率 例へば、いはゆる超過累進税率であつて、百分の二十五の税率をかけるのではなく、先づ二萬圓に對して百分の六の税率を掛け次に二萬圓から十萬圓までの八萬圓に百分の十二の税率をかけ、最後に十萬圓を超える金額、即ち五萬圓に對して百分の二十五をかけ、この三つを合算する。

乙種 (賦課徴収)

乙種は外國で支拂を受ける一時恩給、退職給與及びこれ等の性質を有する給與であつて、支拂の性質上源泉課税とならず、賦課徴収の形をとるが控除、税率等税額算出の方法は甲種と全く同一である。

綜合所得税

□免稅點と税率 總所得が(同居家族の分を合して)五千圓以下の場合には綜合所得税は課せられない。

五千圓を超え一萬圓以下の場合には、勤勞所得があれば勤勞所得の額の十分の一を控除する。この控除の結果、五千圓以下となつた場合にも綜合所得税は課せられない。同居の戸主家族(戸主と別居する同居家族の場合も同じ)の所得は合算してその總額が一萬圓以下の場合にのみ、勤勞所得についての十分の一の控除があるのである。

以上の總所得金額(一萬圓以下の場合)については以上の控除をした金額(左の超過累進税率(退職所得の項目参照)を適用して綜合所得税の税額を定める。

五千圓を超える金額	百分の十
八千圓を //	百分の十五
一萬二千圓を //	百分の二十
二萬圓を //	百分の二十五
三萬圓を //	百分の三十

五萬圓を //	百分の三十五
八萬圓を //	百分の四十
十二萬圓を //	百分の四十五
二十萬圓を //	百分の五十
卅萬圓を //	百分の五十五
五十萬圓を //	百分の六十
八十萬圓を //	百分の六十五

□納期 賦課徴収される所得税(源泉課税以外のもの)の納期は、左の通りである。

- 第一期 その年の七月一日から卅一日限り
- 第二期 その年の九月一日から卅日限り
- 第三期 その年の十一月一日から卅日限り
- 第四期 翌年二月一日から末日限り

法人税

法人税は、從來の第一種所得税と、法人資本税を統合したものである。法人税の納税義務者には内地法人と外國法人がある。

内地法人

税法施行地に本店または主たる事務所を有する法人。

内地法人はその所得と資本の全部について課税される。(所得が内地で生じたものであると、海外で生じたものであるとを問はない。また内外地に互つて事業を営む場合、資本を内外地に區分することなく全部の資本について課税される。)

一、各事業年度の所得は留保した金額が、その事業年度に於ける所得の十分の三に相當する金額を超過するときはその超過金額

二、各事業年度の所得中留保した金額から、その事業年度に於ける所得の十分の一に相當する金額を控除した残額、及びその事業年度末に於ける積立金額の合計がその事業年度末に於ける株式金額または出資金額の二分の一に相當する金額を超過するときはその超過金額

但しその事業年度末に於ける積立金額が、拂込株式金額または出資金額の二分の一を超過する場合に於ては、その超過額はこれを控除する。この場合の各事業年度の所得及び所得中留保した金額は、その事業年度の所得及び資本に課せらるべき法人税額及び當該事業年度の所得金額より控除せらるべき臨時利得税を、その事業年度の所得及びその所得中留保した金額の双方から控除した残額によるのである。

各事業年度の資本

□税率 各事業年度の資本に對する法人税は、資本金額の千分の一・五である。

税額が年十圓に達しないときには、これを甲十圓とする。所得金額がない場合には、その事業年度の資本に對する法人税は免稅する。

各事業年度の資本に對する法人税額が、その事業年度の所得金額から所得に對する法人税額を控除した残額を超過する場合にはその超過分は免除する。

清算所得

□税率 清算所得に對する法人税は、清算所得金額の百分の十八である。

配當利子所得について納付した分類所得税を、税額中から控除する。

外國法人

税法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人

外國法人に對しては、税法施行地に於ける資産と營業の所得、及びこれに關する資本についての法人税を賦課する。

□各事業年度の所得 外國法人の各事業年度の所得金額の百分の二八である。

□各事業年度の資本 外國法人の各事業年度の資本金額は、税法施行地(内地)に於ける資産または營業について、内地法人の場合に準じ、總資産價額に對する税法施行地に於ける資産價額の割合を、總資本金額に乘じて計算する。資産價額の割合によるのが不適當な場合には、収入金の割合、所得の割合その他適當な方法によつて計算する。税率は内地法人の場合と同様、右の資本金額の千分の一・五である。

特別法人税

今回の税制改正で産業組合、商業組合、工業組合等の特別法人にも課税されることになった。こ

外で生じたものであるとを問はない。また内外地に互つて事業を営む場合、資本を内外地に區分することなく全部の資本について課税される。)

□税率と税額の計算 内地法人の各事業年度の所得に對する法人税は、所得金額の百分の十八である。

法人が、各事業年度に於いて納付した配當利子所得に對する分類所得税額は、申請があれば、當該事業年度の所得に對する法人税額中から控除するとなつてゐる。(従つて、控除すべき配當利子所得に對する分類所得税は、法人の所得計算上損金に算入しない。)

この控除すべき配當利子所得に對する分類所得税額のうち、公債社債の利子または法人から受ける利益、利息の配當、または剰餘金の分配に對するものはその元本を所有した期間の利子または利益の配當に對するものに限るのである。

□同族會社に對する加算税 同族會社が各事業年度に於いて留保した金額が、左に掲げる場合に該當したときには、その事業年度の所得を年額に換算した金額中、五萬圓以下の金額に百分の二十、五萬圓を超える金額に百分の三十、十萬圓を超える金額に百分の四十、五十萬圓を超える金額に百分の五十、百萬圓を超える金額に百分の六十五を乘じた合計金額の所得年額に對する割合を求め、これを税率として左の場合の金額(二つの場合に該當するときは多い方の一方)に適用して算出した税額を、各事業年度の所得に對する法人税に加算出来る。

れは一般の法人や個人が重い税を負担してゐる折納、剰餘金を配當してゐるこれ等の法人に對しても、應分の負擔をなさしめるのが適當である趣旨からである。

特別法人税は、これ等の特別法人の剰餘金について賦課される。

□税率 特別法人税は剰餘金に百分の六の税率を乘じて算出する。これは一般の法人の約三分の一程度の税率である。

□課税最低限 (國債利子の控除をする前の)剰餘金の額が、拂込出資金額に對して年百分の三の割合で算出した金額を超えない時は、特別法人税を課さない。

營業税

今回新設された營業税は、所得税の補完税として國稅中重きをなしてゐた從來の營業收益税と地方營業税とを一括したものである。營業税は法人に對するものと個人に對するものと二つに分れる。

法人に對する營業税

各事業年度の純益

□税額の計算 各事業年度の純益に百分の一・五の税率を乘じたものが税額である。

□地租の控除 法人が各事業年度に於て納付した地租額は、營業税を課すべき營業の用に供する土地について納付したものに限つて、營業税額か



らこれを控除する。但し貸付けた土地に對する地租額の控除は、その土地について生じた純益の總額に、百分の一・五を乗じた金額を超過することを得ない。

清算 純益

法人の清算期間中に生じ、または合併によつて生じた純益であつて、營業税法その他の法律によつて營業税を課せられないものの金額は清算純益金額から控除する。

税額の計算—清算純益に百分の一・五の稅率を乗じたものが、法人の清算純益に對する稅額である。

地租の控除の取扱ひも各事業年度の純益の場合と同様である。

個人に對する營業税

税率と稅額—純益が、四百圓に達しない場合には營業税を課さない。四百圓以上の場合には、右の純益金額に百分の一・五の稅率を乗じたものが、個人の營業に對する營業稅額である。

地租の控除—營業用の土地で、家事に關聯しないものについて納付した地租額は、營業稅額から控除する。(その額は前年中に納付した金額によつて計算する。)

この場合に營業税を課すべき營業と、非課稅營業に共通して使用する土地がある場合には、その地租總額を收入金額の比率または資産價額の比率その他適當な方法で按分して相當額を控除する。この控除すべき地租は、純益計算上損金または

必要経費に算入しない。地租の控除を受けるには、法定の申告と同時に申請が必要である。

申告—納稅義務ある法人は、各事業年度の純益を毎事業年度決算確定の日、また合併の日から十四日以内、或ひは清算着手の日から二十日以内に申告しなくてはならない。

納稅義務ある個人は、毎年三月十五日までに營業の種類、營業場所所在地、純益金額、及び純益算出の基礎を詳記し、所轄稅務署に申告しなくてはならない。

外貨債特別税

外貨債特別税改正の要點は(一)課稅限度たる利率を引下げたこと(二)在外證券についても課稅することにした二點である。

改正法では、利率年四分(舊法では五分)を越ゆる外貨國債の利子、及び利率年四分五厘(舊法では五分五厘)を越ゆる外貨國債以外の外貨債の利子については、各その超過金額に對して十分の七の稅率で外貨債特別税が課せられるのである。外貨債の證券が本邦(關東州、南洋群島を含む)にない場合には、舊法では課稅されなかつたが、改正法によつてこれにも課稅されることになつた。

非課稅外貨債利子—従つて改正の結果、外貨債特別税を課せられぬ外貨債の利子は左の通りとなつた。  
一、所得税を課せられぬ者、即ち公共團體、公益

配當利子特別税

配當利子特別税は

- 一、配當率年一割を越ゆる利益の配當
- 二、利率年四分五厘を越ゆる國債の利子
- 三、利率年四分五厘を越ゆる國債以外の公債又は社債の利子

の各超過部分に對して、百分の十五の稅率で賦課される。  
利益の配當に課せられるものであるから、剩餘金の分配、利息の配當及び所得稅法で、利益の配當と看做してある株式の銷却、または退社の場合に生ずる、いはゆる超過拂戻金、または清算分配金などには配當利子特別税は課せられない。

非課稅配當利子—(一)所得税を課稅された者、即ち公共團體、公益法人、産業組合等の受ける配當利子(二)外貨債特別税を課せられる外貨債の利子(三)配當率年一割以下の配當(四)年四分以下の國債の利子、または四分五厘以下の

國債以外の公社債の利子には配當利子特別税は課稅されない。

臨時利得税

法人

法人の利得—臨時利得税は法人の利得に對して課稅されるのであるが法人の利得は「法人の現事業年度の利益が、現事業年度の資本金額に對し年百分の十の割合を乘じて算出した金額を超過する場合、その超過額を法人の利得とする」ことになつた。

税率—法人の臨時利得税は、法人の利得を左の部分に區分し、各部分について左の稅率を適用して賦課した。

- 一、利益率年一割を越え基準利益率以下の金額 (利) 金額中現事業年度の資本金額に年百分の十の割合を乘じて算出したる金額を越え、現事業年度の資本金額に既往年度の平均利益率を乘じて算出したる金額以下の金額よりなる部分の利得) 利得金額の百分の二十五
- 二、基準利益率を越え利益率年三割以下の金額 // 百分の四十五
- 三、利益率年三割を越える金額 // 百分の六十五

基準利益率とは昭和九、十、十一の三年に終了した各事業年度の平均利益を、これ等事業年度の平均資本額を以て除した割合(平均利益率)のことである。

翌年一月一日より三十一日限り(//)

第四期

翌年三月一日より三十一日限り(//)

臨時租稅措置法

一般的増稅と生産力擴充等の經濟政策との調和を圖るため本法を改正した。その要點は左の通りである。

- 一、從來法人が所得の四割以上を留保して生産設備の擴張、國債の保有等に運用した場合に、その運用金額の百分の二・四五に相當する所得税を輕減してゐたが、今度は、所得の三割以上を留保した場合、その運用金額の百分の三・六に相當する法人税を輕減することになつた。
- 二、海外企業から生じる所得については、法人に在つては法人税の稅率を百分の四だけ輕減し、個人に在つては分類所得稅の稅率の百分の二だけ輕減して課稅する。
- 三、重要輸物を目的とする營業より生ずる所得に對しては、分類所得稅、法人所得稅の稅率をそれぞれ百分の二だけ輕減することとした。重要輸物の採掘又は採取をなす者に對しては新たに一定年間、所得稅、法人税及び營業税を免除する。
- 四、産業の發達に支障なからしむるため、同族會社中事業の經營を主たる目的とするものについては、法人税に於ける稅額加算の條件を著しく緩和することとした。
- 五、生命保險會社が從來から引續いて所有してゐる

個人

その割合が年百分の十未満のとき、または基準利益率のない場合(昭和十一年以後に事業を開始した場合)にはその割合を百分の十とし、割合が年百分の二十を越える時は年百分の二十とする。  
資本金十萬圓以下の法人については、前記の稅率を百分の十づつ輕減し、百分の十五、三十五、五十五とする。

個人に對しては、臨時利得税は所得稅法第十條に掲げる營業による。

個人の利得(これを營業利得と略稱する)に課せられる。  
個人の利益が一萬圓未満の場合には臨時利得税は課さない。

税率

- 營業利得 利得金額の百分の三十
- 讓渡利得 // 百分の二十五
- (船舶、又は鐵業砂鐵業に關する權利又は設備の讓渡の際賦課するもの)

徵收

- 第一期 其の年の八月十一日より三十一日限り
- 第二期 (從來は七月一日より三十一日限り) 其の年の十月一日より三十一日限り
- 第三期 (從來と同様)

る株式の配當について、源泉課税の税率百分の十を百分の六に軽減するとした。

地租

□税率の改正 地租の税率は従来の百分の三・八を百分の二に改められた。

地租全額としては賃貸價格の百分の八程度を地方税として徴收しこれを折半して半額づつを道府縣と市町村の財源に充てるのであるが、道府縣の財源に充てるもの中、更に半額（即ち百分の二）を國が徴收し、然る後道府縣に還付するのである。道府縣では百分の二を、市町村では百分の四に相當する分を地租附加税として徴收する。

□納期の改正 國で徴收する金額が減少したので納期数を減少し、納期を田と田以外に分つて、左の通りに定めた。

一、田租

第一期

翌年一月一日から卅一日限り

第二期

翌年三月一日から卅一日限り

二、その他

第一期

その年の八月一日から卅一日限り

第二期

翌年一月一日から卅一日限り

北海道はその年の十一月と翌年三月の二回、鹿児島の大島郡と沖縄縣は翌年五月の一回、大島

相続税

◎家督相続税率

課税價格	相続人が被相続人の直系尊属たるとき	相続人が被相続人の指定したる者、民法第九百八十二條に依り選定せられたる者又は被相続人の家族たる直系尊属又は入たる時	相続人が民法第九百八十五條に依り選定せられたる時
一萬圓以下の金額	千分の十	千分の十五	千分の二十
一萬圓を超える金額	千分の十五	千分の二十	千分の二十五
二萬圓を超える金額	千分の二十	千分の二十五	千分の三十
三萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の三十	千分の三十五
四萬圓を超える金額	千分の三十	千分の三十五	千分の四十
五萬圓を超える金額	千分の三十五	千分の四十	千分の四十五
七萬圓を超える金額	千分の四十	千分の四十五	千分の五十
十萬圓を超える金額	千分の五十	千分の五十	千分の五十
十五萬圓を超える金額	千分の六十	千分の六十	千分の六十
二十萬圓を超える金額	千分の七十	千分の七十	千分の七十
三十萬圓を超える金額	千分の八十	千分の八十	千分の八十
四十萬圓を超える金額	千分の九十	千分の九十	千分の九十
五十萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百
七十萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百
百萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百
二百萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百
三百萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百
五百萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百

◎遺産相続税率

課税價格	相続人が直系尊属たるとき	相続人が配偶者又は直系尊属たるとき	相続人が其他の者たるとき
五千圓以下の金額	千分の二十	千分の三十	千分の四十

郡の中十島村は五月から六月までの二ヶ月間に各地とも全地目を同一納期となつた。

□小額地租不徴收範圍の擴大—同一市町村内に於ける賃貸價格の合計が五圓（從來は一圓）未満のときは地租を徴收しない。

□小農耕地免租—從來自作農地保護の見地から賃貸價格二百圓未満の自作田畑について免租されてゐたのを、賃貸價格が二百圓未満の田畑であれば、自作小作を問はず、すべて免租することになつた。

免租を受けるには、毎年三月中に申請しなくてはならない。

鑛區稅

税率

- 一、試掘鑛區 面積千坪毎に 三十錢
- 二、探掘鑛區 面積千坪毎に 六十錢
- 三、砂鑛區 面積千坪毎に 三十錢

河床 延長一町毎に 三十錢  
河床に非ざるもの 面積千坪毎に 三十錢

千坪未満又は一町未満の端數はこれを千坪又は一町として計算する。

建築稅

□税率—左記の建築價額が一萬圓に達せぬときは建築稅は課税されぬが、一萬圓以上の場合には建築價額から五千圓を控除した金額の百分の十に相當する金額を建築稅として賦課される。

便覧—租税率摘要

□非課税家屋—左の家屋の建築には建築稅を課せぬ。

- 1 建築價額一萬圓未満の家屋
- 2 公用又は公共の用に供するため、道府縣市町村その他命令を以て指定する公共團體（一、府縣組合、市町村組合、町村組合、及市町村内の

尙臨時租稅増徴法に依る増徴あるを以て同法の項參照あり度し。

課税價格	相続人が被相続人の直系尊属たるとき	相続人が被相続人の指定したる者、民法第九百八十二條に依り選定せられたる者又は被相続人の家族たる直系尊属又は入たる時	相続人が民法第九百八十五條に依り選定せられたる時
五千圓を超える金額	千分の三十	千分の四十	千分の六十
一萬圓を超える金額	千分の四十	千分の五十	千分の八十
二萬圓を超える金額	千分の五十	千分の七十	千分の百
三萬圓を超える金額	千分の六十	千分の九十	千分の百二十
四萬圓を超える金額	千分の八十	千分の百	千分の百四十
五萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
七萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
十萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
十五萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
二十萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
三十萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
四十萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
五十萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
七十萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
百萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
二百萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
三百萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十
五百萬圓を超える金額	千分の百	千分の百	千分の百六十

- 3 長屋、共同住宅、寄宿舎
  - 4 一時の使用に供する家屋
- 免稅家屋—左に掲げる家屋の建築については



織物消費税

消費の抑制に資する意味で、織物消費税についても税率の引上と課税範囲の擴張が行はれた。

税率—従来百分の九であつた税率を、織物の價格の百分の十に引上げた。

課税範囲の擴張—課税範囲を擴張の結果、今後非課税の扱ひを受ける織物は、次のものに限られることになつた。

する目的を以て製造場又は保税地域より引取る場合に於ては引取先を以て製造場と看做し引取人を以て製造者と看做し揮發油税を課せず。

狩獵免許税

一等 綜合所得税を納むる者及びその家族 金七十圓

骨牌税

麻 雀 一組毎 金五圓

取引所税

取引所特別税 株式組織の取引所に對して、從來は賣買手数料収入金額を標準として取引所營業税を課し、營業收益税は課してゐなかつたが、株式組織の取引所に對しても法人税、營業税が課せられることになつたので、從來の取引所營業税を取引所特別税と改稱し、特權的性質を有する部分に課税することになつた。

の税率を整理統合して、左の税率を定めた

Table with columns: 長期, 短期, 新税率, 取引法, 臨時増徴法, 支那事變特別税法

入場税

第一種 一、演劇、活動寫眞、演藝又は觀物(相撲、野球、拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む)を催す場所

第二種 一、舞踏場(雀籠、賭博場) 二、ゴルフ場、スケート場

特別入場税は運動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入場する者より料金を徴する場合に於て其の入場者に課す

郵便電信電話略則

【内國郵便】

◎通常郵便料

第一種 一、書状 二十グラム又は其端數毎に...

第二種 郵便葉書

通常郵便物容積長さ四十七センチメートル幅廿七センチメートル厚さ十五センチメートル、重量は第三種乃至第五種郵便物二百グラム、但し第四種の内商品見本及簿形三百六十グラム盲人用點字の書籍印刷物及業務用書籍三キログラム、小包郵便物容積長さ、幅、厚さ各六センチメートル、又は長さ一メートル、幅廿センチメートル、厚さ廿センチメートル重量六キログラム

◎小包郵便料

内地同一郵便區市内は普通六錢、書前十二錢 △内地相互間 普通 一 二 三 四 五 六...

◎容積及重量制限 普通 留 留 留 留 留 留...

便覧—郵便・電信・電話

◎通常郵便物書料 一箇に付十錢 ◎價格表記料 書料相當額(小包郵便物に付ては書料小包郵便料相當額と普通小包郵便料相當額との差額)に左の金額を加へたるもの

一 運賃價格表記 表記金額十圓迄毎 十錢 二 物品價格表記 表記金額二十圓迄毎 五錢

は前記の半額

一箇に付 五 銭

◎代金引換料  
但し引換金額千圓以下とす

◎集金郵便料

一、貯蓄(現金受領證) 取立金額一口三圓以上五十圓以下 六 銭

二、證券(無記名の公債證券若しくは債券又は其の引換證として使用せらるる受取證若しくは引換證の類) 一口三圓以上千圓以下 十五 銭

◎速達料

一、郵便区内に宛てたるもの 八 銭

二、郵便区内に宛てたるもの及配達郵便局を指定したるもの 三十 銭

イ、配達受持郵便局より陸路八キロメートル迄 三十 銭

ロ、八キロメートルを超える四キロメートル又はその端數毎に 二十五 銭

尚上記料金を左の料金を加へ航空郵便線路に依る速達とすることを得

一、第三種乃至第五種郵便物 六十グラム又は其の端數毎に 十 銭

二、小包郵便 一キログラム毎に 九十二 銭

以上五百グラム又は其の端數毎に 五十 銭

◎航空郵便料(航空郵便の項にあり)

内地と朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島相互間に發着するものにして書留又は價格表記とするものは別配達と爲すことを得

◎特別取扱料

△滿洲國宛郵便物の特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

便覧—郵便・電信・電話

陸路八キロメートル迄

以上四キロメートル又は其の端數毎に二十五 銭

郵便料は別に實費を受取人より徴集す

受取人納付せざる時は差出人より徴集す

◎損害賠償

一、書留郵便物を失したるとき 十 圓

二、書留小包郵便物を毀損したるとき 十 圓

但し實損額の十圓以下のときは其の實損額

三、價格表記郵便物の全部に失のとき(表記金額の全部)

一部に失又は毀損のとき(其の表記金額と残存價格との差額)

四、集金郵便の證券を失し又は其の効力を失はしめたるとき 取立金額

五、集金郵便の證券又は代金引換郵便物の取立金の取立を爲さずして之を交付したるとき 取立金額又は引換金額

◎通常郵便料

△中華人民國及滿洲國以外の諸國

一、書狀 二十 銭

以上を超過する二十グラム毎又は其の端數毎に 十二 銭

二、郵便葉書 二十 銭

往復葉書 四 銭

三、印刷物 印刷用(五十グラム毎又は盲人用) 四 銭

印刷物(五十グラム毎又は盲人用) 二 銭

四、業務用書類 以上五十グラム迄 二十 銭

又は其の端數毎に 四 銭

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

二、配達證明料 四 銭

三、航空料(航空郵便の項にあり) 八 銭

四、別配達料 三十 銭

五、留置通知料 三 銭

六、引受時刻證明料 五 銭

七、内容証明料 十 銭

八、代金引換料 五 銭

九、價格表記料 二十五 銭

△滿洲國以外の外國郵便特殊取扱料一箇毎に左の如し

一、書留料 十 銭

第三種郵便物認可

の発行人又は賣出し人より差出すもの

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可

の発行人又は賣出し人より差出すもの

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五 圓

第三種郵便物認可の定額刊行物 五



Table of rates for various communication services, including telegrams and telegrams with specific destinations like Korea and Manchuria.

る返信の電報料を前納する事を得  
電信託送料 一通に付

Table of telegrams and telegram rates, including special rates for telegrams and telegrams with specific destinations.

至急料 新聞電報料の二倍  
内地小笠原島間  
内地小笠原島間  
内地小笠原島間

内地小笠原島間  
内地小笠原島間  
内地小笠原島間

電報  
普通料  
一語以内を  
十語以内を  
増す毎に

朝鮮と關東州又は滿洲國との間  
一語に付  
三錢(歐文四錢)

無線電報料  
無線電報料  
無線電報料

無線電報料  
無線電報料  
無線電報料

無線電報料  
無線電報料  
無線電報料

官報及私報  
官報及私報  
官報及私報

官報及私報  
官報及私報  
官報及私報

官報及私報  
官報及私報  
官報及私報

新聞  
新聞  
新聞

新聞  
新聞  
新聞

新聞  
新聞  
新聞

郵便・郵便・電話

五五三

但し日、滿支官報に限り一語に付和文二十五錢、歐文三十錢

○無線電報 帝國又は中華民國に屬する艦船又は航空機より發し又は著する電報にして帝國政府及び中華民國の移動局、陸上局又は電信系により取扱はれるもの

イ、特に定むるもの、外 官報及び私報(和文) 一語に付 七五錢 歐文) 一語に付 七五錢 新聞電報(和文) 一語に付 三錢 歐文) 一語に付 三錢

官報及び私報(和文) 一語に付 八六錢 歐文) 一語に付 八六錢 新聞電報料(和文) 一語に付 三錢 歐文) 一語に付 三錢

【外國電報】

外國電報に使用すべき文字はローマ字、數字はアラビア數字又ローマ數字。料金は特に定むる場合を除くの外金フランによる

帝國政府陸上局の媒介に依る外國無線電信にして專ら帝國電信系により傳送するもの、一般の電氣通信線路上の傳送に對する料金は一語に付六錢とす

【內國電話】

電話使用料

度數料(基本料年額) 〔單調加入〕 市內通話一度毎に 一級地 二級地 三級地 四級地 四五圓 四〇圓 三五圓 三〇圓

二、電話機設置場所が他の電話官署の加入區域内にあるもの

◎外地電話料

一、普通通話料

イ、内地朝鮮間(一通話毎に) 一、普通通話料 對馬朝鮮間 五十錢 對馬朝鮮間 五十錢

四、通話取消料 一回毎に(定時通話) 五十錢 一、對等地名 普通通話料(最初三分迄)

【郵便爲替】

○郵便爲替證書金額制限 通常爲替 金三百圓以内 電信爲替 金五百圓以内

【振替貯金受拂料】

一、拂込料金 一口付 一圓迄 二錢 五百圓迄 十錢 一圓迄 四錢 五百圓迄 十五錢

便覽—郵便・電信・電話

料尾首 内地 樺太 樺太 樺太 樺太 樺太 樺太 樺太 樺太 樺太

一、普通通話料 一、普通通話料 一、普通通話料 一、普通通話料 一、普通通話料

二、振替抽出料 一口に付 一圓迄 四錢 三、現金拂渡料 一口に付 一圓迄 五錢



十圓迄	十錢	五百圓迄	四十錢
五十圓迄	十五錢	六百圓迄	四十五錢
百圓迄	二十錢	八百圓迄	五十錢
二百圓迄	二十五錢	千圓迄	五十五錢
三百圓迄	三十錢		

### 郵便制度の改正

事變勃發以來の郵便の増加は誠に驚くべきものがあり、國民各位の郵便利用について、ある程度の制限統制を加へ、この難局を克服し、時局下郵便事業の使命完遂を期することになった。これがため郵便制度の一部に次のやうな改正を加へ、昭和十五年十一月十六日から實施されることになった。

#### 改正された點

- 一、小包郵便
  - イ、配給統制の趣旨に反するやうな物の郵送を禁止し得る建前を執つたこと。
  - ロ、小包郵便物の表面には内容品を表記すべき建前を執つたこと。
  - ハ、市内小包といふ特別の料金制度を廢止したこと。
  - ニ、重量四キログラム以上のもの、及び各邊の長さ五十七センチを越ゆるものの取扱を廢止したこと。
- 二、これは軍事小包郵便や滿洲と支那に宛てた外國小包郵便についても同様である。なほ長物に

ついては幅、厚さ各二十センチ以内のものはメートルまで認められる。

- 二、市内郵便
  - 市内小包の廢止と同様、通常郵便についてもまた市内郵便といふ特別料金の取扱が廢止された。
  - 何れも一時取扱を中止された。これは滿洲や支那に宛てるものも同様であつて、今後は一般の送金方法によつて取引しなければならぬ。
- 三、集金郵便・振替集金・代金引換郵便
  - 何れも一時取扱を中止された。これは滿洲や支那に宛てるものも同様であつて、今後は一般の送金方法によつて取引しなければならぬ。
- 四、内容證明郵便
  - 一、二等郵便局と、集配三等郵便局に限つて引受けることとし、無集配三等郵便局や郵便取扱所では引受をしないことになった。
  - 五、外國郵便締切豫告
    - 一時その取扱を停止したので、今後は官報や新聞に掲載してあるのを見落さぬやう、注意が肝要である。
- 六、滿洲國宛課金別納
  - これも一時取扱中止となつたので名宛國で課せられる關稅等を差出人が負擔することが出来なくなつたわけである。
- 七、速達・航空郵便・別配達
  - イ、小包郵便物の速達扱または別配達扱を廢止したこと。
  - ロ、夜間配達時間を郵便區市内地は九時迄に制限したこと。
  - ハ、右の時間後に配達局に到着したものは陸海軍召集令狀、點呼令狀、又は警察關係のものであつて「時間外配達」の指定あるものに限つて配達し、その他のものは夏分は朝六時、冬分は朝

### 臨時郵便取締令

昭和十六年十月三日勅令を以て臨時郵便取締令一が公布された。  
これと同時に逓信省令も告示された。  
その中の主たるものを左に摘記した。  
左の各號に掲ぐる通信方法又は物を使用したる郵便物は之を外國に宛て差出すことを得ず  
一、暗號、隱語、二、秘密インキ、三、前各號以外の秘密の通信方法、四、盲人用點字、五、私製葉書、六、二重封筒  
郵便物の差出人は其の居所及氏名を郵便物の外部に詳細且明瞭に記載すべし  
右は昭和十六年十月二十日より施行された

七時から配達を開始する。尤も期間や地域を限つて夜間配達時刻が更に繰上げられる場合もある。

- ハ、速達配達の際受取人から返信を引受くることを廢止したこと
- ニ、配達郵便局を指定することを廢止したこと
- 三、速達や別配達と雖も總て一般郵便の配達受持局以外の局からは配達しないことになった。
- ホ、窓口引受に限定したこと
- （速達や航空郵便はすべて窓口引受に改められたので、今後はポストへの差入れは出来なくなつた）
- ヘ、受取人から配達局に對して請求する書寫又は價格表記郵便物の速達又は別配達扱を廢止したこと。

## 文部省 國民禮法

一般國民の日常心得べき禮法の規準たらしむべく文部省では、國民生活の實際に即することを旨として、材料は概ね日常生活の事項に採り、左の如き國民禮法を制定、國民一體の秩序と親和とを具現すべく、且つ國民の品位の向上に資することとなつた。

### 第一章 姿勢

- 一、立つた姿勢は、兩足を揃へ、足先を程よく開き、上體を正しく保ち、兩腕は自然に垂れ、頭を眞直にし、口を閉ぢ、前方を正視する。
- 二、腰を掛けた姿勢は、なるべく深く腰を掛け、兩足を揃へ、足先を程よく開き、上體を正しく保ち、兩手は股の上に置き、頭を眞直にし、口を閉ぢ、前方を正視する。兩手は軽く組んでもよい。
- 三、坐つた姿勢は、兩足の指を重ね、兩膝の間を男子は十釐乃至十五釐（三寸乃至五寸）とし、女子はなるべくくつけ、上體を眞直にし、正しく腰を据ゑ、兩手は股の上に置き、頭を眞直にし、口を閉ぢ、前方を正視する。兩手は軽く組んでもよい。

### 第二章 最敬禮

一、天皇陛下に對し奉りては最敬禮を行ふ。

### 國民禮法

二、最敬禮は、先づ姿勢を正し、正面に注目し、上體を徐に前に傾けると共に手は自然に下げ、指先が膝頭の邊に達するのを度（約四十五度）としてとどめ、凡そ一息の後、徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、膝を折つたりしないやうにする。

- 三、坐つてゐるときは、先づ姿勢を正し（手は體の兩側に下して置く）正面に注目し、上體を徐に前に傾けると共に、兩手を膝前に進め、指先の間を約五釐（約一寸五分）とし、頭は座面より約五釐（約一寸五分）の所まで下げるのを度としてとどめ、凡そ一息の後、徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、腰を上げたりしないやうにする。
- 四、特に敬禮式の規定あるものは、その規定に従ふ。
- 五、皇族・王（公）族に對し奉る敬禮は、前各項に準ずる。
- 六、外國の元首又は皇族に對する敬禮は、公式の場合に限り、前各項に準ずる。

### 第三章 拜禮

一、神を拜するには、容儀を正し、手を清め、神前に進み、適當な處でとどまる。再拜拍手二を行ふか又は拜を行ふ。前後に揖をする。拜は上體を深く（約四十五度）前に傾けて後、徐に元の姿勢に復する。揖は上體を稍淺く（約十五度）前に傾ける。再拜、拍手二の後に一拜を加へることもある。

手水の際は、柄杓にて清水を汲み手を清める。更に口をすすぐんとする場合は、清水を掌にうけて行ふ。

- 二、玉串を捧げる場合には、その表を上に向け、右手で本を持ち、左手で葉の方を支へ葉先を高目に持つ。神前に進み、少し手前で一揖し、玉串案の前に進む。玉串は葉先を手前に廻し、本を先にして、右手を仰向け、左手を添へて案の上へ供へる。退いて再拜、拍手二を行ふ。又拜を行ふ。退いて一揖する。
- 三、佛を拜するには、佛前に進み、適當な處にとどまり、一禮し、更に進んで合掌、退いて一禮する。
- 四、焼香をするには、佛前に進み、少し手前で一禮、香爐臺の前まで進み、合掌、焼香一回、合掌、退いて一禮する。
- 五、基督教その他の儀式に於ては、適宜その方式を倣ふ。

### 第四章 敬禮・挨拶

一、立禮は、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐に前に傾ける（約三十度）と共に、手は自然に下げ、寸時その姿勢を保ち、後徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、膝を折つたりしないやうにする。

二、坐禮は、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐に前に傾けると共に、兩手を膝前に進め

指尖の間を十釐乃至十五釐(三寸乃至五寸)とし、頭は座面より十釐乃至十五釐(三寸乃至五寸)の所まで下げるのを度としてとどめ、寸時その姿勢を保ち後徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、腰を上げたりしないやうにする。一般に、男子は女子より頭を稍高く目にし指尖の間も廣目にする。

三、墨手は、先づ姿勢を正し、右手を墨手、その指を互に接して伸ばし、食指と中指とを指の庇の右側に當て、掌を稍外方に向け、肘を肩の方向で略々その高さにひとしくし、頭を向けて、先方に注目する。

四、會禮は、立つてゐるときは、先づ姿勢を正し先方に注目し、上體を徐に前に傾ける(約十五度)と共に、手は自然に下げてとどめ、後徐に元の姿勢に復する、頭だけ屈するのはよくない坐つてゐるときは、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐に前に傾けて(約十五度)とどめ、後徐に元の姿勢に復する。手は股の上に置いて、又體の兩側に下してもよい。

五、握手は、右手を出し、先方に注目し、右手を軽く握る。  
【注意】  
一、坐つてゐる人に對しては坐つて敬禮し、立つてゐる人に對しては立つて敬禮する。腰を掛けつゝゐる長上に對しては立つて敬禮する。  
二、手は立禮、坐禮河れの場合にも指尖を揃へて離さないやうにする。  
三、頭は左右に曲らないやうにする。

六、歩くときは、濫りにあたりを見廻したり、物を踏み又は踏んだりしてはならない。  
七、向を變へるには、立つてゐる場合は、先づ向かはずとする方の足を斜に後に引き、これに他の一方の足を一旦揃へて、下座の足から歩き出す。坐つてゐる場合は、先づ跪坐をして、一方の爪尖を開き、他方の足をこれに揃へて向を變へる。又跪坐をして、向かはずとする方の膝を少し浮かして、その方へ靜かに廻る。  
八、膝で進退するには、先づ跪坐をして、膝と爪尖とで靜かに進み又は退く。長上の間近では、少し手前で跪坐をして、膝を進み出て坐り、膝で少し退いてから起つ。  
九、神佛前、長上の前、又は床の間や貴重な物等の前では、少くとも一米位手前で一先づ立止り又は一旦跪坐して後、改めて進み出る。

第七章 受渡し

一、受渡しは、鄭重を旨とし、粗忽のないやうにする。  
二、受渡しには、直接手渡しする場合(授受)と、一旦置いてからする場合(進撤)とがあるが、何れの場合にも、物は自分の方へ向けて持つて出る、先方に渡すときは受易いやうに、向け直して進める。物によつては先方が受け易いやう

四、帽子を脱ぐには右手でし、その内側を右の外股に軽く觸れる位にして敬禮する。  
五、屋外又は集會の場所では立禮、坐禮とも稍高く目にする。  
六、男子は制服、制帽の場合、墨手を行ふのを常例とする。  
七、教練・武道・競技に於てはその定むる禮法に従ふ。  
八、外國人に對しては握手を行ふことがある。握手の際は、外國では相手が長上若くは婦人の場合は、先方が握手を求めるときは、自分の手を出さぬがよいとされてゐる。又この際男子は右手の手袋は脱ぐのを例とする。

第五章 言葉遣ひ

一、長上に對しては相當の敬語を用ひる。  
二、自稱は、通常「私」を用ひる。長上に對しては氏又は名を用ひることがある。男子は同輩に對しては用ひてはならない。男子は同輩に對しては、長上に對しては、身分に應じて相當の敬稱を用ひる。  
三、對稱は、長上に對しては、身分に應じて相當の敬稱を用ひる。  
四、對稱以外の人に就いて語る場合、長上は勿論、その他の者にも、相當の敬稱・敬語を用ひる。長上に對して、その人より地位の低い者に就いて語る場合には、たとひ自分より上位の者であつても、普通には敬稱・敬語は用ひないか又は簡略にする。  
五、自分の近親に就いて他人に語る場合には、敬

第六章 起居

一、起居振舞は、落ちついて、靜かに自然であることが大切である。  
二、坐るには片足の爪尖を僅かに引き、又は出して靜かに膝を折り、片膝をつく、このとき上體が前に傾かないやうにする。  
三、起つには、先づ少しく腰をあげ、次に爪尖を立て、片足を僅かに踏出し、靜かに起つて足を揃へるのとき上體が前に傾かないやうにする。  
四、椅子には普通左側から掛ける、起つときは左側に出る。  
五、歩くには、上體を正しく保ち、殊更に手を振らず、膝を曲げず、又脚を開かないやうにして歩を進む、殊更に足をすつたり、足音を立てたりしないやうにする。

に最初から向けかへて持つて出る。

三、受渡しは、正面よりするのを例とする。卓子の場合は左方若くは右方よりすることもある。  
四、受渡しは、立つてゐる人には立つて、坐つてゐる人には坐つてする。椅子に掛けてゐる場合、長上に對しては立つてするのが禮である。  
五、受渡しは、物により場合によつて、両手又は片手とする。片手とするとき一方の手を添へることもある。  
六、長上に對する受渡しは、居ながらにせず、少しも前に進んでからにする。  
七、辭令書・卒業證書その他長上より物を授けられるときは、凡そ三歩前まで敬禮し、進んで両手で受けて押戴き、三歩退き、一見の後敬禮して退く。  
八、臺又は盆等に載せて渡されたものは、臺又は盆の儘、一旦受ける。  
九、受渡しには、一々禮をするに及ばない。

第八章 包結び

一、贈物の包紙には、奉書・糊入等を用ひる。婚禮その他特に鄭重な場合には、二枚重ねて用ひる。  
二、小さい物は、一枚の紙を二つ折にして包んでも差支へない。

贈物を包むには、先づ左方を折り、次に右方を折る。金子や小さい物を包む場合には、左右を折つた上、更に上下を裏に折返す。  
凶事の場合には、一般に紙を一枚にして、左側に包む。

二、贈物には、水引を掛け、熨斗を添へる。  
魚・卵・海藻・鳥等には熨斗を添へない。  
三、水引は、一般に、慶事又は平常の贈物には赤白(赤右)を用ひ、凶事の贈物には白若しくは黒白(黒右)を用ひる。水引には、この外金銀・金赤・紅白・銀白等があるが、濫りに用ひないがよい。普通の場合には兩輪に結び、婚姻・縁組及び凶事の場合には結び切りにする。  
四、熨斗紙・熨斗袋の類は、長上に對しては用ひない。改まつた場合にも用ひないがよい。  
五、贈物の表書は、包紙の中央上部にその品目を記し、又は「御祝」「御餞別」「御見舞」「玉串料」「御香奠」「御饗前」等の文字を記すのを例とする。又「進上」「贈呈」等と記すことがある。金子の場合には、包紙(又は内部)にその額を記す。  
六、自分の氏名は、包紙の左方下部、若しくは中央下部に書き、又は名札を添へる。  
七、贈物は蓋・小蓋又は盆等に載せて進める。  
八、贈物の袱紗・風呂敷若しくは容器等を返すには、婚禮及凶事の場合の外、移紙を入れるのを例とする。  
九、改まつた場合の贈物には、目録を添へる。目録は、奉書を二つ折にし、折目を下にして、

先づ左方を、次に右方を折つて三つ折とする。之に熨斗を添へ、裏又は小蓋に載せて進める。

第九章 服 制

一、男子の公式禮服及び一般禮服は下表による。

二、男子の洋服は左の例による。

(一) 燕尾服

○帽 シルクハット(喪に服する者は黒羅紗又は黒紗を以つて中帯を巻く) ○上衣 黒羅紗 ○ズボン 黒羅紗 ○チョッキ 白リネン(儀式には黒羅紗) ○シャツ ホワイトシャツ ○カラー 立襟又は折襟 ○ネクタイ 白蝶形 ○手袋 白革 ○靴 黒エナメル ○鞄 黒 ○外套 黒 無地

(二) フロックコート、モーニングコート

○帽 シルクハット、山高を用ひてもよい ○上衣 黒羅紗 ○ズボン 縞(喪には黒を用ひることがある) ○チョッキ 黒羅紗、白リネン ○シャツ ホワイトシャツ ○カラー 立襟又は折襟 ○ネクタイ 結び下げ(白及び黒の蝶形は用ひない、喪には黒の結び下げとし、ネクタイにピンを用ひない) ○手袋 茶又は鼠色の革(喪には黒又は鼠色の革) ○靴 黒革 ○鞄 黒 ○外套 無地物

三、男子の和服は左の例による。但し地質は適宜 紬・木綿・縮等を用ひてもよい。

(一) 禮 服

○冬物 ○上著 羽二重、黒、五つ紋。色變りを用ひることもある。 ○下著 羽二重、白を

正式とする。茶又は鼠色を用ひてもよい。 ○補袴 白。下著の共色を用ひてもよい。 ○帯 角帯、兵衛帯を用ひてもよい。 ○袴 縞、縞のあるもの。 ○羽織 羽二重、黒、五つ紋、紐は白。 ○扇子 白。 ○足袋 白。 ○履物 草履。 (2) 夏物 ○上著 縞、黒、五つ紋、淺黄色生帯を用ひてもよい。 ○下著 用ひない。 ○補袴 白。 ○帯 角帯、兵衛帯を用ひてもよい。 ○袴 縞、縞のあるもの。 ○羽織 縞又は紗、黒、五つ紋、紐は白。 ○扇子 白。 ○足袋 白。 ○履物 草履。

(二) 略 式 禮 服

○上著 無地物(黒を除く)又は縞。 ○羽織 黒、五つ紋、又は三つ紋。 ○下著 補袴、白の外適宜。 ○その他は喪服に準ずる。

(三) 喪 服

禮服と同じ。喪章を用ひない。

四、女子の公式禮服及び一般禮服は下表による。

五、女子の洋服は左の例による。

(一) 禮 服

(1) 冬物 ○上著 縮緬、羽二重。黒又は色變り五つ紋。襟は裾模様。 ○下著 羽二重、縮緬等。白。色變りには共色を用ひてもよい。 ○補袴 白。色變りには色物を用ひてもよい。 ○帯 丸襟、色變りには色物を用ひてもよい。 ○丸襟 ○帶揚 白。 ○帶留 白、丸紬 ○扇子 白又は漆骨 ○足袋 白。 ○履物 草履。 (2) 夏物 ○上著 縞、縮緬等。黒又は色變り、五つ紋。襟は裾模様。 ○下著 縞又は縮緬。白。 ○補袴 地質は縞、縮緬等、白。 ○帯

種 類	公 式		一		般 式	
	洋 服	和 服	洋 服	和 服	洋 服	和 服
大禮服	別記	別記	別記	別記	別記	別記
通(燕尾服)	別記	別記	別記	別記	別記	別記
通(モーニングコート)	別記	別記	別記	別記	別記	別記
制式ニヨル	別記	別記	別記	別記	別記	別記
喪 服	別記	別記	別記	別記	別記	別記
禮 服	別記	別記	別記	別記	別記	別記
略式禮服	別記	別記	別記	別記	別記	別記
燕尾服	別記	別記	別記	別記	別記	別記
モーニングコート	別記	別記	別記	別記	別記	別記
制式ニヨルモノ	別記	別記	別記	別記	別記	別記
喪 服	別記	別記	別記	別記	別記	別記

種 類	公 式		一		般 式	
	洋 服	和 服	洋 服	和 服	洋 服	和 服
大禮服	別記	別記	別記	別記	別記	別記
通(燕尾服)	別記	別記	別記	別記	別記	別記
通(モーニングコート)	別記	別記	別記	別記	別記	別記
制式ニヨル	別記	別記	別記	別記	別記	別記
喪 服	別記	別記	別記	別記	別記	別記
禮 服	別記	別記	別記	別記	別記	別記
略式禮服	別記	別記	別記	別記	別記	別記
燕尾服	別記	別記	別記	別記	別記	別記
モーニングコート	別記	別記	別記	別記	別記	別記
制式ニヨルモノ	別記	別記	別記	別記	別記	別記
喪 服	別記	別記	別記	別記	別記	別記

丸帯◇帶揚 白◇帶留 白、丸紵◇扇子 白又は  
 繪骨◇足袋 白◇履物 草履  
 (二)訪問服(略式禮服としても用ひる)  
 ◇上著 色變り、裾模様、江戸模様、無地物  
 (黒を除く)、小紋等、縹紋、三つ紋◇帯 丸  
 帯(薄手)袋帯等◇下著 袴袴、帶揚、帶留の  
 色合は白の外適宜。◇略式には羽織を用ひても  
 よい。  
 (三)喪 服  
 ◇上著 黒無地紋附、地紋も模様もないもの。  
 ◇下著 白◇袴袴 白◇帯 黒、丸帯◇帶揚  
 ◇白帶留 白、丸紵◇足袋 白◇履物 草履

皇室・國家に關する禮法

第一章 皇室に對し奉る心得

- 一、皇室に關する談話・文章には、特に敬稱・敬語の使用に注意する。
- 二、詔勅・命令を奉讀し、御製・御歌を奉誦し、若くは、これを拜聽する場合には、姿勢を正し謹嚴な態度をとる。
- 三、皇室に關する談話をなす場合はもとより、談話が皇室の御事に及ぶ場合に於ても亦同様である。
- 四、御所・離宮等の拜謁に當つては、夫々の規定を守り、決して輕々な言動をしない。御物の拜謁には、特に動作を慎重にし、敬虔の態度を失はないやうにする。
- 五、御遺蹟等に就いても同様である。

大禮服 (マントドクール)	中禮服 (ロブデコルテ)	通常服 (ロブモンダント)	通常服 (ツイズイテイ)	アイウニングドレス	アフタヌンドレス
服地・色合 華麗ナモノ	服地・色合 絹地又ハ薄毛織物	服地・色合 絹地又ハ薄毛織物	服地・色合 絹地又ハ薄毛織物	服地・色合、型、其ノ他略々ロブデコルテニ同シ	服地・色合、型、其ノ他略々ロブデコルテニ同シ
袖ハ極メテ短イカ又ハナシ。裾ハ流シト レインナ長ク曳ク	袖ハ極メテ短イカ又ハナシ。裾ハ流シト レインナ長ク曳ク	袖ハ長シ。但シ流シ ハ胸ハ廣ク開ク	袖ハ長シ。但シ流シ ハ胸ハ廣ク開ク	袖ハ長シ。但シ流シ ハ胸ハ廣ク開ク	袖ハ長シ。但シ流シ ハ胸ハ廣ク開ク
用ヒズ、髪ニハ 寶石白ノ羽毛ヲ 飾ル。白垂レル	用ヒズ、髪ニハ 寶石白ノ羽毛ヲ 飾ル。白垂レル	用ヒズ、髪ニハ 寶石白ノ羽毛ヲ 飾ル。白垂レル	用ヒズ、髪ニハ 寶石白ノ羽毛ヲ 飾ル。白垂レル	用フ	用フ
白革長 キモノ	白革長 キモノ	白革長 キモノ	白革長 キモノ	用フ	用フ
用フ	用フ	用フ	用フ	用フ	用フ
衣ト同色 又ハ類似 ノ絹製	衣ト同色 又ハ類似 ノ絹製	衣ト同色 又ハ類似 ノ絹製	衣ト同色 又ハ類似 ノ絹製	黒又ハ色 ルエナメ	黒又ハ色 ルエナメ

- 六、女子の和服は右の例による。但し地質は適宜絹、木綿、縮等を用ひてもよい。
- 七、御紋章は濳りに模寫してはならない。御紋章の附いてあるものの取扱は鄭重にする。

第二章 拜 謁

- 一、單獨拜謁の場合は、御座の間の閣外で敬禮をし、御座の間にはいつて再び敬禮をする。御座の正面に進み、豫め定められた位置にとりまつて最敬禮を行ふ。次に後退して出口で敬禮をし、閣外で再び敬禮をする。
- 二、兩位に對し奉つては、前項の順序により、第一位の御座に最敬禮、横歩して第二位の御座にこれを行ふ。
- 三、列立拜謁の時は、一同整列し、出御の時に於て敬禮を行ひ、御座につかせらるるや最敬禮を行ふ。入御の時に於ても敬禮を行ふ。列立拜謁の時は、拜謁者一同整列し通御の時に於て最敬禮を行ふ。
- 四、皇族・王(公)族に對し奉りては前各項に準ずる。

第五章 神社參拜

- 一、神社參拜に當つては、心身を清め、容儀服裝を正しくし、崇敬の誠を致さなければならぬ。
- 二、神域では静肅を旨とする。拜禮に先だつて帽子・外套・襟巻等を脱ぎ、手を清める。但し雨雪の際は雨具を著用した儘でも差支ない。
- 三、改つた場合の參拜には修祓を受ける。
- 四、拜禮は拜座(普通の場合は拜殿の階下)に進んで恭しくこれを行ふ。(「拜禮」参照)
- 五、帽子を持つた儘參拜する場合は、右手に庇を持つて内側を右腕につけ、神前に進んで拜を行ふ。
- 六、玉串奉奠の場合は帽子を左脇に挟む。
- 七、團體で參拜する場合は、一同神前に整列し、代表者一名正中の拜座に進んで拜禮を行ふ。(代表者が玉串を奉奠して拜禮を行ふ)
- 八、一同は代表者と共に自席で列拜を行ふ。
- 九、神社遙拜は、その方に向つて式場をしつらへ(新鹿をしき、案を立てる)參拜の場合と同様に拜禮をする。團體で遙拜する場合は團體參拜の例による。
- 十、場合により、式場の設備を略することもある。
- 十一、神社の前を過ぎるときには敬禮をする。

第四章 行幸啓の節の敬禮

- 一、行幸啓の節の敬禮は、御遺蹟又は指定された場所を整列して、靜かに御通過を待つ。
- 二、老人や子供はなるべく前列とし、すべて警察官・掛員の指圖に従ひ、混雜を來さないやうにする。
- 三、通御の時刻が近づいたら、傘をたゝみ帽子・外套・コート・襟巻・肩掛の類を脱ぎ、姿勢を正す。
- 四、雨雪の際は、傘・外套等雨具を著用した儘拜して差支ない。
- 五、御車が凡そ六十米(三十間)の距離に近づいたときに最敬禮を行ひ、上體を起して目送し奉る。
- 六、坐つて拜する場合は前項に準ずる。
- 七、雨具は、屏越・密越又は高い位置から拜してはならない。
- 八、御通過の後には喧嘩に涉らないやうに、徐に退散する。
- 九、行幸啓の節の敬禮に關し、特別の規定あるものはこれに従ふ。
- 十、皇族・王(公)族の御成の節は、公式の場合には、前各項に準ずる。

第六章 祝祭日

- 一、祝祭日には、國旗を掲げ、宮城を遙拜し、祝

第三章 御先導

- 一、玄關又は入口に於て御迎へ申上げる。
- 二、御車御著の際最敬禮、御降車までの間上體を前に傾けて、御降車を拜して御先導申し上げる。
- 三、御先導は御通筋中央を、姿勢を正し、正面を向いて靜肅に歩む。
- 四、但し砂道その他に於ては、中央を避け、進行方向に向つて左側を歩む。
- 五、御座所の手前適當な處でとどまり、直ちに下座に開いて敬禮、御著座を拜し、敬禮して退く。
- 六、御先導申し上げる場合は、御前を横切らないやうにする。
- 七、御見送申し上げる際には、御車の御出門まで目送し上げる。
- 八、皇族・王(公)族に對し奉りては前各項に準

- 賀・敬肅の誠を表す。
- 二、紀元節・天長節・明治節及び一月一日に於ける學校の儀式は次の順序・方式による。  
天皇陛下・皇后陛下の御寫眞の覆を撤する。  
この際、一同上體を前に傾けて敬肅の意を表す。
- 次に 天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に對し奉りて最敬禮を行ふ。
- 次に國歌をうたふ。
- 次に學校長教育に關する 勅語を奉讀する。  
參列者は奉讀の始まると同時に、上體を傾けて拜聴し、奉讀の終つたとき、敬禮をして徐々に元の姿勢に復する。
- 次に學校長訓話を行ふ。
- 次に當日の儀式用唱歌をうたふ。
- 次に天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に覆をする。  
この際、一同上體を前に傾けて敬肅の意を表す。
- 三、天皇陛下・皇后陛下の御寫眞を拜載してゐない學校に於ては、次の順序によつて儀式を行ふ  
宮城遙拜  
次に國歌をうたふ。  
次に學校長教育に關する 勅語を奉讀する。  
次に學校長訓話を行ふ。  
次に當日の儀式用唱歌をうたふ。
- 四、儀式に參列する者は、服裝を整へ、容儀を正しくし、眞心を以て終始しなければならぬ。
- 五、式場に入る際は一禮する。畢式中は特別の場合の外、出入してはならない。

- 六、儀式の始と終には、一同敬禮をする。
- 【注意】  
一、天皇陛下の御寫眞は式場の正面正中に奉揚する。  
皇后陛下の御寫眞は、天皇陛下の御寫眞の左（拜して右）に奉揚する。  
二、勅語本は箱より出し、小蓋又は臺に載せて式場の正面に置くを例とする。  
三、勅語奉讀に當つては、奉讀者は特に容儀、服裝に注意し、豫め手を清める。  
（フロックコート・モーニングコート及び私服の場合は手袋を著用しない）膳本は丁寧重に取扱ひ、奉讀の前後に押戴く。  
四、勅語奉答の歌をうたふ場合は、學校長訓話の前にする。  
五、勅語奉讀、訓話等は、御寫眞を奉揚する場合は御前を避け、しからざる場合は正面の中央で行ふ。  
六、皇后陛下御誕辰・皇太后陛下御誕辰を賀し奉る儀式を行ふ場合には、凡そ祝日に於ける儀式に準じて順序、方式を定める。  
遙拜式・勅語奉讀式・入學式・卒業式又は記念式等學校に於ける諸儀式に就いても亦同じ。  
七、學校以外の團體の行事は、適宜前各項に準じて行ふ。

### 第七章 軍旗・軍艦旗・國旗

#### 國歌・萬歲

- 一、軍旗・軍艦旗に對しては敬禮を行ふ。

- 二、國旗は常に尊重し、その取扱を鄭重にする。汚損したり、地に落したりしてはならない。
- 三、國旗は祝祭日その他公の意味ある場合にのみ掲揚し、私事には掲揚しない。
- 四、國旗はその尊嚴を保つに足るべき場所に、なるべく高く掲揚する。  
門口には單旗を本體とし、右側（外から向かつて左）に掲揚する。  
二旗を掲げる場合は、左右に並立する。  
室内では旗竿を用ひないで、上座の壁面に掲げてもよい。
- 五、外國の國旗と共に掲揚する場合は、我が國旗を右（外から見て左）とする。旗竿を交叉する場合は、我が國旗の旗竿を前にし、その本を左方（門外から見て右）とする。  
二ヶ國以上の國旗と共に掲揚する場合は我が國旗を中央とする。
- 六、旗布の上端は旗竿の頭に達せしめ、竿頭に球などのある場合は、これに密接せしめる。
- 七、團體で國旗の掲揚を行ふ場合は、旗竿に面して整列し、國旗を掲揚し終るまで、これに注目して敬意を表す。國旗を下す場合もこれに準ずる。
- 八、弔意を表するために國旗を掲げる場合は、旗竿の上部に旗布に接して黒色の布片を附ける。  
球はこれを黒布で蔽ふ。
- 又竿頭から凡そ旗竿の半ばに、若しくは凡そ旗布の縦幅だけ下げて弔意を表することも有る。
- 九、國歌をうたふときは、姿勢を正し、眞心から

- 實社の無窮を壽ぎ奉る。  
國歌を聴くときは、前と同様に謹嚴な態度をとる。
- 一〇、外國の國旗及び國歌に對しても敬意を表す。
- 一一、天皇陛下の萬歲を奉唱するには、その場合に於ける適當な人の發聲により、左の例に従つて三唱する。  
天皇陛下萬歲 唱和（萬歲） 萬歲 唱和（萬歲）  
萬歲 唱和（萬歲）  
一二、萬歲奉唱に當つては、姿勢を正して脱帽し兩手を高く擧げて、力強く發聲、唱和する。  
最嚴肅なる場合は、全然手を擧げないこともある。
- 【注意】  
一、國旗は他の旗と共に同じ旗竿には掲揚しない。  
二、國旗を他の旗と並べて掲揚するときは、常に最上位に置く。  
三、外國の元首又はその名代の奉迎等、若しくは特に外國に敬意を表すべき場合に限り、その國の國旗を右外から見て左とする。  
四、行事のために國旗を掲揚した場合は、その行事が終れば下すがい。  
五、皇族・王（公）族の萬歲を唱へ奉る場合、若しくは大日本帝國萬歲を唱へるときは三唱とする。  
外國の元首若しくは國家に對する場合もこれに準ずる。

その他はすべて一唱とする。但し幾回か繰返してもよい。  
六、萬歲唱和後は拍手・談笑等喧噪に涉ることのないやうにする。  
七、萬歲唱和を以て祝はれた人は、謹んでこれを受ける。  
八、萬國旗を裝飾に用ひてはならない。

### 家庭生活に關する禮法

#### 第八章 居 常

- 一、神明を敬ひ、祖先を崇ひ、朝夕必ず神棚・靈位等を拜する。
- 二、父母長上を敬ひ、言語・動作を鄭重にする。弟妹その他の者に對しても、輕んじたり、高ぶつたりする態度があつてはならない。
- 三、起床・就寢の際には、父母・長上その他の人々に挨拶する。
- 四、家の内外は朝夕掃除を怠らないやうにする
- 五、常に髪・顔・手足等を清潔にし、食事の前などに手を洗ふ。
- 六、食事は時刻を一定し、なるべく一家打揃ひ團體して行ふ。
- 七、衣服は正しく着用し、帽子は正しくかぶる。常に鼻紙・手巾の類を用意する。
- 八、男子學生・生徒の和服で外出するときには、制帽及び袴を著ける。
- 九、外出の際は、父母・長上等に行先や歸宅の時

- 刻等を告げて挨拶をし、歸宅の際も亦挨拶をする。歸宅が後れるやうな場合には、なるべく早くその旨を知らせるがよい。
- 一〇、父母・長上の外出・歸宅の際は、送迎の挨拶をする。
- 一一、途上で父母・長上を始め、近隣の人・親戚知人・友人等に逢つたときは挨拶をする。
- 一二、父母・長上と同行の場合、父母・長上が挨拶する人に對しては、自分が直接知らないでも敬禮する。
- 一三、登校・下校・出勤・退出等の際は、長上や友人に挨拶する。構内で長上に行逢つたときは敬禮するがよい。
- 一四、物を大切に取扱ひ、整理、整頓に意を用ひる。物の置き方や履物の脱ぎ方等もなほざりにしてはならない。
- 一五、濺りに人の物に手を觸れるのは禮でない。
- 一六、物品の貸借は慎重にする。用済の後は、速に返戻して謝意を表す。
- 一七、入浴の際は、流し場や湯を汚さないやうに注意する。
- 一八、便所は使用後特に注意して汚れを留めないやうにする。
- 一九、どてら・湯上り衣・簡單衣等で外出してはならない。
- 二〇、化粧は目にたぐない程にする。殊更につくり過ぎるのはよくない。人の目につく所で化粧をしたり、服裝をなほしたりしてはいけぬ。

第九章 屋 内

- 一、室にはいるときは襖・障子の外から一應斷る洋室ならばノックして許を得る。
- 二、襖・障子は跪坐して開閉する。
- 三、室にはいつたら敬禮する。長上に對しては次の間又は敷居際で先づ敬禮する。
- 四、襖・障子をあけて室内にはいつた場合には、これを閉じた後に敬禮する。扉の場合も同様である。
- 五、室にはいつたときに先客があれば敬禮する。その室に主人がゐれば、先づ主人に、次に先客に對して敬禮をする。
- 六、腰を掛けてゐるとき、長上が室にはいつて来た場合には、椅子から起つ。
- 七、座席に就いては主人の勸に従ふ。遠慮に過ぎるのは、却て禮でない。
- 八、床のある方を上座とする。床のない場合は入口より遠い方又は正面を上座とする。洋室では壁爐のある方を上座とする。ない場合は入口より遠い方又は正面を上座とする。
- 九、物を踏んだり、踏んだりしてはいけない。敷居や畳の縁は踏まないやうにする。
- 一〇、人の前は通らないやうにして後方を通る。已むを得ないときは許を得て通る。
- 一一、長上の前では、座蒲團(茵)を敷かない。敷くには許を得てからにする。椅子も許を得てから掛ける。長上より先には掛けない。
- 一二、洋服着用の場合には、許を得て樂に坐ること

- もある。
- 一三、挨拶をするときは座蒲團をはづす。此のときは下座におりる。
- 一四、坐つた人に對しては、必ず坐つて應對・授受する。答禮の場合もこれに準ずる。
- 一五、女子が一人である室には、男子は、近親の者以外は、はいつてはならない。用事は室外で辨する。已むを得ず室にはいる場合には扉・襖を閉めない。
- 女子の男子に對する場合もこれと同様である。
- 一六、履物は常に清潔に保ち、靴はよく磨く。履物は丁寧に拭ひ、屋内を汚さないやうにする。脱くときは揃へておく。
- 一七、廊下は静かに歩き、必要以外には走つてはならない。高聲の談話は慎む。
- 一八、長上に行進つたときは、場合に應じて、敬禮又は會禮をする。
- 一九、狭い廊下などで長上に行進つたときは、左側によつてとまり、會禮して通過を待つ。
- 階段では、二三段の處ならば、引返して長上の通過を待ち、その他の場合は左側によつてとまり、通過を待つ。
- 二〇、濃りに長上を超越してはいけない。必要のときは挨拶をして通る。

第十章 服 装

- 一、服装は簡素・清潔・端正を旨とする。
- 二、公私の儀式的の場合の服装は服制による。

- 服制によらない制服、業務による服装も禮服として用ひる場合がある。
- 三、喪服及び喪章は制規・慣習に従つて着用する。喪服には喪章を用ひない。
- 四、男子の服装については左の點に注意する。
  - 一、國民服は従来背廣服その他の平常服を着用した場合に着用するのを例とする。
  - 國民服禮装は國民服を着用し、國民服禮章を佩ひる。
  - 國民服禮装は、従来燕尾服・フロックコート・モーニングコートその他これに相當する禮服を着用した場合に着用するのを例とする。
  - フロックコート・モーニングコートには折返しのスボンを用ひない。ソフトラカラー・白手袋・赤革の靴・帯革も用ひない。
  - フロックコート・モーニングコートのネクタイは襟形を用ひてはいけない。魚物結下げとする、喪服の場合の外黒ネクタイは用ひない。
  - 長上に對しては筒より、改まつた場合の訪問、接客には袴をつけるがよい。
  - 暑中でも肌著を用ひず、又は素足の儘で人を訪問したり、長上の客に接したりしない。
- 五、女子の服装に對しては左の點に注意する。
  - 一、高貴の前又は儀式的の場合には、羽織は用ひない。紋附の羽織でも著るのは禮でない。
  - 薄物を著るときは、殊に袴袴・肌著等に注意しなくてはならない。
  - しごきや細繩帶等の儘で人の前に出てはならない。

- 4 洋装の場合、外出には晝は帽子を用ひる。帽子は禮服及び訪問著の場合の外、男子の例による。
- 5 學校の制帽並にこれに準ずるもの及び外套の著脱は、男子の例による。
- 6 下着は常に完全に穿る。輕装の場合特に注意を要する。
- 7 改つた場合にはスエーターの類は用ひない。

第十一章 食 事

- 一、食事には容儀を整へ姿勢を正しくする。
- 二、食事の前には手を清める。
- 三、食事は凡そ左の順序、方法による。
- 1 一禮する。
- 2 飯碗の蓋は左手で取り、上向にして左側に置く。
- 3 汁碗の蓋は、右手で取り、上向にして右側に置く。
- 4 飯の給仕を受けるには、飯碗を両手で出し通ひ盆の上に置く。時によつては片手でもよい。
- 5 飯碗を受取つたら、一旦膳の上に置く。
- 6 右手で箸を執り、左手を添へ、揃へて持つ。
- 7 飯碗を取上げ、一口二口たべる。
- 8 汁を一口吸ひ、實をたべる。
- 9 次に飯をたべ、汁又は右の方の菜に移る。あとは香の物以外は、適宜に何をたべてもよい。但し、菜から菜に渡つてはならない。必ず飯をたべてから、次の菜に移る。

- 10 飯の箸のときには、飯碗の中に飯を一口程残す。箸は膳の縁に掛けて置く。
- 11 飯・汁の再進をうけたときは、一旦膳の上に置いてから、取上げてたべる。
- 12 飯の終つたときは、飯碗の中に飯が一粒も残らないやうにし、湯茶をうける。香の物は此の時たべる。此の際、なまぐさはたべない。
- 13 箸はちよつと飯碗の湯茶に入れて清めておく。
- 14 湯茶を飲むには左手で飯碗を取上げ、右手を添へて飲む。
- 15 終つて蓋をする。箸は膳の縁にかゝらないやうに置く。
- 16 一禮する。
- 【注 意】
- 一、箸は長上が執つた後に執る。
- 二、箸や碗はその持ち方を正しくする。
- 三、右側のものは、右手で取上げ、左の手に移してたべる。左側のものは、左手で取上げる。
- 四、頭を曲げたり、こよみかゝつたりしてたべない。
- 五、汁碗を置いたまゝ、汁の實をたべてはいけない。
- 六、すべて音をたてないやうに、静かにたべる。
- 七、飯は、湯・茶漬の外は、掻込んでたべてはいけない。
- 八、食物を口にしながら談話をしてはならない。
- 九、食器の位置を亂したり、箸・膳等を汚したりしないやうにする。

第十二章 訪 問

- 一、面會を要する訪問には、豫め先方の都合を問合はせ、指定の時刻は正確に守らなければならぬ。
- 二、面識のない人には、知人の紹介を得てから訪問する。
- 三、訪問には盛りに人を同伴してはいけない。人を伴ふ場合には豫め諒解を得るがよい。
- 四、訪問は、急用或は約束・指定の場合の外、早朝・夜分・食事時などを避ける。祝祭日・日曜日等の訪問は遠慮すべきである。
- 五、訪問したときは、取次に名刺を出し、又は氏

- 名を明確に告げ、簡明に來意を述べる。名刺は殊更小形のもの、又は金縁・模様人の類は避け
- 六、普通の訪問には手土産を持つて行かない。手土産は、先方の迷惑になることが多いから、注意しなければならぬ。
- 七、挨拶はなるべく簡明にし、速にその用向を述べる。長居は失禮である。
- 八、濫りに家具・調度品に手を觸れたり、批評をしたりしてはならない。

### 第十三章 應接・接待

- 一、應接・接待は容儀・服装を整へてする。
- 二、來客には速に面會する。長く待たせるのは失禮である。
- 三、面會の出来ない場合、又は已むを得ず待たせなければならぬやうな場合には、ねんごろに事情を述べて謝する。
- 四、先方の談話は傾聴してその意を盡くさしめ、自分だけ話し續けないやうにする。
- 五、談話は順序よく、簡明に要領を述べる。音聲を適度にし、早口・冗辯などを慎む。
- 六、談話は話題に注意し、その場合に應ずるやうにする。
- 七、應接中はなるべく臨見・雪見・中座などをしてない。又已むを得ず中座するときには断つて起つ八、他人の語に差出口をしたり、又話の腰を折つたりしてはいけない。

九、特に招待した場合の外は、茶若しくは茶に菓子添へて進める程度でよい。

- 一〇、客が辭去するとき、座に長上のある場合の外は、支離まで見送る。
- 一一、客が辭去するのを強ひて引止めるのはよくない。

#### 【注意】

- 一、人と應接中は不快・倦怠の様子を見せてはいけない。
- 二、應接中に懐手をしたり、手をポケットに入れてゐたりしてはいけない。
- 三、長上の來訪を受けたときは、なるべく支離に出迎へる。
- 三、客が支離を去ると、すぐに戸や扉を閉ぢたり、談笑したりしてはいけない。

### 第十四章 通信

- 一、傳書その他改つた場合の手紙は、白封筒・白巻紙を用ひ、墨書とする。
- 二、手紙は左の方式によつて認める。
- 1 巻紙は、表裏に注意し、書き始めの前に纏目のないやうに、纏目に文字のかゝらないやうにする。
- 2 巻紙は、書き始めを多く、書き終りを少しあける。又天地も適當にあける。
- 3 敬稱・官職・氏名の類はもとより、熟語等もなるべく二行に跨がらないやうに書く。
- 4 尊稱は行の下部に、自稱は行の上部ならぬ

いやうに書く。

- 5 「御」「奉」は行の最後に「候」「ます」「ました」の類は行の最初にならないやうにする。
- 6 日附は本文より二文字下げる。長上の宛名は日附よりも高目に書く。
- 7 長上に對しては、自分の氏名を略さずに書く。氏のみを書くのはよくない。
- 8 差出人が連名の場合には、普通地位の低い者から書く。宛名に近い方が上位である。
- 9 宛名は、連名の場合には、地位の高い者から書く。
- 10 巻紙は、表を中にし、宛名が折目にかゝらないやうにして、終りから巻く。
- 11 便箋の場合も巻紙に準ずる。但し宛名は最初に書いてもよい。

- 三、封筒・巻紙・便箋等は選定に注意し、發信者受信者双方の住所・氏名を明瞭に書く。
- 五、角封筒を縦に用ひるときは、逆封にならないやうにする(裏から見ても糊づけを右前にする)。
- 六、返信を乞ふときは、相手と場合によつては、返信用の切手・葉書等を添へてもよい。
- 七、電又は簡明を旨とし、失禮にならない程度に於て敬語を省いてよい。
- 八、電話では、最初に自分の氏名を述べるがよい。
- 九、長上と通話する場合には、自分が先に電話口に出る、已むを得ない場合の外は、長上を電話口に呼出してはならない。
- 一〇、電話は冗長を避け、相手と面談する心持で

禮を失はないやうにする。

- 一、特別の場合の外、深夜には電話をかけない。電報・速達郵便に就いても同様の注意を要する。

### 第十五章 紹介

- 一、人を紹介するには、始めにその氏名を告げ、次に必要により職業や自分との關係等を述べる。紹介は先づ地位の下の方を上の方に引合はせる。
- 二、書状による紹介には、被紹介者の氏名及び用向を認める。必要により、職業・經歷・自分との關係等を書き添へる。
- 三、紹介状は開封の儘渡すか、或は一應被紹介者に示した後に、封をして渡す。長上に對しては紹介の旨を通しておくのが禮である。
- 四、被紹介は、紹介者に對してその結果を報告するのが禮である。
- 五、紹介状の代りに名刺を用ひるのは略式である。

#### 【注意】

- 一、西洋では、先づ婦人に對して紹介するのを例とする。
- 二、濫りに人を紹介してはいけない。

### 第十六章 慶弔

- 一、祝賀・弔慰には、なるべく自ら訪問する。已むを得ないときは、代理或は書状等を以てする。これに對しては必ず答禮する。
- 二、祝賀・弔慰には、場合に應じて相當の服装をする。必ずしも禮服・喪服を用ひるには及ばない。

- 三、結婚・縁組等は、その形式や方法は如何様であつても、儀式萬端嚴肅を旨としなければならぬ。
- 四、結婚・支度・披露は、虚飾贅澤にならないやうにする。
- 五、祝賀・弔慰の贈物は、親疎縁故等によつて勘考し、誠意を表するのを旨とする。過ぎたのは禮でない。
- 六、葬儀・祭典・法要等は厚く執り行はなければならぬが、虚禮に陥らないやうにする。
- 七、供物をする場合は、神道・佛教・基督教等の儀式によつて注意し、神・楢・花・供物・料等を贈る。
- 八、贈物・供物等に對しては鄭重に謝意を表する。返禮の品を贈る場合には重きに過ぎないやうにする。
- 九、弔問の答禮は引明の後とする。
- 一〇、出陣・賀壽・その他の祝賀及び病氣・災害等の見舞に就いては、場合に應じ、概ね本章の趣旨に準じて行ふ。

#### 【注意】

- 一、弔慰の際の訪問には特に容儀・服装を質素にする。
- 二、贈物・供物等は濫りになすべきものではない。却つて迷惑をかける場合がある。
- 三、葬儀・告別式・祭典・法要等では、先づ靈前に拜禮をした後に齋主・導師・喪主等に禮をする。

### 第十七章 招待

- 一、招待は質素にして、よく誠意を披瀝し得るのを旨とする。
- 二、招待には、豫め口頭又は書状を以て、その事由・日時・場所を通ずる。招待状は、遅くも凡そ一週間前までには發送する。
- 三、招待には、必要あらば止客・相客の氏名を通じ又服装に就いても知らせる。
- 四、忌中の人に對しては、場合により招待を遠慮する。
- 五、招待を受けたときは、直ちに出席を明らかにする。
- 六、出席の旨を答へた後、已むを得ない故障の生じたときは、速にその旨を通して謝する。
- 六、服装は招待の趣旨に適するやう注意する。服装は土地の情況、地方の風習、職務の別等によつて斟酌してよいが、如何なる場合にも清楚を旨とすべきである。

- 七、到着は指定の時刻の前十分以内がよい。
- 八、座席は主人の勸に従ふ。固辭するのは禮でない。
- 九、退出は、正客の場合は、頃合を見て先づ主人主婦に挨拶して退出し、その他の場合は、正客の退出を待つ、已むを得ないときは目に立たないやうにして退出する。
- 一〇、應招後なるべく早く禮に行くか、又に直ちに禮状を出す。

社會生活に關する禮法

第十八章 近 隣

- 一、近隣は國民組織の本となるものであるから、常に親和協力し、進んで公共の務を全うしななければならない。
- 二、近隣は、互に日常の挨拶を缺かないやうにすることは勿論、事のあつた際には、訪問して慶弔・慰問の意を表し、場合によつては進んで手助けをする。
- 三、隣居の場合には、訪問して挨拶をする。挨拶を受けたら答禮をする。
- 四、近隣は互に注意して道路・下水等を清潔にし公共のものには特に丁寧に取扱ふ。
- 五、近隣は互に迷惑をかけないやうに心掛け、ラジオ・蓄音器のやうなものでも、他の妨げにならないやうにする。近隣に病人のある場合などは特にこの心づかひを要する。

- 六、近隣に寄つて互に人の噂をし合つたり、徒らに雑談に耽つたりしてはいけない。近隣の集會は時間の、費に陥らないやう特に注意する。

第十九章 公衆の場所

- 一、すべて多数集會の場所に在つては、つゝしみの心を失はず、秩序を重んじ、軽しい行動をしない。
- 二、室にはいるときは必ず帽子をとる。室内では特別の場合の外、外套・コート等の類を著用しない。
- 三、高聲の談話、放歌その他、人に迷惑になる振舞は慎む。
- 四、濺りに遠方から人を呼びかけ、又は人を注視したり、指さしをしたり、振返つて見たりしてはいけない。
- 五、人が失策や過失をしたとき、笑つたり、嘲つたり、咎めだてをしたりしない。なるべく見て見ぬ振りをする。
- 六、隙見・監視・立聞等もとり。濺りに耳語をしてもいけない。
- 七、關係のない人の方を、特に見ながら話をしてはいけない。
- 八、講演會・演說會等では途中で立つたり、談笑したりして、人の妨をしてはならない。劇場・映畫館等に於ても同様の心掛を要する。
- 九、音樂會、觀劇等の場合には、幕合以外はなるべく座席の出入を遠慮する。
- 一〇、病院では、出来るだけ静かにして、人に迷惑を及ぼさないやうにする。廊下の歩き方、戸の

第二十章 公共物

- 一、開閉等にも細かな心づかひを必要とする。他人の病室をのぞきこむのは失禮である。
- 二、開閉等にも同様の注意を要する。
- 三、開閉等にも同様の注意を要する。
- 四、開閉等にも同様の注意を要する。
- 五、開閉等にも同様の注意を要する。
- 六、開閉等にも同様の注意を要する。
- 七、開閉等にも同様の注意を要する。
- 八、開閉等にも同様の注意を要する。
- 九、開閉等にも同様の注意を要する。
- 一〇、開閉等にも同様の注意を要する。

第二十一章 道路・公園

- 一、道路は歩道の左側を通行し、信號を嚴守して

- 一定の横斷路を横切る等、すべて交通に關する規則に従ひ、安全に敏速に且つ靜肅に行動するのを旨とする。
- 團體で行動する場合は、指揮者の指揮に従ひ、規律正しく行動する。
- 二、道路は常に清潔を保つと共に、街路樹や草花を愛護して、その品位と美觀を保つやうにする。
- 三、道路では特別の場合の外走らない。又放歌・口笛・高聲の談話等を慎む。
- 四、懐手をしたり、ポケットに手を入れたりして歩いてはいけない。
- 五、道路その他多数の人の集つてゐる處で、長々しい挨拶や用談などをして、人の妨になるやうなことをしてはならない。
- 六、人と同行するときは、足並を揃へる。多人數横に並んで歩くのはよくない。この場合には適宜縦列を作る。
- 七、長上と同行する場合はその後又は左側に隨ふ路上では、危険を考慮して車道の側に立つ。
- 八、長上と同行の場合、その長上に對して敬禮をする人があつても、敬禮をしない。先方が長上と同輩又は長上より地位の高い人の場合には敬禮をする。
- 九、長上と同行の場合、知人などに行逢つても、挨拶を交す程度にとどめ、濺りに談話をしない。
- 一〇、長上に行逢つたときは、數歩手前で立止つて敬禮する。襟巻・外套・コート等は脱ぐに及

- ばない。
- 一、葬列に逢つたときは、楯に對して弔意を表す。護國の英靈に對しては敬禮をする。
- 二、人とすれ違つたとき、振返つて見るのは禮でない。
- 三、道を開いたり物を尋ねたりするときは、言語・態度を懇慫にし、敬へるときは出来るだけ親切にする。
- 四、公園・遊園地等では、よくその規則を守り禁止區域に出入したり、危険な遊をしたりしない。
- 五、濺りに草木などに手を觸れないことは勿論紙屑・たばこの類は必ず屑箱に入れ、公園の風致を害さないやうにする。
- 六、備附のベンチ運動具等は獨占してはならない。

第二十二章 交通・旅行

- 一、乗車券・乗船券を求めるときは、先を争つてはいけない。多人數のときは列を作る。入場するときは乗降するときも同様である。車内で求めるものは乗車後なるべく早く求め、乗越・經路變更等の場合にも出来るだけ早く申し出る。
- 二、乗降は順序正しく敬禮にする。人を押したり人を押しつけたりはならない。
- 三、座席は濺りに廣くとらない。又荷物は網棚の上又は腰掛の下に置き、座席や通路を塞がないやうにする。餘り大きなものや、人に不快を感じしめるやうなものは持たないがよい。
- 四、自動車に乗降する場合は、乗るときは長上を先にし、降りるときは目下の者が先に降りる。

- 一、一般に右側を上座とする。
- 二、電車・バス等では、長上・老弱には席を譲るべきである。傷痍軍人には必ず席を譲る席を譲られたときは挨拶をする。
- 三、船中内では、服装・態度に注意する。車内では脚を組むのも、前に長く伸ばすのも共によくない。
- 四、船中内では、特に飲食に注意し、見苦しくないやうにする。又船中内を汚さないやうにする。
- 五、窓の開閉は、周囲の人の同意を得てする。扉の開閉は静かにする。
- 六、喫煙・放談等により他人に迷惑をかけるやうにする。深夜の船中内、特に寢臺室内に於てはこの注意が大切である。
- 七、旅行では、すべて同行者に迷惑をかけるやうに心掛ける。夜遅くまで放歌・談笑等をして、他の安眠を妨げるやうなことをしてはならない。
- 八、ホテル・汽船等で室を空けるときは必ず鍵をかける。在室のときも、入口をあけ放しにしておいてはいけない。
- 九、他人の居室をのぞいたり、又許を得ないで他の室に出入したりしてはならない。
- 一〇、室を出るときは、服装その他見苦しくないやうにする。
- 一、ホテル・汽船等では、スリッパは、浴室に行く場合の外、室外では用ひない。和服では必ず足袋に草履を用ひる。
- 二、ホテル・汽船等では、浴室に出るときは必ず服装を整へる。列車内食堂では長居はしな



- 一、列車の洗面所の水は大切に使用する。
- 二、入浴の際は、流し場・浴槽等を汚さないやうにする。又湯水が無駄にしてはならない。西洋風呂では、浴槽の外に水をこぼしてはいけない。直らにはいつて浴槽中で洗ひ、出るときは栓を抜いて水を流す。
- 三、團體の旅行には指揮者の命に従ひ、決して氣儘な行動をしない。
- 四、團體の旅行には特に一般の人の迷惑にならないやうに心掛け、荷物の整理、座席の後片付等にも注意する。

### 第二十三章 集會・會議

- 一、すべて集會は圓満にその目的を達するやうに互に禮儀を守り、謙遜を旨とする。自分勝手な行動をしてはならない。
- 二、主催者は、期日前適當な期間をおいて、要項を關係者に通知する。
- 三、主催者は、周到に準備を整へ、參會者に満足をお與へるやうに努める。
- 四、集會の通知を受けたときは、必要により速に出席の有無を答へる。
- 五、出席の回答をした後で、已むを得ず出席の出来ないときは、速にその旨を通知して違約を謝する。缺席のため他人に物質上の迷惑までかけてはならない。
- 六、參會者は、定刻十分前までには會場に到着して開會を待つ。
- 七、參會者は、諸事係員の指圖に従ひ、又揭示に注意する。

- 八、出入には秩序を重んじ、先を争つたり、遠慮に過ぎたりしないで、靜かに且つ機敏に行動する老人・子供には先を譲る。
- 九、會場では濫りに廣い場所をとつたり、座席を争つたりしてはいけない。著席、離席の際は隣席の人に會釋する。
- 一〇、開會に際しては、集會の趣旨に従ひ、嚴肅な行事を加へることもある。會議に於ても同様である。
- 一一、集會の席では耳語したり、高聲で談話したり、又野郎な言動をしたりして、他人に不快な感をお與へないやうにする。
- 一二、集會の性質によつては、幼児を伴はないがよい。
- 一三、集會中は、極めて靜肅にし、なるべく退出しない。已むを得ず中座する場合も目立たないやうに退出する。
- 一四、閉會しない中に會場から出るのは失禮である。
- 一五、會議に於ては、すべて議事規則・慣例等に従ひ、互に禮儀を守り、圓満に議事の進行を圖るやうにする。
- 一六、議長は特に公正を旨とし、出席者に不満の感をお與へないやうにする。
- 一七、發言はすべて議長の許可を得てからする。
- 一八、意見の發表は用語・順序等に注意し、要點を簡明・的確に述べるがよい。
- 一九、他人の發言中は靜かに傾聴し、妨害になるやうな言動を慎む。
- 二〇、會議は故なく缺席してはならない。又會議

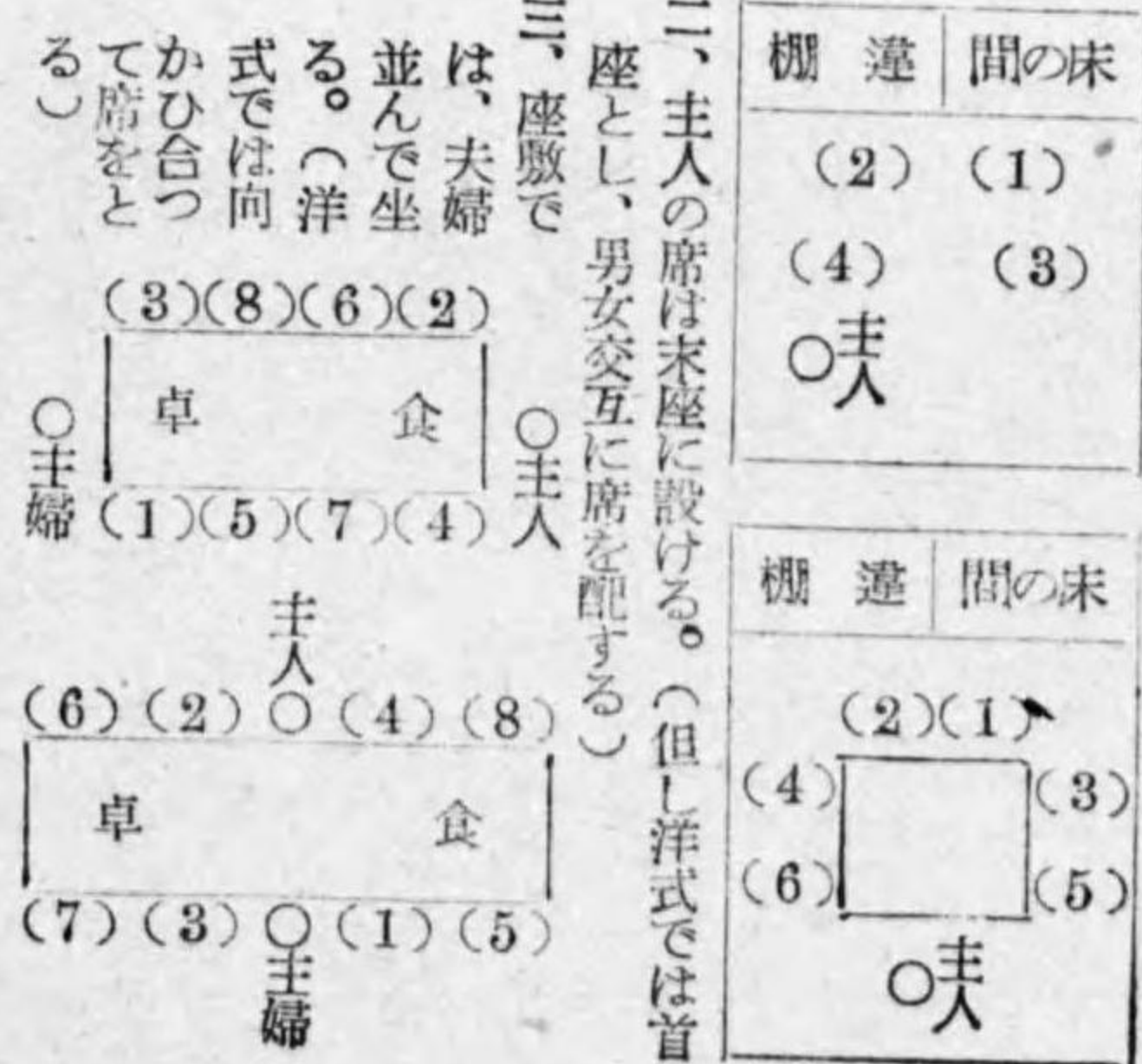
中、濫りに議席を離れるのはよくない。

### 第二十四章 會食

- 一、會食は社交を主とするものであるから、その趣旨に副ふやうになるべく廣く談話を交へる。殊更懇意の人とだけ集つたりしてはならない。
- 二、主人側は、なるべく來會者一同に接して、すべての人に満足をお與へるやうにする。
- 三、主人側は、隣り合せの客同士が未知なときは食卓に導く前に紹介しておく。
- 四、食卓では前又は隣席の人と靜かに談話する。大聲を出し、又は哄笑してはならない。

#### 第一節

一、席次は凡そ次のやうに定める。



結婚披露の食卓では、夫婦客の席は並べても向かひ合にしてよい。

- 一、膳が全部出揃つたときに、主人は挨拶をし、これに對して、正客が答禮を述べる。
- 二、主人の勧めによつて、正客から蓋を取り、箸を執る。

#### 【注意】

- 一、料理は、なるべく自分の家で作つたものを進めるがよい。
- 二、料理の品数や分量は、その席でたべられるのを程度とする。たべ残りの料理を持歸させるのは禮でない。
- 三、食後は器中の見苦しくないやうにする。但し、食器をすゝいだり、懐紙で拭いたりしないでもよい。
- 四、盃の獻酬は廢止するがよい。
- 五、飲食には適宜速度を加減して、周囲の人と調子を合はせるやうにする。
- 六、給仕には次の事を心得る。
  - 1 膳を進めるには正客から始める。
  - 2 膳を進めるには、客の前適當の處で跪き、稍進んで膳を置き、兩手で少し押進める。
  - 3 最初に一禮し、進膳その他には、一々禮をするに及ばない。
  - 4 酒食を強ひるのはよくない。

5 給仕中は、必要以外には口を利かない。主客間の談話には無關心であるのがよい。

- 一、食卓に著くには、椅子の左側から掛ける。椅子は十分に前に引いて、腰を深く掛ける。
- 二、スープは、皿のときは、スプーンの内縁で握ひ、先より三分の一位の所で靜かに飲む。カツプのときは、右手に把手を執つて飲む。皿を傾けるには、左手で手前縁を持ち、向かふに傾ける。
- 三、パンは指で割つてたべる。バターは、バターナイフ又は普通のナイフを用ひてパンにつける。
- 四、魚には、特に魚用のナイフ・フォークを用ひることである。
- 五、食事の途中で手をあけるときの、飲物を飲み、又はパンをたべるときには、ナイフ・フォークは皿の上に交又させるか、又は八字形に皿の縁に掛けておく。フォークは伏せ、ナイフは刃を内側に向ける。
- 六、客が多數のときは、皿の上に、右斜に揃へて置くとよい。
- 七、客が多數のときは、全部の人に料理が運ばれないでも、給仕人が自分の側を離れたら、たべ始めてよい。
- 八、飲物は飲まないときには、注ぐのを断る。
- 九、食事は速過ぎたり遅過ぎたりしないで、周囲の人と調子を合はせるがよい。
- 十、挨拶はデザートコースに入る前にするのが通

例である。

- 一〇、乾杯の場合は、乾杯する人も、受ける人も共に起立する。
- 一一、フインガーボールは、敷物ごと皿の外に置く。フインガーボールの水は、指頭を清める位に用ひる。
- 一二、卓上の菓子、果物は、給仕の進めるのを待つて皿の上を取る。
- 一三、ナフキンは、立つときに軽くまとめて卓上におく。元のやうにたゝんではいけない。
- 一四、メニューは持つて歸るがよい。

#### 【注意】

- 一、スープを飲むにも、物をたべるにも、靜かに、音の立たないやうにする。
- 二、持廻りで進められたときは、たべないもの好まないものは断ればよい。断るには、黙つて軽く合圖をする(手を振つてはいけない)取つたものを残すのはよくないから、適量に取る。盛つて進められたものは、残してもよい。
- 三、ナフキンは、最初の料理の出る頃にひろげる口邊・指頭を拭ふ程度に用ひる。
- 四、パンは、最初からたべないで、スープが出てからにする。デザートコースにはいつてはたべない。
- 五、食卓に駄をついてはいけない。手首だけ軽く掛けるのは差支ない。
- 六、皿の上にとまかゝつてたべるのは醜い。上體を稍前方に傾ける。
- 七、ナイフ・フォークを用ひるには、駄を張らず

軽く脇につける脇が卓につかないやうにする。八、ナイフで食物を口に運んではいけない。ナイフの必要のない場合には、右手にフォークを持つてたべる。

九、ナイフ・フォーク其の他を誤り用ひたときは途中で氣付いても、その儘にすませた方がよい。

一〇、人の前に手をのばして物を取つてはいけない。給仕なり隣人なりを煩うがよい。

一一、飲物を飲むときは先づナフキンで唇を拭き、飲物をこぼしたり、物を落したり、その他過をしても狼狽せず、目立たないやうに給仕を呼ぶがよい。

一二、食事中に煙草をのむのは禮でない。

一三、瀝りに周囲を見廻してはならない。

一四、給仕には次の事を心得。

一、給仕は、進めるにも、撤くにも、客の後方左側よりする。飲物を注ぐときは、後方右側よりする。

二、給仕の際は、客に觸れないやうに、又體を屈しないやうにする。

三、持ち廻りで進めるときは、なるべく客の取りやうに、皿の近くに出す。

四、食卓の上にも、客にも心を配り、目を離さないやうにする。然し注視してゐてはいけない。

五、客の話や動作を笑つてはいけない。

六、客に向かつては、必要以外は決して口を利かない。

七、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

八、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

九、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

一〇、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

一一、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

一二、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

一三、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

一四、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

一五、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

一六、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

一七、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

一八、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

一九、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

二〇、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

二一、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

二二、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

二三、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

二四、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

二五、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

二六、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

二七、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

二八、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

二九、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

三十、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

三一、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

三二、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

三三、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

三四、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

三五、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

三六、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

三七、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

三八、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

三九、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

四十、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

四一、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

四二、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

四三、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

四四、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

四五、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

四六、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

四七、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

四八、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

四九、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

五十、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

五一、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

五二、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

五三、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

五四、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

五五、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

五六、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

五七、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

五八、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

五九、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

六十、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

六一、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

六二、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

六三、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

六四、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

六五、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

六六、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

六七、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

六八、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

六九、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

七十、食卓では、客に對して挨拶や敬禮をしてはいけない。

國民禮法・帝都銅像名及所在地

一、競技會に於ける開會・閉會の行事は、特に嚴肅を旨とする。式は競技者・役員等直接競技に關係のある者全部によつて莊重に行ふ。觀覽者を始め場内に在る者もすべて關係者と同様にこれを行ふ。

二、競技場に在る者は、規律を重んじ、秩序を向ひ、野鄙な容儀・服装や粗暴な言語・動作を慎んで、競技場の明朗嚴肅な空氣を亂さないやうにする。

三、競技は、特に態度に留意し、競技の規則を嚴守して、公明正大に行ふ。

四、すべて競技は全力を盡くして行ひ、中途で氣を挫いて勝負を投げたり止めたりしてはならない。又觀衆の歡心を賣ふやうなことをするのは卑しい。

五、競技中の合圖・擲聲・激勵等は、必要の限度にとどめ、粗野に涉らず、人をいらだたせることのないやうにする。對手の失敗を喜ぶが如き言語・態度は避むべきである。

六、競技者は、競技の合間や休憩時に於ても、容儀を整したり、氣のゆるんだやうな態度をしてはならない。

七、競技場は常に清潔を保ち、必要でないものは場内に留めておかないがよい。又用具の類は粗略に取扱はず、その始末に注意する。

八、審判員その他の役員は、特に容儀・服装に注意すると共に、軽々しい言動のないやうにする。

又直接關係のない競技の行はれる際には、競技場に出ない。

九、競技を觀覽する者は、競技の妨となるやうなことはもとより、人に不快を與へるやうな言動を慎む。

一〇、應援は、眞面目で、野鄙に陥らず、競技者の精神を亂したり、失敗を喜ぶやうなことはしない。

應援團は指揮者の統制に服し、秩序正しく氣品ある行動をとる。

一一、競技者は、競技の開始に先だつて、對手方に對して敬禮をする。競技の終了したときも亦同じ。

一二、賞状・賞牌・優勝旗等を授與されるときは參列者一同敬意を表する。時に榮譽を祝つて拍手を送ることもある。

優勝旗は、右手で竿の中央を下から持ち、左手は上から竿の下部にかけ、旗の頭を右にして斜に持つて受取る。渡すものは、この形に受取れるやうにして渡す。

【注意】

一、競技に於ける心得は、練習のときも同様に守らなければならない。

二、觀覽者は競技場の規則によく注意する。

三、觀覽者は席を汚さないやうに注意し、席を去るときはあとを片付けておく。

一、競技軍人・傷痍軍人並にその遺族・家族に對しては、常に感謝の念を失はず、奉仕の誠意を

血のない場合には懐紙の上に取る。楊枝又は小フォークで適當に切つてたべる。干菓子の類は箸又は手で取り、両手で適當に割つてたべる。

四、卓上で紅茶・コーヒーを進める場合には、盆に載せて左手に持ち、右手を進める。

五、紅茶・コーヒーは、右手に匙を持つて攪拌し匙を受皿の向側に置き、把手を持つて靜かに飲む。

卓子以外に於て進められた場合は、受皿を左で持つ。

六、菓・皿には、ティーナフキン(又は紙ナフキン)及びフォークを添へておく。

七、洋菓子は、添へられたフォークか匙で皿の上に取る。小さいものや乾いたものは手で取つてよい。

八、サンドウキツチは、手で取つて片手でたべる。手でちぎつてたべてはいけない。

九、疊の上では、菓子皿その他盆に載せた儘進め卓上では、多くは盆に載せないでちかちか置く。

一〇、圍遊會等では、席を争つたり、又長く獨占したりしてはいけない。

一一、圍遊會の際、用意の卓子等から、茶菓その他のものを、各自の嗜好に應じて適宜に取分け來る場合には、先を争はないやうにする。

飲食物は、すべてその場で軽くたべるだけを取り、多きに過ぎないやうにする。

一二、退出は、主賓のある場合はその退出後、その他の場合は適當の頃に任意に退出してよい。餘り長居するのはよくない。

一三、客が多數の場合には、主人側に挨拶をしな

表すべきである。

二、外國人に接するには、常に日本國民たるの矜持を保ち、徒らに尊大に陥つたり、卑下したりしてはならない。

三、外國に在つては、その國の儀禮・習慣を心得出來るだけこれに従ふやうにする。

四、特別の必要もないのに濫りに手紙を出し、又はサインを求めなどして、品位を損したり、迷惑をかけたたりしてはならない。

五、男女の間では、互に人格を尊び、品位を重んじ、左の諸點に注意する。

1 なれなれしい言語・動作を避ける。

2 文通にはなるべく葉書を用ひる。又その用語に氣をつける。

3 特に話題に氣をつける。

4 監督者なくして散歩・薄足などすることは避ける。

六、業者と顧客・利用者との間は、互に言語・態度に注意しなければならぬ。官署・銀行・會社・病院などの受附・窓口に於ても同様である。

帝都銅像名及所在地

名	稱	所在地
北白川	宮能久親王	澁田區代官町近衛師團前
有栖川	宮威仁親王	京橋區築地海軍大學前
小松宮	彰仁親王	下谷區上野公園内
濱尾	新	本郷區帝國大學内
青山	胤通	同
下山	須太郎	同
田口	和仁	同 解剖室内

緒方正親 同 衛生病院側  
長谷川 泰 同 湯島天神境内  
平田東助 同 麹町區九段坂  
品川彌二郎 同  
川上操六 同  
大村益次郎 同 麹國神社境内  
奥村五百子 同 九段坂下愛國婦人會  
前島 密 同 九段上瀧信博物館内  
小松謙次郎 同  
中谷弘吉 同  
ウイリアム・ヘンリー 同  
東郷平八郎 同 三番町東郷國民學校  
井上 勝 同 丸ノ内鐵道省前  
大木喬任 同 日比谷司法省  
山田顯義 同  
仁禮景範 同 海軍省内  
川村純義 同  
西郷從道 同  
楠木正成 同 宮城前  
和氣清麻呂 同 麹町區大手町  
松田正久 同 麹町區櫻田門  
寺内正毅 同 三宅坂  
山縣有朋 同 陸軍省附近  
大山 巖 同 參謀本部傍  
陸奥宗光 同 外務省  
川路利良 同 同軍町警備廳衛生神社境内  
伊藤博文 同 帝國議事堂前  
伊藤大隈・板垣 同 帝國議事堂内

太田道灌 同 麹町區東京府境内  
徳川家康 同 大橋圖書館内  
加藤弘之 同 同 下二番町加藤氏内  
エンワード・ジ 同  
小泉八雲 同 上野公園帝國圖書館前  
西郷隆盛 同 上野公園内  
川端玉章 同 上野東京美術學校内  
長岡外史 同 芝公園増上寺境内  
大隈重信 同 芝公園内  
板垣退助 同  
後藤象次郎 同  
小菅知淵 同  
梅若 實 同 品川海晏寺内  
爆彈三勇士 同 愛宕町青松寺内  
大石良雄 同 芝區早稲田泉岳寺内  
瓜生 岩 同 淺草公園内  
尾上菊五郎 同 深川不動尊境内  
坪内逍遙 同 京橋木町町歌舞伎座内  
松原新之助 同 水産講習所内  
辻新次郎 同 神田區教育會館内  
廣瀬 洋 同 神田區萬世橋駅前  
佐々木東洋 同 駿河臺本靈醫院  
岸本辰雄 同 同明治大學内  
小野 梓 同 牛込區早稲田大隈會館内  
大隈重信 同 同 早稲田大學境内  
高田早苗 同 同 早大グラウンド内  
安部 磯雄 同 同

澤榮一 日本橋區日本銀行前及  
井上圓了 板橋區養育院  
江原素六 小石川區東洋大學内  
親鸞聖人 麻布區麻布中學校内  
石黒忠惠 赤坂區善福寺内  
橋本綱常 澁谷赤十字病院内  
日蓮上人 大森區洗足池畔  
加藤清正 大森池上本門寺内  
三澤初子(政岡) 目黒區中目黒正覺寺内  
手島精一 大岡山東京工業大學内

初代 徳川家康 慶長 一〇慶長 三〇  
二代 同 秀忠 慶長 一〇元和 九元  
三代 同 家光 元和 九慶安 四元  
四代 同 家綱 慶安 四延寶 八元  
五代 同 綱吉 天和 元一寶永 六元  
六代 同 家宣 寶永 六正徳 二元  
七代 同 家継 正徳 三享保 二元  
八代 同 吉宗 享保 元一延享 二元  
九代 同 家重 延享 二寶曆 二元  
十代 同 家治 寶曆 一天明 六元  
十一代 同 家齊 天明 七天保 八元  
十二代 同 家慶 天保 八嘉永 六元  
十三代 同 家定 嘉永 六安政 五元  
十四代 同 家茂 安政 五慶應 二元  
十五代 同 慶喜 慶應 二一慶應 二元

江戸時代の將軍

(人名) (在職期間) (年數)

年中行事

(昭和十七年)

一月(晴月、初春月)  
一日 四方拜、興亞奉公日  
二日 諸事始、書初、初荷  
三日 元始祭、諸新聞休刊  
四日 政治、御用始  
五日 新年宴會、初水天宮  
六日 門松撤去、小寒  
七日 七草  
八日 講書始  
九日 陸軍始禮兵式、學校始業  
十日 金刀比羅神社初祭  
中旬 春場所大相撲  
十一日 國開、鏡開  
十五日 海軍始、小豆粥  
十六日 藪入、闖魔詣  
十七日 初觀音  
廿一日 川崎大師初詣、大寒  
廿五日 初天神  
下旬 歌會始  
廿八日 不動初詣  
二月(如月、梅見月)  
一日 興亞奉公日  
三日 節分

四日 立春  
八日 日露海軍記念日  
十一日 紀元節、建國祭、書法記  
念日  
十四日 深川八幡祈年祭  
十五日 温泉會、西行忌  
十六日 滿洲國皇帝御誕生日  
十九日 雨水  
廿五日 法然忌  
廿八日 利休忌(茶人忌を行ふ)  
三月(彌生、花月)  
一日 滿洲國建國節、雄子山鳥  
捕獲禁止、興亞奉公日  
三日 雛祭(上巳の節句)  
六日 皇后陛下御誕辰、母の日  
啓蒙  
十日 陸軍記念日、勤儉貯蓄記  
念日、金刀比羅大祭  
十四日 國民旗和日  
十五日 梅若忌  
十八日 彼乎入り  
中、下旬 各學校卒業式  
廿二日 春季皇靈祭、春分、弘法  
忌  
廿五日 蓮如忌  
四月(卯月、花見月)  
一日 興亞奉公日、七日まで禁  
酒禁煙法酒間

初旬 各學校學年始  
上旬 潮干狩  
三日 神武天皇祭、植樹祭  
四日 諸新聞休刊  
五日 清明  
六日 泉岳寺義士祭(三十日  
間)  
八日 瀧佛會(花まつり)  
十一日 昭憲皇太后御例祭、吉野  
花會式  
十五日 聖德太子祭、狩獵禁止  
十七日 少年保護デー、自治記念  
日  
十八日 東照宮大祭(上野、芝)  
十九日 菓子祭  
下旬 五月人形市  
二十日 遷信記念日  
廿一日 穀雨  
廿二日 孔子祭  
廿七日より 結核豫防週間(五月  
三日迄)  
廿九日 天長節、豐長式  
三十日 靖國神社祭(三日間)  
五月(皐月、早稲月)  
一日 武者人形を飾る、興亞奉  
公日、兒童愛護週間  
二日 八十八夜  
上旬 日本赤十字社總會、武德  
會

五日 端午の節句、菖蒲湯  
六日 立夏  
十日 金刀比羅神社開帳、交通  
安全デー  
中旬 牡丹、草場所大相撲  
十四日 東寺大供養、出雲大社祭  
十五日 神田明神祭、九品佛千部  
會  
十七日 淺草觀音三社祭  
十八日 國際慈善デー  
廿一日 早稲大師降誕會  
廿二日 小滿  
廿五日 柚公祭  
廿七日 海軍記念日  
廿八日 各地不動尊開帳  
廿八日 六月三日 動物愛護週間  
三十日 東郷元帥忌日  
六月(水無月、常夏月)  
一日 夏衣、鮎漁祭、興亞奉  
公日  
四日 光琳忌、臨國豫防デー  
六日 芒種  
十日 時の記念日  
十一日 入海  
十五日 東京日枝祭、京橋八坂祭  
十七日 伊勢大講堂祭、臺灣始政  
記念日  
廿二日 夏至  
廿一日 廿七日 全國職業指導週  
五七七

- 廿四日 愛宕社四萬六千日、清正公忌日
- 廿五日 皇太后陛下御誕辰
- 三十日 大破、箭折式、住吉神社祭
- 七月(文月、棚橋月)
- 一日 富士山開、水泳場開始、施餓鬼(十五日迄)、元寇記念日、興亞奉公日
- 七日 支那事變勃發記念日、七夕祭
- 八日 小暑
- 十日 淺草觀世音四萬六千日、富士山頂大社開き
- 十二日 國旗制定記念日、相馬の野馬追祭
- 十二日—十三日 草市、湊川神社祭
- 十三日 孟蘭盆、中元
- 十六日 賑入、閻魔詣
- 十七日 京都祇園祭
- 廿日 土用入、海の記念日
- 廿三日 大暑
- 三十日 明治天皇祭
- 八月(葉月、月見月)
- 一日 武蔵水川神社祭、興亞奉公日

- 四日 北野天滿宮祭
- 七日 成田祇園會
- 八日 立秋
- 十二日 王子神社槍祭、八幡祭、巨燈祭
- 十六日 大文字火(京都如意岳)三島祭
- 十八日 堀之内妙法寺十部會(二十八日迄)
- 十九日 鎌倉圓覺寺總干(總覽許可)山城愛宕山燈籠焚き
- 廿一日 住吉神社神輿渡御祭
- 廿三日 鎌倉建長寺開山忌(二十三日迄)千燈會許可)樺太廳始政記念日
- 廿四日 白露
- 廿九日 日轉併合記念日
- 九月(長月、寢覺月)
- 一日 大震災記念日、興亞奉公日
- 八日 上州太田春蘭開山忌
- 上旬 二科、美術院等繪畫展覽會開かる
- 九日 重陽節前、生國魂祭
- 十一日 日蓮上人法難會
- 十三日 乃木祭、司法保護デー
- 十五日 石清水八幡祭、神田明神祭、横濱山王祭、放生會

- 中旬 大學レガッタ(隅田川)
- 十七日 黄海々戦記念日
- 十八日 豊國祭(京都) 瀬洲事變勃發記念日
- 十九日 霧島宮祭、子規忌
- 廿日 彼岸入り、航空日
- 廿四日 秋季皇靈祭、秋分
- 廿五日 中秋明月
- 十月(神無月、小春)
- 一日 更衣(警官冬服着用)興亞奉公日、朝鮮總督府始政記念日、東京市自治記念日
- 五日 達磨忌
- 九日 寒露
- 十日 視力保存デー、湯島天神祭、金刀比羅祭(讃岐)
- 十二日 池上本門寺會式、芭蕉忌
- 十三日 戊申詔書御下賜記念日、日蓮忌
- 十五日 統靈祭
- 十七日 神嘗祭、朝鮮神宮祭
- 十八日 諸新聞休刊
- 下旬 文展開催
- 二十日 惠美須講、二宮尊徳忌
- 廿二日 平安神宮時代祭、御取越鞍馬火祭
- 廿三日 靖國神社祭

- 廿四日 霜降
- 廿七日—十一月三日 第十三回明治神宮國民體育大會
- 廿八日 臺灣神社祭
- 三十日 教育勸諭下賜記念日
- 十一月(霜月、神降月)
- 一日 結婚衛生強調日、興亞奉公日
- 西ノ日 大嘗神社西ノ市
- 一日—七日 全國博物館週間、圖書館週間、圖書祭
- 三日 明治節、明治神宮祭、神農祭(京都) 體操祭
- 六日 京都極樂寺十夜講
- 八日 立冬、曬祭、火焚祭(伏見稻荷)
- 十日 國民精神作興詔書記念日
- 十一日 世界大戦平和克復記念日
- 十五日 七五三祝、中山法華寺會式
- 十五日—廿二日 全國兒童養護週間
- 廿一日 大師講(二十四日迄)
- 廿二日—廿八日 報恩講
- 廿三日 新嘗祭、小雪

廿七日 品川千體荒神祭

此月 交通安全デー、防火デー開かる

- 十二月(師走、春待月)
- 一日 羽子板賣出、北野神社大祭、興亞奉公日
- 五日 納めの水天宮
- 八日 大雪、釋尊成道會
- 十四日 歳の市(十四、十五日深川八幡、十七、十八日淺草觀音、二十、二十一日神田明神、二十三日芝大神宮、二十四日愛宕神社、二十五日平河天神、湯島天神、二十八日藥研堀不動尊三十、三十一日市内各所)義士祭
- 中旬 賢所御神樂、詠進歌締切
- 廿一日 納めの大師
- 廿二日 冬至
- 廿五日 大正天皇祭、クリスマス 蕪村忌
- 下旬 帝國議會開院式
- 廿八日 御用納、納め不動尊
- 卅一日 大破、年越の行事、除夜の鐘

### 日常支那語

- 單位
- 一 イー
- 二 アル
- 三 サアヌ
- 四 スー
- 五 ウー
- 六 リイウ
- 七 チイ
- 八 パア
- 九 チイウ
- 十 シイ
- 十一 パア—イ
- 十二 チイエヌ
- 十三 ワアヌ
- 十四 ワアヌ
- 十五 ワアヌ
- 貨幣
- 一錢 イー、フエヌ
- 拾錢 イー、チャアオ
- (イー、マオ)
- 一圓 イー、イワアヌ
- 銅錢 トオン、ツール
- 小銀貨 シイヨウヤアン
- 弗銀 タア—ヤアン
- 札幣 チャアオ、ビイヤオ
- 國幣 コウオ、ピー

金票 チヌ、ビイヤオ

日本紙幣 ラアオ、トオ、ルビー

ヤオ

○度量衡

一分 イー、フエヌ

一寸 イー、ツウヌ

一尺 イー、チイ

一丈 イー、チャン

一里 イー、リーイ

一坪 イー、クワン

一畝 イー、ムー

一畝 イー、チイエヌ、テイ

一合 イー、ホー

一升 イー、シヨオン

一斗 イー、トオワ

一石 イー、タン

一匁 イー、チイエヌ

一匁 イー、チイエヌ

一匁 イー、リイヤン

一噸 イー、チヌ

一噸 イー、パン

一噸 イー、トオヌ

一噸 イー、トオヌ

一時 イー、テイエヌ

二時 リイヤン、テイエヌ

三時 サアヌ、テイエヌ

四時半 スー、テイエヌ、パアヌ

正午 チヨン、ウー

一分間 イー、フエヌ、チヌウン

十分間 シー、フエヌ、チヌウン

十五分間 イー、ヨオ

半時間 パアヌ、テイエヌ、チヌウン

一時間 イー、テイエヌ、チヌウン

今 シイエヌ、ツア—イ

朝 ツア—オ、チ—イ

晝 シヤアン、ウー

夜 ワア—ヌ、シヤン

午後 テイエヌ、パアヌ、チイエヌ

午後 ホオワ、パアヌ、チイエヌ

今日 チヌ、テイエヌ

明日 ミン、テイエヌ

明後日 ホオウ、テイエヌ

昨日 ツオ、テイエヌ

一昨日 チイエヌ、テイエヌ

○週

月曜日 リー、パイ、イ—

火曜日 リー、パイ、アル

水曜日 リー、パイ、サアヌ

木曜日 リー、パイ、ス—

金曜日 リー、パイ、ウ—

土曜日 リー、パイ、リイウ

日曜日 リー、パイ

今週 チオ、リー、パイ